

# 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

## 第13回議事次第

平成24年1月16日（月）

10:00～12:20

厚生労働省専用第12会議室（12階）

### 1. 開会

### 2. 議題

（1）平成24年度社会的養護関係予算案の概要について

（2）施設運営指針及び里親等養育指針について

（3）家庭養護と家庭的養護の用語の整理、ファミリーホームの要件  
の明確化、里親支援の充実について

（4）平成22年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対  
応状況について

### 3. 閉会

## 配布資料一覧

資料 1 平成 24 年度社会的養護関係予算案の概要

資料 2-1 施設運営指針及び里親等養育指針の検討について

資料 2-2 児童養護施設運営指針案（未定稿）

資料 2-3 乳児院運営指針案（未定稿）

資料 2-4 情緒障害児短期治療施設運営指針案（未定稿）

資料 2-5 児童自立支援施設運営指針案（未定稿）

資料 2-6 母子生活支援施設運営指針案（未定稿）

資料 2-7 里親及びファミリーホーム養育指針案（未定稿）

資料 3-1 家庭養護と家庭的養護の用語の整理について

資料 3-2 ファミリーホームの要件の明確化について

資料 3-3 里親支援の充実について

資料 4 平成 22 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応  
状況について

（参考資料）

資料 5 社会的養護の現状について

資料 6 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（通知）

# 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員

平成23年12月12日

氏名	所属等	
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院施設長	
犬塚 峰子	大正大学人間学部臨床心理学科教授、児童精神科医	(新)
今田 義夫	全国乳児福祉協議会副会長 日本赤十字社医療センター 附属乳児院施設長	
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長 倉明園施設長	
◎ 柏女 露峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	
榎原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者	
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長	
伊達 直利	全国児童養護施設協議会副会長 旭児童ホーム施設長	
坪田 真起子	大阪府東大阪子ども家庭センター所長	(新)
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授	(新)
平井 誠敏	全国自立援助ホーム協議会事務局長 自立援助ホーム 慈泉寮施設長	(新)
平倉 秀夫	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長	(新)
藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長 愛泉こども家庭センター施設長	
ト 蔵 康行	日本ファミリーホーム協議会会長 ファミリーホーム ざおうホーム	(新)
星野 崇	全国里親会副会長	(新)
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授	(新)
吉田 恒雄	駿河台大学法学部教授	
渡井 さゆり	特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長	(新)

(◎ : 委員長、 敬称略、 五十音順)

## 平成 24 年度 厚生労働省社会的養護関係予算案の概要

(平成 23 年度予算額) (平成 24 年度予算案額)

### 社会的養護の充実

85, 595 百万円 → 91, 449 百万円

(うち、児童入所施設措置費 83, 473 百万円 → 89, 281 百万円)

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会等で検討を行い、本年 7 月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直しなどを推進していくこととしたところである。

社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であり、社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していくよう、社会的養護の施策の充実を図る。

### (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和 51 年（児童自立支援施設は昭和 55 年、母子生活支援施設は昭和 57 年）に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30 数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人员配置を引き上げる。

児童養護施設	小学生以上	6 : 1	→	5.5 : 1
	1歳児	2 : 1	→	1.6 : 1
	0歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
乳児院	0・1歳児	1.7 : 1	→	1.6 : 1
情緒障害児短期治療施設		5 : 1	→	4.5 : 1
児童自立支援施設		5 : 1	→	4.5 : 1
母子生活支援施設	20世帯未満	1人	→	10世帯未満 1人
(母子支援員)				10世帯以上 20世帯未満 2人
	20世帯以上 2人		→	20世帯以上 3人

### (2) 施設における家庭的養護の推進

#### ○施設の小規模化の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で、家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケア（713 か所→743 か所）や、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（210 か所→240 か所）の増を図る。

また、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるよう配置数の増（160 か所→743 か所）を図る。

## ○地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定

施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

## （3）里親支援等の推進

### ○里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

### ○ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

### ○里親支援機関事業の推進

里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

### ○調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

## （4）被虐待児童等への支援の充実

### ○受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

### ○乳児院の被虐待児個別対応職員の配置の拡充

虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院に配置する被虐待児個別対応職員を全施設に配置する。

### ○一時保護の充実

一時保護の充実を図るため、里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費等相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給する。

### ○児童家庭支援センター運営等事業の推進

子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進を図るとともに、心理療法担当職員の配置を充実し、支援体制の充実を図る。

## ○民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大

民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加する。また、看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できることにする。

## ○児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等（通所部）利用

児童養護施設入所児童のうち、児童相談所が必要と認めた児童について、情緒障害児短期治療施設（通所部）や児童自立支援施設（通所部）の利用を可能とすることで、児童の支援の充実を図る。

### （5）要保護児童の自立支援の充実

#### ○就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善

就職や大学進学等を契機として退所し、自立生活を始める児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善（216,510円→268,510円）を図る。

#### ○自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、児童が受ける英語検定、簿記検定など、就職に役立つ資格の取得経費を支給（55,000円）する。

#### ○母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設

母子生活支援施設の入所児童に、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金等を支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）することで、母子の自立支援を図る。

#### ○自立援助ホームの設置推進等

自立援助ホームの設置推進（93か所→115か所）を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

### （6）施設運営の質の向上

#### ○第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定

施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（一回30万円）する。

#### （参考）児童入所施設措置費予算額の推移

年度（平成）	予算額	対前年度増減額
19年　度	752.6億円	+27.5億円
20年　度	775.4億円	+22.8億円
21年　度	797.5億円	+22.1億円
22年　度	812.7億円	+15.2億円
23年　度	834.7億円	+22.0億円
24年度予算案	892.8億円	+58.1億円



# 施設運営指針及び里親等養育指針について

○社会的養護の現状では、施設等の運営の質の差が大きいことから、「社会的養護の課題と将来像」では、施設運営等の質の向上を図るため、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書（指針の解説書）」を作成し、
- ②「自己点検」とともに、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけることとした。

○平成23年度末までに、種別ごとの指針を策定するとともに、第三者評価のガイドラインの改定を行う。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、  
及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成

種別毎の「手引書（指針の解説書）」  
の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書（指針の解説書）を作成。



指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。(平成24年度から実施)

「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。  
(平成23年9月省令改正済、24年4月施行)
- ・評価基準の見直しと評価者の研修を行う

# 指針等ワーキンググループによる検討経過と今後の予定について

- 平成23年8月末に6つのワーキングを設置して、12月までに指針の素案を作成した。1月の社会的養護専門委員会で議論。
- ・[児童養護WG] 9/27、10/11、10/25、11/16、11/28(5回)
  - ・[情緒障害児短期治療施設WG] 9/26、10/20、11/8、11/21 (4回)
  - ・[母子生活支援施設WG] 9/20、10/18、11/17、11/28 (4回)
  - ・[全体会合] 8/30、11/1 (2回)
  - ・[乳児院WG] 9/28、10/24、11/7、11/29(4回)
  - ・[児童自立支援施設WG] 9/13、10/18、11/8、11/22 (4回)
  - ・[里親・ファミリーホームWG] 9/30、10/12、10/26、11/14、11/25 (5回)
- 今後、各施設ワーキングでは、1月から3月に、第三者評価ガイドラインの見直しを検討。指針案も引き続き検討を進める。
- 里親・ファミリーホームWGでは、里親・ファミリーホーム養育指針とともに、里親支援のあり方について検討し、里親委託ガイドラインの見直しを検討。
- 3月に、社会的養護専門委員会等で議論の上、指針、ガイドラインを定める予定。
- 第三者評価については、平成24年度前半に、各都道府県における第三者評価基準の見直し、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。

## ＜施設運営指針等の策定＞

社会保障審議会 児童部会  
社会的養護専門委員会

## ＜第三者評価基準ガイドラインの見直し＞

福祉サービス第三者評価事業に関する  
評価基準等委員会(全社協)

施設運営指針等ワーキング全体会議  
柏女靈峰委員長 + 6WG座長

社会的養護施設関係分科会

分科会長:石井哲夫 児童部会長  
+福田敬第三者評価基準部会長+5WG座長

## 施設運営指針等ワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎桑原教修、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、ト藏康行、宮島清、横堀昌子)

児童養護施設WG	○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長
乳児院WG	○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長
情緒障害児短期治療施設WG	○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授
児童自立支援施設WG	○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授
里親・ファミリーホームWG	○星野 崇 木ノ内 博道 ト藏 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子	全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授
母子生活支援施設WG	○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授

# 施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針案について

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など  
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

## ＜指針の基本構成＞

### 第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

### 第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

#### ○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

#### ○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ④家族との連携協働、
- ②発達の保障と自立支援、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ③回復を目指した支援、
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

#### ○各指針案の特徴

- ・児童養護施設：養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院：乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設：心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設：生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設：入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム：養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応  
各指針の第Ⅱ部の項目数は、80項目～100項目

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

## 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論	第Ⅰ部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
(1)社会的養護の基本理念 (2)社会的養護の原理 (3)社会的養護の基盤づくり					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念	3. 児童自立支援施設の役割と理念	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念
		(1) 情緒障害児短期治療施設の役割 (2)情緒障害児短期治療施設の運営理念と「児童心理治療施設」の通称	(1) 児童自立支援施設の目的 (2)自立支援の主な目標		(1) 里親・ファミリーホームの役割 (2) 里親・ファミリーホームの理念
4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 対象児童	4. 利用対象	4. 対象児童
(1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	(1)子どもと保護者の特徴と背景 (2)子どもの年齢等	(1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	(1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	(1)母子生活支援施設の利用対象と留意事項 (2)母親と子どもの年齢等	
5. 養育のあり方の基本	5. 養育のあり方の基本	5. 治療・支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 支援のあり方の基本	5. 家庭養護のあり方の基本
(1)関係性の回復をめざして (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人の原則 (4)家族と退所者への支援	(1)養育の基本と原則 (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人 (4)家庭・里親への支援 (5)地域支援・地域連携	(1)基本的な考え方 (2)治療の場といとなみ (3)治療・支援を担う人 (4)家族と退所児童への支援 (5)地域支援・地域連携	(1)基本的な考え方 (2)保護・養育・教育・心理的ケアのあり方 (3)子どもの支援を担う人 (4)家族と退所者への支援 (5)地域支援・地域連携	(1)基本的な考え方 (2)支援のあり方 (3)支援を担う人の原則	(1)基本的な考え方(家庭の要件) (2)家庭養護の養育 (3)地域とのつながりと連携
6. 児童養護施設の将来像	6. 乳児院の将来像	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像	6. 児童自立支援施設の将来像	6. 母子生活支援施設の将来像	6. 里親等の支援
(1)施設の小規模化と施設機能の地域分散化 (2)施設機能の高度化と地域支援	(1)専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実 (2)養育単位の小規模化	(1)設置推進と専門的機能の充実 (2)短期入所、通所機能の活用、外来機能の充実	(1)専門的機能の充実等 (2)相談、通所、アフターケア機能	(1)入所者支援の充実 (2)広域利用の確保等	

## 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 養育・支援 (1)養育・支援の基本 (2)食事 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)自己領域の確保 (8)主体性、自律性を尊重した日常生活 (9)学習・進学支援、就労支援 (10)行動上の問題及び問題状況への対応 (11)心理的ケア (12)継続性とアフターケア	<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 養育・支援 (1)援助の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)睡眠環境等 (5)発達段階に応じた支援 (6)健康と安全 (7)心理的ケア (8)継続性とアフターケア	<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 治療・支援 (1)治療 (2)生活の中での支援 (3)食生活 (4)衣生活 (5)住生活 (6)健康と安全 (7)性に関する教育 (8)行動上の問題及び問題状況への対応 (9)自主性、主体性を尊重した日常生活 (10)学習支援、進路指導等 (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 支援 (1)支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)行動上の問題に対しての対応 (8)主体性、自律性を尊重した日常生活 (9)学習支援、進路支援、作業指導等 (10)心理的ケア (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 支援 (1)支援の基本 (2)入所初期の支援 (3)母親への日常生活支援 (4)子どもへの支援 (5)DV 被害からの回避・回復 (6)子どもの虐待状況への対応 (7)家族関係への支援 (8)特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 (9)主体性を尊重した日常生活 (10)就労支援 (11)継続性とアフターケア	<b>第Ⅱ部 各論</b> 1 養育・支援 (1)養育の開始 (2)「中途からの養育」であることの理解 (3)家族の暮らし方、約束ごとについての理解 (4)子どもの名前、里親の呼称等 (5)幼稚園や学校、医療機関等との関係 (6)子どもの自己形成 (7)実親との関係 (8)衣食住などの安定した日常生活 (9)実子を含む家族一人一人の理解と協力 (10)子どもの選択の尊重 (11)健康管理と事故発生時の対応 (12)教育の保障と社会性の獲得支援 (13)行動上の問題についての理解と対応 (14)進路選択の支援 (15)委託の解除、解除後の交流 (16)養子縁組
<b>2 家族への支援</b> (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	<b>2 家族への支援</b> (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	<b>2 家族への支援</b> (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	<b>2 家族への支援</b> (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援		
<b>3 自立支援計画、記録</b> (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	<b>3 自立支援計画、記録</b> (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	<b>3 自立支援計画、記録</b> (1)自立支援計画の策定 (2)子どもの治療・支援に関する適切な記録	<b>3 自立支援計画、記録</b> (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの支援に関する適切な記録	<b>2 自立支援計画、記録</b> (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)母親と子どもの支援に関する適切な記録	<b>2 自立支援計画と記録</b> (1)自立支援計画 (2)記録と養育状況の報告

## 施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
<b>4 権利擁護</b> (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7)他者の尊重	<b>4 権利擁護</b> (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)保護者の意向への配慮 (3)入所時の説明等 (4)保護者が意見や苦情を述べやすい環境 (5)被措置児童等虐待対応	<b>4 権利擁護</b> (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7)他者の尊重	<b>4 権利擁護</b> (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7)他者の尊重	<b>3 権利擁護</b> (1)母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)母親と子どもの意向や主体性の配慮 (3)入所時の説明等 (4)母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)権利侵害への対応	<b>3 権利擁護</b> (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもを尊重する姿勢 (3)守秘義務 (4)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)体罰の禁止 (6)被措置児童等虐待対応
<b>5 事故防止と安全対策</b>	<b>5 事故防止と安全対策</b>	<b>5 事故防止と安全対策</b>	<b>5 事故防止と安全対策</b>	<b>4 事故防止と安全対策</b>	
<b>6 関係機関連携・地域支援</b> (1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	<b>6関係機関連携・地域支援</b> (1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	<b>6 関係機関連携・地域支援</b> (1)関係機関等との連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	<b>6 関係機関連携・地域支援</b> (1)関係機関等との連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	<b>5 関係機関連携・地域支援</b> (1)関係機関等との連携 (2)地域社会への参加・交流の促進 (3)地域支援	<b>4関係機関・地域との連携</b> (1)関係機関との連携 (2)地域との連携
<b>7 職員の資質向上</b>	<b>7 職員の資質向上</b>	<b>7 職員の資質向上</b>	<b>7職員の資質向上</b>	<b>6 職員の資質向上</b>	<b>5 養育の技術向上等</b> (1)養育技術の向上 (2)振り返り(自主評価)の実施
<b>8 施設の運営</b> (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	<b>8 施設運営</b> (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	<b>8 施設運営</b> (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	<b>8 施設運営</b> (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	<b>7 施設運営</b> (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	

# 児童養護施設運営指針案（未定稿）

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、児童養護施設における社会的養護の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う児童養護施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、児童養護施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす子どもたちに一人一人の発達を保障する取り組みを創出していくとともに、児童養護施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の衰退が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の一過程であると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### （1）社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

### （2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

#### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者にとって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切つていけるような支援が求められている。

### （3）社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していくような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していくなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## 3. 児童養護施設の役割と理念

- ・児童養護施設は、児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育する

ことにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。

- ・生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う。
- ・職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

## 4. 対象児童

### （1）子どもの特徴と背景

#### ①複雑な背景

- ・児童養護施設における入所理由は、父母の死別又は生死不明の児童、父母から遺棄された児童など保護者のない子どもは一部に過ぎず、大半は保護者から虐待を受けたために保護された子どもであり、次に、親の疾患、離婚等により親の養育が受けられない子どもに変化している。
- ・また、子どもの入所理由の背景は単純ではなく、複雑・重層化している。ひとつの虐待の背景をみても、経済的困難、両親の不仲、精神疾患、養育能力の欠如など多くの要因が絡み合っている。そのため、入所に至った直接の要因が改善されても、別の課題が明らかになることが多い。
- ・こうしたことを踏まえ、子どもの背景を十分に把握した上で、必要な心のケアも含めて養育を行っていくとともに、家庭環境の調整も丁寧に行う必要がある。

#### ②障害を有する子ども

- ・虐待は閉ざされた養育空間の中で、子育てに行き詰ったときに発生することが多く、発達上に問題を抱える子どもであれば、そのリスクはさらに高まることが指摘されている。
- ・障害を有する子どもについては、その高い養護性にかんがみて、障害への対応も含めて最大限の支援を行うことが必要である。その場合、医療や他の福祉サービスの利用など関連機関との連携が欠かせない。

### （2）子どもの年齢等

#### ①年齢要件と柔軟な対応

- ・児童養護施設は、乳児を除く18歳にいたるまでの子どもを対象としてきたが、

特に必要がある場合は乳児から対象にできる。

- ・また、20歳に達するまで措置延長ができることから、子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、必要がある場合は18歳を超えても対応していくことが望ましい。
- ・義務教育終了後、進学せず、または高校中退で就労する者であっても、その高い養護性を考慮して、でき得る限り入所を継続していくことが必要である。

## ②高齢児への対応

- ・入所時の年齢が高くなるほど、その養護性の問題は見逃されがちだが、親からの虐待を自ら訴える子どもの存在、高校進学したくても行けなかった子どもの存在など、年齢は高くなっていても児童養護施設の養育を必要としている子どもたちへの対応が求められている。

## ③再措置への対応

- ・児童養護施設は、対象となる子どもの背景が多岐にわたっているとともに、子どもの年齢も幅広く、社会的養護を担う施設のなかでは中核的存在となっている。
- ・児童養護施設から里親、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設などへの措置変更に際しては、そうした子どもが再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、養育の連続性の意味からも入所していた施設に再措置されることが望ましい。家庭復帰した場合も同様である。
- ・また、18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、十分なアフターケアとともに、必要な場合には再入所の措置がとられることが望ましい。

## 5. 養育のあり方の基本

### （1）関係性の回復をめざして

- ・子どもにとって、大人は「共に居る」時間の長短よりも「共に住まう」存在であることが大切である。子どもは、「共に住まう」大人（「起居を共にする職員」）との関係性の心地よさを求めつつ自らを創っていく。
- ・社会的養護は、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている。親子間の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが協働することによって果たされる。
- ・児童養護施設では、多かれ少なかれ複数の子どもが生活空間を共有している。子どもと大人の関係だけでなく、子ども同士の関係にも十分に配慮したい。虐待体験や分離体験を経た子どもには、子ども同士の関係の中に力に基づく関係がみられたり、対人関係そのものを避ける傾向がみられたりする。
- ・児童養護施設の職員は、さまざまな工夫を凝らして、子ども同士の関係にも適切に働きかけなければならない。子どもは、ぶつかり合い、助け合い、協力し合

うといった体験を通して、他者を信頼する気持ちが芽生え、社会性や協調性を身につけていくのである。

### （2）養育のいとなみ

- ・社会的養護は〈養育のいとなみ〉である。子どもたちとともにする日々の生活の中から紡ぎ出されてくる、子どもたちの求めているもの、さらには子どもたちが容易には言葉にしえない思いをもくみ取ろうとするようないとなみが求められている。子どもにとっての「切実さ」「必要不可欠なもの」に気づいていくことが大切である。
- ・社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難をともなうものである。しかし、子どもが未来に向かって歩んでいくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することがきわめて重要な課題である。
- ・子どもが自分の生を受けとめるためには、あるがままの自分を受け入れてもらえる大人との出会い（存在）が必要である。「依存」と「自立」はそうした大人との出会いによって導き出され、成長を促される。
- ・社会的養護には、画一化されたプログラムの日常ではなく、子どもたち個々の興味や関心を受けとめる環境が求められる。そこでは子どもの個性や能力が引き出され、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進される。
- ・子どもたちが将来に希望をもって、さまざまな体験を積み増しながら、夢をふくらましていくことは大事なことである。生活は、子どもにとって育ち（発達）の根幹となるものである。やがては子ども時代の生活を通して会得したこと、学習したことを意識的、無意識的な記憶の痕跡として再現していくことになる。

### （3）養育を担う人の原則

- ・養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人の存在が必要となる。
- ・子どもの潜在可能性は、開かれた大人の存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人の存在は、これから大人に向かう子どもにとってのモデルとなる。
- ・ケアのはじまりは、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負わされた悲しみ、苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかにある。とするならば、子どもの親（家族）への理解はケアの「引き継ぎ」や「連續性」にとって不可避的課題である。
- ・子どもたちを大切にしている大人の姿や、そこで育まれ、健やかに育っている子どもの姿にふれることで、親の変化も期待される。親のこころの中に、子どもの変化を通して「愛」の循環が生まれるように支えていくことも大切である。

- ・養育者は、子どもたちに誠実に関わりコミュニケーションを持てない心情や理屈では割り切れない情動に寄り添い、時間をかけ、心ひらくまで待つこと、関わっていくことを大事にする必要がある。分からることは無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切にし、見つめ、関わり、考え、思いやり、調べ、研究していくことで分かる部分を増やしていくようとする。その姿勢を持ち続けることが、気づきへの感性を磨くことになる。
- ・子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けなければならない。経験によって得られた知識と技能は、現実の養育の場面と過程のなかで絶えず見直しを迫られることになるからである。養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした平凡な養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。

#### （4）家族と退所者への支援

##### ①家庭支援

- ・被措置児童の家庭は、地域や親族からも孤立していることが多く、行政サービスとしての子育て支援が届きにくい。こうした家庭に対して施設は、その養育機能を代替することはもちろんのこと、養育機能を補完するとともに子育てのパートナーとしての役割を果たしていくことが求められている。その意味では、児童養護施設は、子どもの最善の利益を念頭に、その家庭も支援の対象としなければならない。その場合、地域の社会資源の利用や関係者との協働が不可欠である。

##### ②退所した者への支援

- ・児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、その施設を退所した者であるなら支援の対象となる。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境が施設と比して安定したものであるとは考えにくく、自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について把握しておく必要がある。

## 6. 児童養護施設の将来像

#### （1）施設の小規模化と施設機能の地域分散化

- ・今日、社会的養護を必要とする子どもたちは、ますます大きな生きづらさや困難さを抱えて、児童養護施設へ入所している。児童養護施設は、こうした子どもたちの心身の健やかな成長と、子どもたちの生きづらさからの克服を支え続けていくことが求められる。
- ・児童養護施設には、配慮された生活の継続性が重要である。配慮のなされた生活体験は、将来に向かって子どもの人生に豊かさを育んでいく。日常の生活においては特定の養育者が個別的な関係を持つとともに、生活感と温かみを実感で

きる居場所が必要である。社会的養護における生活は、その環境が子ども・大人相互の信頼に足るものであることが大事である。

- ・児童養護施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会による「とりまとめ（『社会的養護の課題と将来像』）」のように、本体施設のすべてを小規模グループケアしていくとともに、本体施設の定員を少なくし、地域のグループホームに移していく方向に進むべきである。
- ・また、家庭養護を優先する社会的養護の原則の下、児童養護施設は、家庭養護の担い手である里親やファミリーホームを支援していく。
- ・小規模化と地域分散化の取り組みをすすめていくためには、一人一人の職員に、養育のあり方についての理解や力量の向上が求められ、また、職員を孤立化させない組織運営力の向上やスーパーバイズの体制が必要となることから、中長期的計画を立てて、地域の中で養育の機能を果たす児童養護施設への転換を目指していく。

## （2）施設機能の高度化と地域支援

- ・児童養護施設は、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設は、地域のセンター施設として、その機能を高度化させていく。
- ・児童養護施設では、虐待を受けたことや発達障害などのために専門的なケアを必要としている子どもの養育を行うことから、その専門性を高めていく。
- ・また、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイなどによる地域の子育て支援など、地域支援の機能を高めていく。
- ・親（家族）から離れて生活する子どもへの、親（家族）との心理的、物理的な関係の配慮や養育の過程のはからいは、子どもの生活を安心、安全の場とするために欠かせない。

## 第Ⅱ部 各論

### 1. 養育・支援

#### （1） 養育・支援の基本

- ①子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
  - ・職員は高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりと深い洞察力をもって、子どもの課題把握に努める。
  - ・被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛やいかりを理解する。
  - ・子どもが表出する感情や言動のみに振り回されることなく、その裏側の心を理解する。
- ②基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
  - ・基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
  - ・子ども一人一人の充足すべき基本的欲求を把握する。
  - ・基本的欲求の充足において、子どもの希望や子どもと職員との関係性を重視する。
  - ・職員は、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもとの関係性をより深める。
- ③子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
  - ・過干渉にならず、つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成し、自己を向上発展させられるよう養育・支援する。
- ④発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
  - ・年齢や発達段階に応じた図書や、玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
  - ・幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
  - ・子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障する。
- ⑤秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。
  - ・職員の指示や声掛けは適切に行い、穏やかで秩序ある生活が営めるようにする。
  - ・普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
  - ・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育・支援する。
  - ・子どもが社会生活を営む上で必要な様々な知識や技術を日常的に伝え、子ど

もが生活技術や能力を習得できるよう養育・支援する。

## （2） 食事

①食事は、団欒の場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫する。

- ・食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫する。
- ・クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく食べられるなど、配慮された食事環境とする。
- ・無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮する。
- ・施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設ける。

②子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供する。

- ・子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
- ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。

③子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。

- ・日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
- ・日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
- ・偏食の指導を適切に行う。
- ・食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるようにする。
- ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。

## （3）衣生活

①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。

- ・低年齢児に対しては、常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。

②子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。

- ・気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。
- ・発達段階や好みに合わせて、四季を通じて子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

#### （4）住生活

##### ①居室等施設全体がきれいに整美されているようにする。

- ・建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようする。
- ・軽度の修繕は迅速に行う。
- ・発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようする。

##### ②安全、安心を感じる場所となるよう、子ども一人一人の居場所が確保されるようする。

- ・小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。
- ・家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。
- ・中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保する。

#### （5）健康と安全

##### ①発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。

- ・幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握する。
- ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるように支援する。
- ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。
- ・夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援する。

##### ②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。

- ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて隨時、把握する。
- ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
- ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症または食中毒が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

#### （6）性に関する教育

##### ①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。

- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。

- ・年齢・発達段階に応じた性教育を実施する。
- ・日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
- ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

#### （7）自己領域の確保

- ①できる限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする。
  - ・食器や日用品などが子どもの好みに応じて個々に提供する。
  - ・個人の所有物について記名する場合は、年齢や子どもの意向に配慮する。
  - ・個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等整備する。
- ②成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようになる。
  - ・子ども一人一人の成長の記録を整理し、自由に見ることができるよう個人が保管し、必要に応じて職員と共に振り返る。

#### （8）主体性、自律性を尊重した日常生活

- ①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
  - ・子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）が行えるよう支援する。
  - ・行事などの企画・運営に子どもが主体的に関わり、子どもの意見を反映させる。
- ②主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。
  - ・子ども興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう支援する。
  - ・学校のクラブ活動、外部のサークル活動、子どもの趣味に応じた文化やスポーツ活動は、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認める。
- ③子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
  - ・計画的な小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるよう支援する。
  - ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

#### （9）学習・進学支援、就労支援

- ①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
  - ・不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
  - ・公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。

- ②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
  - ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
  - ・高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
  - ・中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ③職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
  - ・事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
  - ・子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

#### （10）行動上の問題および問題状況への対応

- ①子どもが暴力、不適応行動などを行った場合に適切に対応する。
  - ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報の共有化し、連携して対応する。
  - ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に対応する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
  - ・パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウト法を応用するなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守る。
- ②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底する。
  - ・日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
  - ・施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持つ。
  - ・子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入する。
  - ・生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮する。
  - ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。
- ③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。
  - ・強引な引き取りへの対応について、司法的な措置も含めて、施設で統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
  - ・生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

#### （11）心理的ケア

- ①被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。
  - ・心理的な支援を必要とする子どもは、心理支援プログラムを策定する。

- ・心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法を明示し、実施する。
- ・治療的な援助の方法について施設内で研修を実施する。

#### （12）継続性とアフターケア

- ①措置変更等または受け入れを行うにあたり、継続性に配慮した対応を行う。
  - ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目がない養育・支援に努める。
  - ・措置変更にあたり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
  - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
  - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
  - ・里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
  - ・18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。
- ②家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
  - ・退所にあたってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
  - ・子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
  - ・退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
  - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ③高校卒業しても自立困難な場合、措置延長を積極的に利用して継続して支援する。
  - ・子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、必要に応じて措置を延長して自立支援を行う。
- ④子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。
  - ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
  - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
  - ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
  - ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

## 2. 家族への支援

### （1）家族とのつながり

①児童相談所や家族の所在する市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。

- ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
- ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行い、また、家族の所在する市町村と協議を行う。

②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。

- ・家族に対して、面会、外出、一時帰宅はもちろん、学校行事等への参加を働きかける。
- ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
- ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
- ・家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮する。

### （2）家族に対する支援

①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。

- ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
- ・子どものために行う保護者への援助を支援として位置付け、積極的に取り組む。
- ・親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた援助を行う。

## 3. 自立支援計画、記録

### （1）アセスメントの実施と自立支援計画の策定

①子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
- ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
- ・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。

②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。

- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員）を設置する。
- ・児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。
- ・また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
- ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
- ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
- ・支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
- ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。

③自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。

- ・自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
- ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
- ・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

## （2）子どもの養育・支援に関する適切な記録

①子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。

- ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
- ・記録内容について職員間でバラツキが生じないよう工夫する。

②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。

- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
- ・守秘義務の遵守を職員に周知する。

③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組

みを作る。

#### **4. 権利擁護**

##### **(1) 子ども尊重と最善の利益の考慮**

- ①子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
  - ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体が権利擁護の姿勢を持つ。
  - ・子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
  - ・人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
  - ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
  - ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
  - ・子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
  - ・受容的・支持的なかかわりを基本としながらも毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。
- ③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。
  - ・子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
  - ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。
- ④子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。
  - ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。
- ⑤子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障する。
  - ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。

- ・保護者の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

## （2）子どもの意向への配慮

- ①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行う。
  - ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
  - ・改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置して、改善に向けて具体的に取り組む。
- ②職員と子どもが共生の意識をもち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。
  - ・生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行う。
  - ・生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定する。

## （3）入所時の説明等

- ①子どもや保護者等、または関係機関に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるように情報の提供を行う。
  - ・施設の様子がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行う。
  - ・子どもや保護者等、または関係機関が、情報を簡単に入手できるような取組を行う。
- ②入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
  - ・入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行う。
  - ・施設生活での規則、保護者等の面会や帰省に関する約束ごとなどについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
  - ・わかりやすく説明し、未知の生活への不安を解消し、これから的生活に展望がもてるようにする。
- ③子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図る。
  - ・入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定める。
  - ・子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安を理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら今後のことについて説明する。
  - ・実際の入所の際には、温かみのある雰囲気の中で、子どもが安心感を得られるよ

う適切に援助する。

#### （4）権利についての説明

- ①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく説明する。
  - ・自由に対しては責任が伴うこと、権利に対しては義務が伴うこと、権利は無制限ではないことなど、権利の意味について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会をもつ。

#### （5）子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
  - ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかり易い場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
  - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを見せる。
- ③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
  - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。

#### （6）被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・就業規則等の規程に体罰の禁止を明記する。
  - ・子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。
  - ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。

- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
- ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。

③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速に対応する。

- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

#### （7）他者の尊重

- ①さまざまな生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
- ・日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い協力し合う態度を促進するよう支援する。
  - ・幼児や障害児など弱い立場にある仲間はもちろんのこと、共に暮らす仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援する。

### 5. 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
  - ・災害時の対応体制を整える。
  - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
  - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
  - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

## **6. 関係機関連携・地域支援**

### **(1) 関係機関等の連携**

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
  - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。
  - ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
  - ・関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対し、ケース検討会や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
  - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
- ③要保護児童対策地域協議会への参画し、地域の課題を共有する。
  - ・地域の要保護児童対策地域協議会に参画するなど、平時から地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有を図る。
- ④幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にする。
  - ・子どもに関する情報をでき得る限り共有し、協働で子どもを育てる意識を持つ。
  - ・子どもについて、必要に応じて施設の援助方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設ける。
  - ・PTA活動に積極的に参加する。

### **(2) 地域との交流**

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
  - ・学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行う。
  - ・地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援する。
  - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
  - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
  - ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動

の場として提供する。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

### （3）地域支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
- ・地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

## 7. 職員の資質向上

### （1）職員の質の向上に向けた体制の確立

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す養育・支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成する。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、

共有化する。

- ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。

④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。

- ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

## **8. 施設の運営**

### **(1) 運営理念、基本方針の確立と周知**

①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。

- ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。

②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。

- ・基本方針は、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。

③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

### **(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定**

①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。

- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
- ・施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散させるグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定する。
- ・本体施設は、専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる。

②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。

- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
  - ・事業計画の実施状況については、子どもらの意見を聞いて、評価を行う。
- ④事業計画を職員に配布、説明して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知の方  
法に工夫や配慮をする。

### （3）施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた  
信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
  - ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化すると  
ともに、会議や研修において表明する。
  - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体を  
リードする。
  - ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
  - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的  
な取組を行う。
- ③施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導  
力を発揮する。
  - ・施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
  - ・施設長は、養育・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施  
設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
  - ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい  
環境整備等を行う。
  - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、  
自らもその活動に参画する。

### （4）経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
  - ・事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の動向、施設が位

置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。

- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
  - ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
  - ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

#### （5）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
  - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
  - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制を確立する。
  - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に向けた取組の仕組みを構築する。
  - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
  - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を行う。
  - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
  - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

#### （6）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
  - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入の意義や方針を全職員が理解する。
  - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定する。

## （7）標準的な実施方法の確立

- ①養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
  - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行う。
  - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
  - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行う。
  - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

## （8）評価と改善の取組

- ①施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
  - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
  - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
  - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

# 乳児院運営指針(未定稿)

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、乳児院における養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う乳児院の運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、社会的養護の説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、乳児院で生活する子どもたちがよりよく生きること(well-being)を保障するものでなければならない。また、社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、乳児院を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこに暮らす子どもたちにとって必要な生活を保障する取り組みを創出していくとともに、乳児院がもっている機能を地域に還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の衰退が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の一過程であると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### (1) 社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とされたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

### （2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

#### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切つていけるような支援が求められている。

### （3）社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## 3. 乳児院の役割と理念

- ・乳児院は、児童福祉法第37条の規定に基づき、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。また、乳幼児期は緊急

的な対応を求められる場面も多いことから、適切な養育環境が速やかに手厚く保障されるよう努めなければならない。

- ・養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含む。
- ・乳児院における家族環境調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

## 4. 対象児童

### （1）子どもと保護者の特徴と背景

- ・乳児院の入所理由は、母親の疾病（精神疾患を含む）、虐待、ネグレクト、父母就労、受刑などであるが、近年母親の精神疾患や虐待による入所が増加傾向にある。
- ・入所の理由は単純なものではなく、複雑で重層化している。主たる理由が改善されたとしても別の課題が明らかになることも多く、家庭環境の調整は丁寧に行う必要がある。また、乳児院は児童相談所の一時保護所を経由せずに直接入所するため、ネグレクトのように虐待が入所後に判明することも多い。乳児のアセスメントは重要であり、乳児院の一時保護機能の充実が必要である。
- ・乳児院の子どもは、入所当初から心身に何らかの問題を抱えている場合が多く、入所児の約半数が病児・虚弱児、障害児、被虐待児である。発達上困難を抱える子どもは、年齢的に診断名がつかないが「育てにくさ」という養育上の課題をもち、手厚いかかわりが必要となる。また、疾病や障害などを抱える子どもは、その子どもの状態に応じて医療的・療育的ケアと養育に個別的な対応をすることが求められる。入所後の乳児院のリハビリや病院の通院件数や入院件数は年々増加している現状にある。
- ・乳児院で生活している子どものほとんどは保護者がおり、退所児の約60%は家庭に復帰している。乳児院の在所期間は、短期と長期に両極化している特徴がある。
- ・短期の在所は乳児院が家庭機能を補完する子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子関係再構築支援の役割が求められる。それらの保護者は、精神障害、若年・未婚の母、借金などの生活上の困難、孤立などのさまざまな困難を抱えており、入所から退所後に至る保護者への支援は、乳児院の重要な課題である。

### （2）子どもの年齢等

- ・乳児院は、原則として乳児（1歳未満）を入所させて養育する施設であるが、實際には2歳あるいは3歳まで入所していることも多く、低年齢児を養育すると

いうところに特色がある。特に乳児の保護は常に生命の危険をはらんでおり、緊急かつ突発的に行われることが多い。

- ・平成16年の児童福祉法改正により、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由による特に必要のある場合」には就学前までの入所が可能となった。乳児院の在所期間の半数が6か月未満と短期であるが、長期在籍となる3歳以上の子どものほとんどは重い障害のある子どもやきょうだいが同じ施設にいる子どもなど保育看護の環境が必要な子どもである。
- ・子どもは、さまざまな環境との相互作用により発達していく。職員は子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達および生活の連続性に配慮して養育を行わなければならない。また、子どもの発達過程は同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。

## 5. 養育のあり方の基本

### （1）養育の基本と原則

- ・乳児院の養育は、乳幼児の生命を守り、言葉で意思表示ができず、ひとりでは生活できない乳幼児の生活とその発達を保障するものでなければならない。
- ・乳幼児期は、人生の出発点であり、人生の土台となる極めて大切な時期である。また、この時期は発達のテンポが速く、環境の影響も受けやすい。従って、乳幼児の保護や養育は、緊急かつ安定性のある専門的な養育が必要である。
- ・乳幼児は、安全で安心感のある環境のもと、周囲の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりを通しておとなや世界に対する絶対的な信頼を獲得していく。それは、この時期が、子どもの心身の傷を癒し、発育・発達を改善していく回復可能性の高い時期であり、乳幼児期の適切な手厚い支援の重要性を示している。
- ・社会的養護の場は、従来の「家庭代替」から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援の場へと転換が求められている。親子間の関係調整、家庭機能の回復支援の過程は、施設と保護者が協働することによって果たされる。
- ・乳児院では乳児の一時保護委託が常態化している。「養育保障のための子どものアセスメント」「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要がある。

### （2）養育のいとなみ

- ・乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることである。家族、地域社会と連携を密にし、豊かな人間関係を培い社会の

一員として参画できる基礎づくりを行っていくべきである。

- ・職員は、個々の子どもの状態や家庭的背景を知った上で、子どもをあたたかく受け入れ、適切な養育を行い、子どもが職員に対して安心と信頼を抱ける存在になっていく。そして、子どもが必要とするときに、その要求に気づき応じられる、応答的な存在としての職員が求められる。
- ・養育単位を小規模化し、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係を築きながら、乳児初期からの非言語的コミュニケーションを保障することにより、情緒、社会性、言語をはじめとする全面的な発達を支援する。乳児院の小規模化は、1対1のかかわりを理想とする少人数制による養育である。
- ・乳児院には、被虐待児も多く入所している。乳幼児の虐待は生命への危険、その後の人格形成におよぼす影響は大きい。しかし、その回復力の可能性も高く、乳幼児期の虐待対応は極めて重要である。また、身体発育不良、精神運動発達の遅滞、感情表出、養育者との関係などに広範な問題を抱えており専門的な対応が必要である。
- ・近年、入所が増加傾向にある病児・虚弱児や障害児は、心身ともに特別なかかわりを必要とする。日常的な全身状態のチェックや看護的かかわりなど医療的かかわりのほか、リハビリなどの療育的かかわり、その特性に応じた養育の個別ステップをつくっていく治療的かかわりも必要である。
- ・乳児院の養育では、子どもの健康と安全には最大限留意している。乳児の子どもを養育するには、保育に関連した生理的特性や病気や看護についての十分な理解が不可欠であるとともに、看護師にも保育への理解が求められる。乳児院の養育の専門性を表す「保育看護」の質の向上が求められる。

### （3）養育を担う人

- ・養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人の存在が必要となる。
- ・子どもの潜在可能性は、開かれた大人の存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人の存在は、これから大人に向かう子どもにとってのモデルとなる。
- ・ケアのはじまりは、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負わされた悲しみ苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかにある。とするならば、子どもの親（家族）への理解はケアの「引き継ぎ」や「連続性」にとって重要な課題である。
- ・子どもたちを大切にしている大人の姿や、そこで育まれ、健やかに育っている子どもの姿にふれることで、親の変化も期待される。親のこころの中に、子どもの変化を通して「愛」の循環が生まれるように支えていくことも大切である。

- ・養育者は、子どもたちに誠実に関わりコミュニケーションを持てない心情や理屈では割り切れない情動に寄り添い、時間をかけ、心ひらくまで待つこと、関わっていくことを大事にしたい。分からることは無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切にし、見つめ、関わり、考え、思いやり、調べ、研究していくことで分かる部分を増やしていくようにする。その姿勢を持ち続けることが、気づきへの感性を磨くことになる。
- ・子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けなければならぬ。経験によって得られた知識と技能は、現実の養育の場面と過程のなかで絶えず見直しを迫られることになるからである。養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした平凡な養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。

#### （4）家庭・里親への支援

##### ①親子の関係調整

- ・子育てに課題がある、またかかわりが難しい保護者を含む支援を必要とする家族が増えており、アフターケアを含む親子との関係性や親子短期入所などの再構築支援機能の充実が必要である。

##### ②親への支援

- ・子育ての不安、家庭生活の困難感、子育てのあり方等、保護者の悩みや抱えた課題を受け止め、解決に向けた手だてを共に考えるカウンセリングやコンサルテーション、他期間と協働による具体的な資源の提供等のソーシャルワーク等、家庭支援における専門機能の充実を図る。

##### ③里親支援と関係調整

- ・乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されている。家庭支援専門相談員に加え、里親支援専門相談員が、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。

#### （5）地域支援・地域連携

- ・地域社会は子どもと家庭の援助や支援においても重要な資源である。乳児院は、①家族・子どものサポートのために、地域社会の諸資源を活用する ②ボランティア活動などの地域社会の資源を乳児院が活用する ③地域社会に対して、子育て支援など乳児院機能を活用してもらうなどの地域社会にある他機関の連携に取り組んでいく。
- ・具体的には、保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かるショートステイ（短期入所生活援助事業）等の子育て支援機能は、虐待予防

にも役立つ乳児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。

## 6. 乳児院の将来像

### （1）専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実

- ・乳児院は、乳幼児の生命を守り、その心身と社会性の健全な発達を促進する施設であり、地域の中で、その役割と使命は重要である。
- ・社会的養護においては、乳幼児は里親委託等の家庭養護を優先することから、乳児院は、①乳児について児童相談所から一時保護を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能、②被虐待児・病児・障害児などに対する治療・療育的な専門的養育機能、③児童虐待防止のための保護者支援の機能、④地域の里親やファミリー・ホームを支援する機能、⑤地域の育児相談や、ショートステイ、トワイライトステイなどの子育て支援機能を充実させていく。

### （2）養育単位の小規模化

- ・乳児院は、一部を除き、比較的小規模な施設が多く、乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化を推進し、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係を築き、乳幼児期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援していく。

## 第Ⅱ部 各論

### 1 養育・支援

#### （1）援助の基本

##### ①子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育む。

- ・保護者から離れて暮らす乳幼児が心身の成長のために欠かせない、特定のおとなとの愛着関係を築くために、保護者や担当養育者、里親等との個別の関わりを持つことができる体制を整備する。
- ・日常の養育において「担当養育制」を行い、乳児期を除いて、基本的には入所から退所まで一貫した担当制とする。
- ・乳幼児に対する受容的・応答性の高い関わりを心がける。
- ・被虐待経験のある乳幼児等、特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行う。

##### ②子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する。

- ・日課に基づきながらも個々に応じて柔軟に遂行される日々のいとなみを心がける。
- ・安全で使いやすい遊具、満足しきれる遊びの時間、自然と触れ合える外遊びを養育者との十分な交流を交えて提供する。
- ・他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚など個別化を図る。

##### ③子どもの発達を支援する環境を整える。

- ・子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるよう、子どもが安全であると感じ、安心感をもてるよう配慮する。
- ・養育者は子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく、仕草や言葉で応答し、子どもが、自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるようにする。

#### （2）食生活

##### ①乳幼児に対して適切な授乳を行う。

- ・発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法についてマニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。
- ・一人一人の乳幼児の個性やその日の体調などに合わせて個別に対応し、乳幼児が安心した状態でいられるように配慮する。
- ・乳幼児を抱きながら、目を合わせ、優しく言葉をかけ、授乳を行う。

##### ②離乳食を進めるに際して十分な配慮を行う。

- ・基本的な知識・離乳食の意義・具体的な援助方法などについてマニュアル等を作

成し、施設内での共通理解を持つ。

- ・個々の状態に合わせて離乳を開始し、さまざまな食べ物に慣れさせる。
- ・在胎期間も含め、入所にいたるまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人一人に合わせた食の取り組みを行う。

③食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫する。

- ・乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができる環境づくりや配慮を行う。
- ・乳幼児の嗜好を把握し、献立に反映する。
- ・栄養士が配置されている場合、専門性を活かし、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮する。
- ・日々の食生活を通じて、①お腹がすくりズムがもてる、②食べたいもの、好きなものが増える、③一緒に食べたい人がいる、④食事づくり、準備にかかる、⑤食べ物を話題にする子どもを育てる。
- ・食後の歯みがきが習慣として定着するよう支援する。

④栄養管理に十分な注意を払う。

- ・乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮しながら、栄養士の専門的知識に基づいた献立作成を行う。
- ・残食調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映する。

### （3）衣生活

①気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を提供し、適切な衣類管理を行う。

- ・気候や場面の変化や心身の発達に応じて清潔な衣類を提供し、乳幼児が常に快適な状態でいられるように支援する。
- ・材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮し、個々の発達状態に応じた衣類管理を行う。
- ・一人一人の乳幼児に個別に衣類を用意する。

### （4）睡眠環境等

①乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫する。

- ・睡眠時の状況を観察し、安定した睡眠のために、個々の乳幼児の発達・心理や安全に配慮した支援を行う。
- ・安心した心地よい入眠やさわやかな目覚めを支援する。

②快適な睡眠環境を整えるように工夫する。

- ・環境面での不備が皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となることを防ぐために、ベッド、寝具、照明、換気、室内的温度・湿度などについて環境整備を行う。

③快適な入浴・沐浴ができるようにする。

- ・乳幼児の年齢に適した入浴方法をとり、適切な入浴・沐浴によって清潔を保つ。
- ・養育者（担当職員）とのふれあいや心地よい体験から、基本的な信頼関係の育みや精神的安定・成長を支援する。

## （5）発達段階に応じた支援

①乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫する。

- ・おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝える。
- ・発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮する。
- ・発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便器に誘導するなど自分から便器に座る意欲を持てるように配慮する。
- ・発達段階に応じて、個々の幼児のリズムに合わせて誘導を行う。

②発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫する。

- ・個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。
- ・模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かな関わりができるように配慮する。
- ・玩具の一部について個別化をするなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮を行う。
- ・おもちゃの個別化を認め、個人別に収納場所を設け、自分の所有物という認識・喜びを与え、自分で片づけるという意欲を育てる。

## （6）健康と安全

①一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応する。

- ・体温測定やその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成するとともに、日々の健康観察記録を行い、一人一人の健康状態の変化を把握する。
- ・身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について嘱託医による定期的・総合的な診察を行い、日常生活において異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談するなど、医療機関との連携に取り組む。
- ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症または食中毒が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

②病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとる。

- ・日々の健康状態の把握や、服薬その他留意すべき事項の確実な実施に取り組み、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制を整える。
- ・専門医との連携により、乳幼児の健康状態に応じた発達支援プログラムの作成や

支援の実施、定例的な診断を行う。

③乳幼児突然死症候群（SIDS）や窒息の予防策を講じる。

- ・予防策に関するマニュアルを整備し、職員の知識習得や応急処置のスキル向上のための取組を行う。

**（7）心理的ケア**

①乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行う。

- ・心理的な支援を必要とする乳幼児については、保護者への支援も視野に入れて、心理支援プログラムを策定する。
- ・施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合など保護者への支援を行う。
- ・心理職を配置したり、必要に応じて外部の専門家から支援を受けるなどの体制を整備する。

**（8）継続性とアフターケア**

①措置変更等または受け入れを行うにあたり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目がない養育・支援に努める。
- ・退所先の地域の関係機関と連携し、退所後の生活が安定するよう努める。
- ・措置変更等にあたり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互の連携に努める。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。

②家庭引き取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰の支援を行う。

- ・退所にあたってはケース会議を開催し、保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・子どもが退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
- ・退所後も施設として保護者や子どもが相談できる窓口を設置し、保護者や子どもに伝える。

③子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。

- ・児童相談所とリスクアセスメントを踏まえて十分な検討を行い、復帰後の安全性への確認と、危機的状況が生じた場合の対応について検討し、具体的な手立てを明確化しておく。

- ・子どもの状況や家庭の状況を把握し、退所後の記録を整備する。

## **2 家族への支援**

### **(1) 家族とのつながり**

- ①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
  - ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
  - ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、適切な支援に向けた協議を行う。
  - ・児童相談所と協働し、乳幼児と家族及び施設と家族とのつながりの維持と関係の調整を図る。
  - ・乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を伝えたり、家庭訪問をする等して家族との協力関係を構築する。
  - ・児童相談所と協働し、家庭内で虐待の発生につながるようなリスク要因を取り除くための手立てを検討する。
  - ・児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行う。
- ②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。
  - ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
  - ・面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者との関係性が好転し、保護者の養育意欲が向上するよう支える。
  - ・帰宅や面会前後などの乳幼児の様子や保護者の言動に注意をはらい、不適切な状況に素早く気づけるよう努める。

### **(2) 家族に対する支援**

- ①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
  - ・保護者の相談に積極的に応じるための保護者面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努める。
  - ・保護者と子どもとの愛着関係が築けるよう関係調整に向けた専門的アプローチを行う。
  - ・課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとる。
  - ・家族の不安や抱えた心理的課題を受け止め、寄り添い、解決に向けた具体的な示唆ができるよう専門性を高める。
  - ・養育場面への家族参加などを通して関係性に直接働きかける専門性を高める。

### 3 自立支援計画、記録

#### （1）アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ①子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
- ・子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
  - ・乳幼児については、関わりながらの行動観察、保護者からの聞き取り、関係機関からの情報が重要であるため、児童相談所と連携し、乳幼児の疾患や障害の有無、妊娠期の状況、出産後の生育歴、乳幼児が生活していた家庭環境等の情報を把握する。
  - ・家族についても、児童相談所と協働し、家族構成、家族状況等必要な情報を把握する。
  - ・把握した情報を総合的に分析・把握し、課題を適切に把握する。
  - ・アセスメントは、乳幼児の担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員）を設置する。
  - ・発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深める。
  - ・関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、家族の抱えている課題について理解を深める。
  - ・乳幼児や家族の抱えている課題の理解に基づいて、自立支援計画をケース会議で合議して策定する。
  - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
  - ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育や支援は統一かつ総合されたものとする。
  - ・アセスメントについて適切な理解を深めるために、職員は様々な理論や知見について学び、専門性を高めておく必要がある。施設はそのための職員研修の充実に努める。
- ③自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
- ・自立支援計画の見直しは、保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
  - ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に反映させる仕組みを構築する。

- ・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

## （2）子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ①子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
  - ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
  - ・記録内容について職員間でバラツキが生じないよう工夫する。
- ②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
  - ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
  - ・守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
  - ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
  - ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

## 4 権利擁護

### （1）子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ①子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
  - ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
  - ・子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
  - ・人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
  - ・施設全体の養育・支援の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
  - ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。

- ③子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。  
・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

## （2）保護者の意向への配慮

- ①保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育や支援の内容の改善に向けた取組を行う。  
・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。

## （3）入所時の説明等

- ①保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。  
・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行う。  
・保護者等、また、関係機関が情報を簡単に入手できるような取組を行う。
- ②入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明する。  
・保護者と（子ども）の不安を解消し、施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明し、担当者が温かみのある雰囲気の中で、保護者（子ども）に安心感を与えるように適切に援助する。

## （4）保護者が意見や苦情を述べやすい環境

- ①保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、保護者に伝えるための取組を行う。  
・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。  
・保護者（子ども）等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかり易い場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。  
・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。  
・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。

- ③保護者からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
  - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。

#### （6）被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・就業規則等の規程に体罰の禁止を明記する。
  - ・保護者に対して、体罰の禁止を周知する。
  - ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。
- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
  - ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速に対応する。
- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

### 5 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
  - ・災害時の対応体制を整える。
  - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
  - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
  - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応

を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

## **6 関係機関連携・地域支援**

### **(1) 関係機関等の連携**

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
  - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
  - ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
  - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
  - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
- ③要保護児童対策地域協議会へ参画し、地域の課題を共有する。
  - ・地域の要保護児童対策地域協議会に参画するなど、平時から地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有を図る。

### **(2) 地域との交流**

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
  - ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
  - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
  - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
  - ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。
- ③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。
  - ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。

- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

### （3）地域支援

- ①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。
  - ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
  - ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。
- ②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。
  - ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
  - ・地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

## 7 職員の資質向上

- ①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
  - ・施設が目指す養育を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識を明示する。
- ②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。
  - ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
  - ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽必要な環境を確保する。
  - ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成する
- ③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
  - ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
  - ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。
  - ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。

- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

## **8 施設運営**

### **（1）運営理念、基本方針の確立と周知**

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
  - ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
  - ・基本方針は、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

### **（2）中・長期的なビジョンと計画の策定**

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
  - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
  - ・養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進し、併せて里親支援機能の充実などの計画を明確にする。
  - ・医療や療育の必要な子どもに対する専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援やショートステイなど家庭支援を行う体制を充実させる。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

### （3）施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組み、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
- ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化とともに、会議や研修において表明する。
  - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
  - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。
- ③施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
  - ・施設長は、養育・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
  - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

### （4）経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
- ・事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
- ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取り組みを行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
- ・事業規模に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

## （5）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
  - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員配置の充実に努める。
  - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制を確立する。
  - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みを構築する。
  - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
- ④職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を行う。
  - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。

## （6）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
  - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
  - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

## （7）標準的な実施方法の確立

- ①養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
  - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行う。
  - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
  - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等の意見や提案、子どもの状況等に基づいて養育・支援の質の向上の観点から行う。
  - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

## （8）評価と改善の取組

- ①施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
  - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
  - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
  - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

# 情緒障害児短期治療施設運営指針（未定稿）

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、情緒障害児短期治療施設における養育・支援の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保および向上に資するとともに、また説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちが、地域で生き生きと自信を持って生活していくような心理治療・支援を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解および支援が不可欠であるため、施設等を社会にひらかれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要とされ、施設等がもっている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭および地域における養育機能の衰退が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の必要条件であると同時に、その後の成人期の人生を営む上でのモデルとなる。
- ・この指針は、こうした発達の考え方と養育の本質に則した子ども観に立って、社会的養護を必要とする子どもたちに総合的、重層的な養護サービスの提供をめざすものでなければならない。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### （1）社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とされたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

### （2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

#### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切つていけるような支援が求められている。

### （3）社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していくような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していくなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## **3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念**

### （1）情緒障害児短期治療施設の役割

- ・情緒障害児短期治療施設は、児童福祉法第43条の5の規定に基づき、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。

- ・情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と記す）における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行う。
- ・治療は、心を癒す体験を積み上げながら、健全な社会生活を営むことができるようになることを目指して行う。
- ・生活指導は、治療的観点から、児童の自主性を尊重しつつ、安定した生活の場を提供し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・学校教育、学習指導は、児童がその適性、能力等に応じ、主体的に学習に取り組むことができるよう、特別な支援を行う学校教育の場を用意して行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の緊張を緩和し、親子関係の再構築等が図られるように行う。

## （2）情緒障害児短期治療施設の運営理念と「児童心理治療施設」の通称

- ・情緒障害児短期治療施設は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所または通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。
- ・「情緒障害児短期治療施設」という名称に関して、本来「情緒をかき乱されている」といった意味の英語 *emotionally disturbed* を「情緒障害」と訳したため、どういう子どもを表すのかが伝わりにくい。障害という言葉で心理的な困難を抱える子どもたちを表してよいのか、また、子どもたちや家族がその名称を嫌うなどの問題がある。また、平均在所期間が2年半を超えている現状で「短期」と名乗ることが誤解を与える。
- ・このような理由から、名称変更を求める意見が多く、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができるることとする。

## 4. 対象児童

### （1）子どもの特徴と背景

- ・情短施設の対象は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活に生きづらさを感じている子どもたちであり、心理治療が必要とされる子どもたちである。
- ・知的障害児や重度の精神障害児は、他の支援機関を検討する。発達障害児の入所は増えているが、虐待や発達障害などを背景とする問題に対する治療・支援が主となる。
- ・子どもの家族や退所した子どもたちは、アフターケアとしての通所や外来治療を

中心とした治療・支援の対象となる。

## （2）子どもの年齢等

- ・本施設は、概ね学童期から18歳にいたるまでの子どもを対象としている。必要がある場合は、20歳に達するまでの措置延長ができる。就学前の子どもについては、設備等の整備も含め今後検討していく必要がある。
- ・広い年齢層の子どもが対象であり、心身の発達や発育、成長は個々様々である。発達が滞っていたり、アンバランスである子どもも多い。
- ・情短施設の平均入所期間は、2.5年であるが、在籍期間の長い子どももいる。治療はできるだけ短期間で終え、家庭復帰や児童養護施設等へ措置変更することが望ましいが、子どもの状態によっては高校を卒業するまで特別な配慮のある環境が必要であることもあり、自立まで支援する必要のある子どももいる。

## 5. 治療・支援のあり方の基本

### （1）基本的な考え方

#### ①治療の原理

- ・情短施設で行われる治療は、心理的困難を抱え生きづらさを感じている子どもに、まずは生きやすいと感じられる生活の場を提供することから始まる。
- ・それまでの生活から、例えば、周囲の人は自分を責め脅かすと感じ警戒心を解けない子どもが、この場は安全で安心できると感じられるようになるためには、一般に安全と考えられる環境を整えるだけでは足りず、その子どもに合わせた特別に配慮された生活と個別の支援が必要である。子どもはそのような環境で安全か確かめ、徐々に安心した生活を送ることができるようになり、周囲に心を開くようになる。そして、施設の中の職員や子どもたちとの生活の中で、相手や状況に合わせて自分をコントロールする力、お互いに折り合う力また人に頼り相談する力など、地域社会で暮らしていくための力を身につけていく。
- ・しかし、特別な配慮のある生活環境でも、眠れない、強い不安がある、些細なきっかけでパニックになる、虐待を受けたことによる後遺症などの症状がある場合は、精神科治療や心理療法を行う。また、心の動きを落ち着いて見つめることができない、自分の思いや感じたことを言葉にできないなど、人との関わりから学ぶために必要な能力が育っていない場合は、その力がつくような長期にわたる特別な配慮と支援を行う。
- ・虐待を受けた子どもは、将来の夢を持ち前向きに生きていくために、今まで生きてきた過去を振り返り、その中で生き抜いてきた自分を見出すことが必要になることが多く、そのための心理支援が必要になる。

## ②総合環境療法

- ・情短施設における治療は、福祉、医療、心理、教育の協働により、施設での生活を治療的な経験とできるように、日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援（総合環境療法）である。
- ・本施設の治療の基盤は、治療的に配慮された日々の生活にある。生活指導は治療的観点からそれぞれの子どものニーズに沿った関わりを行う。
- ・治療には、教育的な支援も重要であり、教育機関とも綿密な連携を保ちながら、それぞれの子どもに応じた特別な教育支援を行う。

## ③治療目標

- ・心理療法は個人療法、集団療法など様々な技法から治療目標に合わせて組み合わされるほか、心理教育や性教育プログラムなど特別なプログラムも必要に応じて行われる。
- ・治療目標は子どもの状況に応じて子ども、家族及び児童相談所等の関係者と相談しながら決めていく。それぞれの子どもの治療目標はあるが、共通の目標は、子どもの心の葛藤や混乱を和らげながら、子どもが社会の中でいきいきと自信をもって自分の生活を送れるようになることである。
- ・子どもへの治療は、医学的、心理学的、社会学的アセスメントに基づき、個別のニーズに沿って、説明と同意のもとに行われる。治療は、子どもの同意のみならず、保護者を治療協力者ととらえ、保護者に児童の状態及び能力を説明し治療方針の同意を得ながら進めていく。

## （2）治療の場といとなみ

### ①養育とは

- ・情緒障害児治療施設における養育は、治療的な観点から行われるが、養育の基本を意識することが必要である。養育の基本は、「人とのかかわりをもとにした営み」であり、「ともに成長しようとする大人」の存在がまず求められる。
- ・幼少期に良い人間関係をここちよく経験すると、子どもはそのここちよさを保っていく。本施設には、これを経験できなかった、また継続できなかった子どもが多い。
- ・家庭から分離された子どもは、不安や落胆、悲しみ、苦痛、怒りを抱えながらも、安心して自分を委ねられる「おとの存在」を求めている。養育のはじまりの時期には、子どもが大人の手助けを表面的に拒むようなことがあっても、手助けを求めたくても大人から手助けを受けることに恐れを抱いてしまう子どもの心情を理解し、慎重に関係を築いていくことが必要である。

### ②日常生活

- ・子どもたちが、安心感、安全感を抱けるような生活、雰囲気を作ることが何より

も必要である。子どもが脅かされたと感じないように、睡眠や休息が妨げられないこと、一人でのんびりできる時間空間が保証されること、できることをやらされると感じないような日課の設定などが必要である。

- ・ほぼ変わらずに流れ、子どもたちが見通しを持って行動ができる日課が、安心感につながる。生活のルールは明確で公平であり、原則として職員によって対応が変わることが無いようにする。
- ・子どもがいきいきと自信をもって生活を送ることができるように支援することが治療的な養育の基本である。そのために、自分の生活に関して選択できる機会を多く取り入れることが必要である。
- ・相談できる力を養うことも生きていくために必要である。子どもが、日常生活で迷ったり困ったりした時に相談できる関係を築いていく。

#### ③建物、設備等

- ・自分の居場所が確保され、安全、安心を感じることができるための工夫が必要である。いじめや支配被支配関係が起きにくくするために目の届かない死角を減らすなどの工夫も考えられる。
- ・他の子どもたちから離れ、落ち着きを取り戻せるような空間、部屋を確保することも必要である。

#### ④子ども集団の中での経験

- ・子ども集団の中に居場所を得て、「みんなと一緒に」という感覚を持つ経験が、子どもの成長には欠かせない。子どもは他の子どもとの関わりの中で、自分をコントロールし、対人関係技能を習得する。
- ・遊びやレクリエーション、サークル活動は、自由で創造的な思考・活動を醸成したり、単調になりがちな日常生活に潤いをもたらす。また、職員が子どもと体験や心情を共有することで、関係性の構築が図られる。
- ・仲間との活動を通じて集団への帰属意識を醸成するが、一方でいじめなどの人間関係上の問題を内在しやすいため、大人の配慮が必要である。
- ・食事場面は、人間関係形成上の大きな要素である。食卓を囲み、一緒に食べることは、コミュニケーションの基本であり社会生活を営む上で必要となる。家庭での食生活が偏っていたり、豊かでなかった子どもたちにとって、食を楽しめるようになることは治療的にも大変重要である。日々の食事の他にも調理を職員と行き周りの人に振る舞うなどの経験が子どもの成長を促す。

#### ⑤学校教育、学習

- ・それまでの生育環境に恵まれず、基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、主体的に学ぶ姿勢を養い、さらには高校や大学などに進学する学力を獲得することは、自尊心や自信を回復し、自立への歩みを踏み出す契機として重要な課題である。
- ・個々子どもの学力等に応じた教育的支援が必要であり、小集団での教育保障と習

熟度別学習システムの導入が望ましい。

#### ⑥退所を視野に入れた支援

- ・退所後の進路決定に際しては、子どもの力や希望を考慮し、子どもを取り巻く状況と照らし合わせ最善の選択ができるよう支援する。
- ・子どもが退所後の生活にうまく適応できるように環境を調整する。
- ・高校生など高学年児の場合、自立を視野に入れた疑似自立体験が行える活動プログラム及び設備も必要である。また、社会生活におけるマナーや食事場面での適切な振る舞いが身につけられるような工夫も必要である。
- ・治療の場における日々の暮らしの中で十分な信頼関係を構築することによって、退所後も気軽に相談でき、ときには支援してもらえるという安心感を築く。

### （3）治療・支援を担う人

#### ①ケアワーカーに求められること

- ・施設職員は、自分自身の基準で子どもを評価的にとらえるのではなく、全体として子どもを尊重し、受け止めようとする姿勢が求められる。まず、その子の今の現実を事実として、見つめ、考え、思いやることからはじめる。
- ・人は自分に向けられる他者のまなざしには敏感である。欠点ばかりに目を向けず、子どもの潜在的な可能性に気づこうとするまなざしが、子どもの自尊心の回復に必須の意味を持つ。
- ・子どもが未来に向かって歩んでゆくためには、自分が歩んできた過去があつて今があるという感覚が必要である。子ども自身の成育の過程、親の病気や不具合、施設で生活することとなった理由について、子どもが事実を受け入れ、受けとめることが必要である。そのためには、施設職員が、子どもの心情を理解し、寄り添うことが必要である。
- ・子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添うおとなの歩みは、子どもにとっての将来のモデルになる。
- ・施設の職員は、子どもと一緒に行動してくれる人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断をきっぱりと示し、いざという時に頼りになる存在であることが望まれる。
- ・子どもが生きている幸せを感じられるようなさりげない配慮がこもった日常生活が営めるための創意工夫が望まれる。そのための職員間の協力、スーパービジョン、マネジメントが必要である。
- ・ケアワークの専門性は、現場での子どもたちとの日常生活の過程の中で子どもを理解し、より適切なかかわりを獲得し、たえず見直さなければならない。そのためには、繰り返し研修を重ね、自らの経験や行き詰まりに対しての理解や納得を得ることや、ケースカンファレンス、養育の実践と研究の並列的な推進が必要である。

## ②心理士に求められるもの

- ・情短施設の心理士に求められるものは、総合的な治療・支援の中心的な役割を担うことであり、そのために、
  - (a) 医師と協働して、発達的、精神病理学的観点から子どものアセスメントを行い、生活の場の様子、家族や施設の職員、子どもたちとの関係を考慮して、治療方針を考えること（ケースフォーミュレーション）、
  - (b) 家族、施設のケアワーカー、医師、児童相談所の福祉司や学校の教員など、子どもの関係者に治療方針を伝え、それぞれの支援者の子どもへの支援が齟齬がなく協働できるように調整すること（ケースコーディネート）、
  - (c) このような総合的な治療を進めていくこと（ケースマネージメント）、
  - (d) そして、子どもとどう関わるかなどについて、ケアワーカーや学校の教員の相談にのること（コンサルテーション）
- などが求められる。
- ・心理士は、子どもや家族がどのように周りの世界を見て感じているか、そのような状況でどう振舞おうとするかを常に理解しようとする真摯な態度を保つことが基本として求められる。そして、考えたことを相手に理解できるように伝えることが求められる。また、その子どもや家族が様々な困難や苦境の中今まで生きてきたことに対する畏敬の念を持って、関わることが基本である。
- ・その上で、治療方針を立て、治療を進めるために、スーパービジョンを受けたり、研修、研究を積み重ねて、自分の実践を振り返り、専門性を高めることが必要である。

## ③職員のチームワーク

- ・治療は、多職種の専門家による協働作業であり、それぞれの専門性を生かせるようなシステム作りが必要である。
- ・職員はお互いに尊重し支えあい、子どもが自然と人に関わってみたくなるような雰囲気を作り、子どもが人に関わることを促す。そして、子どもはそのような職員の姿をモデルにし、人と協調することを身につけていく。
- ・特定職員による子どもの抱え込みや職員の孤立化を避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークが必要である。

## （4）家族と退所児童への支援

### ①家族への支援

- ・保護者への支援も子どもの治療には不可欠である。児童相談所や関係諸機関等と連携しながら、福祉的、心理的支援を行っていく。家族は社会的に孤立していることが多いので、親とのつながりを断たないように支援を進める。
- ・親を心の中でどう受けとめているかは、個人のあり方を大きく特色づける。子どもの立場に立った親子関係への理解は、子どものケアに避けられない課題である。

- ・社会的養護は、従来の家庭の代替だけでなく、家族機能の支援・補完・回復のための家庭支援を行う。施設と親とが子どもの養育を協働し、親子の関係が回復することを目標に支援する。また、家族が孤立せずコミュニティの一員として生活できるような支援も行う。そのような親と施設の協働の姿が、子どもたちの周りの大人たちへの安心感を取り戻し、社会参加を促す。

## ②退所児童への支援

- ・入所による治療を終えた後、通所機能や、外来機能を使って治療を続けることが必要である。また、その後も、アフターフォローを行っていく必要がある。
- ・退所児童だけでなく、家族への支援も続け、必要に応じ学校、児童相談所などの関係機関との連携を行う。

## （5）地域支援・地域連携

- ・本施設は都道府県、政令市単位の広域な地域を基盤とし、児童相談所や社会的養護関連の施設との連携が必要である。
- ・施設のアセスメント機能、蓄積された治療・支援の知見などを地域に還元することが必要であり、様々な施設、機関へのコンサルテーション、実習の受け入れや研修会の講師派遣などを積極的に行う。
- ・外来機能などを充実させ、地域の子どもや家族、関係機関の相談に応じる。

## 6. 情緒障害児短期治療施設の将来像

### （1）設置推進と専門的機能の充実

- ・情短施設は、各都道府県に最低1カ所、人口の多い地域では複数設置を推進する。
- ・情短施設は、現在、主に学童期以上の子どもを対象としているが、子どもの問題が低年齢化しており、低年齢のうちから手厚い治療をすることが重要であることから、幼児期への対応も検討する。
- ・情短施設はこれまで、不登校、家庭内暴力、被虐待児の心理的不調、発達障害を背景にした問題と、時代の中で注目される子どもの心の問題の治療に先駆的に取り組んできた。これからも新たな問題に対応し治療法を開拓できる体制の充実を図る。
- ・情短施設は、都道府県、政令市単位の広域の中核施設として、社会的養護機関の相談を受けたり、心理支援のネットワークの中心的な役割を目指す。社会的養護の分野における心理支援のセンターとして、特別支援学校や子どもの心の診療拠点病院など他領域のセンターとのネットワークを作り、支援の幅を広げるとともに、研究や研修などを行うことを目指す。

## （2）短期入所、通所機能の活用、外来機能の充実

- ・児童養護施設や里親で一時的に不安定となり不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に、情短施設に措置変更してケアし、落ち着きがみられるようになってから元の施設等に戻すといった短期利用も有意義である。
- ・通所の子どもは、施設内の分級など学校教育を利用することもできる。入所前や退所後の子どもへの支援だけでなく、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要である。また、児童養護施設や里親などで心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援の場としても活用できる。
- ・入所前や退所後の支援、家族への支援、また、地域の子育て支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。社会的養護の施設の生活に詳しい医師がいることで、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもにも適切な診療ができる。

## 第Ⅱ部 各論

### 1 治療・支援

#### （1）治療

①子どもに対して適切な心理治療を行う。

- ・子ども個々にセラピー（カウンセリング等）の担当者を決め、定期的にセラピーなどを実施し、効果について査定する。
- ・心理治療を必要とする保護者に対して、その解決に向けたカウンセリングなどのプログラムを策定し、実施、結果について評価する。
- ・定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、カンファレンスを通じて、治療結果について評価する。
- ・外部の専門家等によるスーパービジョンを必要に応じて受ける。
- ・治療的な観点から集団活動など活動を控えさせるなど特別な対応を行う場合は、権利侵害に当たらないか十分に職員間で吟味し、子ども、家族及び児童相談所等へ目的、対応の内容、予想される期間等を明示し、同意をとるようにする。

②子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
- ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
- ・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。必要に応じて医学的、心理学的、社会学的な観点からのスーパービジョンをうける。
- ・発達段階や情緒・行動上の問題を課題とする場合は、子どもにとって、理解できる目標として言語化することが大事である。
- ・子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めて計画的なアセスメントを行う。
- ・アセスメントの定期的な見直しの時期と手順を定める。
- ・アセスメントにあたり、必要に応じて児童相談所と調整を行う。

③心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針プログラムを策定する。

- ・心理治療方針において個別・具体的方法を明示し、実施する。
- ・心理治療方針は子ども、家族への説明と同意に基づいて行う。
- ・必要に応じて医学、心理学などの専門家から直接的支援を受ける体制を整える。

④ケース会議を必要に応じて実施する。

- ・ケース会議には、心理療法担当職員、児童指導員や保育士、医師のほか、必要に

応じて児童相談所、学校の関係者の参加を求めて行う。

- ・ケース会議は、必要に応じて外部の専門家の指導や助言（スーパービジョン）を受けながら行う。

⑤医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施する。

- ・子どもに対する心理治療等について医師による職員へのスーパービジョンや研修を実施し、生活・心理治療など各部門の職員とともに心理治療計画の策定・見直しを行う。
- ・医療的ケアの必要な子どもに対して定期的かつ必要に応じて児童精神科医等の診療を行い、緊急時等には医師を中心としてチーム対応ができる体制を確保する。
- ・一時期入院治療が必要となる子どももいるため、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行う。
- ・子どもの症状、行動によって児童精神科領域での治療や服薬が必要となる場合、子どもの訴えに基づき、家族及び児童相談所等に対して目的や治療内容等を理解できる様に説明をし、同意をとるようにする。

## （2）生活の中での支援

①子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行う。

- ・施設における支援は子どもの信頼感を構築することが不可欠であり、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的かかわりや課題把握と対応を安定的・持続的に行う。
- ・子どもの発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮した関わりを行う。

②子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる。

- ・普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
- ・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援する。
- ・他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援する。

③多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援する。

- ・生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的な総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動を行う。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感などを形成し、自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。

### （3）食生活

- ①食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行う。
- ・子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
  - ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、や栄養摂取量を勘案し、献立に反映する。
  - ・栄養士を中心に、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供を行う。
- ②子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行う。
- ・クラブ活動等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供する。
  - ・無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮する。
  - ・子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
  - ・食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援する。
  - ・施設外での食事の機会など、多様な機会を設け、食事を楽しむとともに、食習慣の習得ができるようとする。
  - ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにする。

### （4）衣生活

- ①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。
- ・常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
- ②子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。
- ・気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。
  - ・発達段階や好みに合わせて、子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

### （5）住生活

- ①居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにする。
- ・くつろげる空間を確保する。
- ②発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援する。
- ・子どもの自立に向けては、基本的生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、個々の子どもの発達段階等に応じて支援する。

- ・居室の清掃をはじめ、子ども及び職員が手洗い等により清潔を保つなど、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。

#### （6）健康と安全

- ①発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。
  - ・常に良好な健康状態を保持できるよう、職員が把握する。
  - ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるように支援する。
  - ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。
- ②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。
  - ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて隨時、把握する。
  - ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
  - ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症または食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

#### （7）性に関する教育

- ①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。
  - ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
  - ・日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
  - ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

#### （8）行動上の問題及び問題状況への対応

- ①子どもが暴力、不適応行動など行った場合に適切に対応する。
  - ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応する。
  - ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に対応する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
  - ・パニックなどで自傷や他害の危険度が高い場合に、タイムアウトを行うなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図る。
- ②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底する。

- ・問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、課題を持った子どもも、入所間もない子どもについては観察を密にし、個別支援を行う。
- ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。

③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。

- ・強引な引き取りのための対応について、施設で統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
- ・生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

#### （9）自主性、主体性を尊重した日常生活

①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。

- ・行事などの企画・運営に子どもが主体的に関わり、子どもの意見を反映させる。
- ・子ども一人一人の選択を尊重する。

②子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。

- ・様々な生活技術の習得を子どもの発達段階に応じて支援する。
- ・計画的な小遣いの使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
- ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

#### （10）学習支援、進路指導等

①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。

- ・できる限り一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していくよう、支援する。
- ・学習権を保障し、学習に主体的に取り組む意欲を十分に引き出し、適切な学習機会を確保する。
- ・子どもの学力、学習態度に応じた個別の教育的な対応を受けられるように、個別の支援学級など適切な学校教育の場を設ける。

②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。

- ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供するとともに、子ども・学校・施設関係者だけではなく、保護者を含め十分に話し合い決定する。
- ・進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する。

③施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障する。

- ・学校・施設間で日々の子どもの状況の変化等に関する情報を確実に伝達するシス

- テムを確立し、生活指導、学習指導及び進路指導等を相互に協力して実施する。
- ・学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応する。
  - ・学校との協議に基づいて個々の子どもの学習計画を立て、それに応じた支援や計画の見直しを行う。
  - ・個別のケース会議には原則として施設と学校の担当者が参加するなど、適切な連携をとる。

#### （11）継続性とアフターケア

- ①子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行う。
- ・退所後の地域での生活を見通して、年齢、発達や治療の状況など個々の状態に応じた社会性の獲得ができるよう、子どもの自主性や主体性を尊重した支援を計画的に行う。
  - ・社会人としての生活を目標にする場合は、社会の一員としての意識が持てる様な取り組みを行う中で、困った時に頼れる人、機関があるという認識が持てるよう支援する。
- ②措置変更等または受け入れを行うにあたり、継続性に配慮した対応を行う。
- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
  - ・措置変更等にあたり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
  - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
  - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ③家庭引き取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活ができるよう家庭復帰後の支援を行う。
- ・退所にあたってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
  - ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
  - ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える
  - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ④子どもが安定した生活ができるよう退所後の支援を行う。
- ・通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行う。
  - ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
  - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。

- ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
- ・施設退所者が集まれるような機会を設ける。

#### （12）通所による支援

- ①施設の治療的機能である生活指導や心理的ケアなどにより、通所による支援を積極的に行う。
- ・子どもの生活実態を的確に捉え、在宅支援として適切な通所指導を積極的に実施する。
  - ・必要に応じて訪問による支援を実施する。
  - ・夏休み等の期間を活用してサマーキャンプなど短期プログラム課程を策定し、子どもの社会性の向上や自立を支援する。

### 2 家族への支援

#### （1）家族とのつながり

- ①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
- ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
  - ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議、連携を行う。
  - ・自立支援（心理治療）計画について、入所後も適宜、家族と確認する機会を設けるなど家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努める。
- ②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。
- ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
  - ・面会、外出、一時帰宅の後には面接を実施し、家族からその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握する。
  - ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような設備を施設内に設ける。
  - ・家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮する。

#### （2）家族に対する支援

- ①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
- ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
  - ・家族支援計画を立てたり、保護者等と定期的に面接やカウンセリングを行うなど、

家族の抱える課題に対して、具体的な支援を行う。

- ・家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。
- ・子どもが早期に家庭復帰が可能となるように、児童相談所と協力して家庭復帰等のプログラムを継続的に実施する。

### 3 自立支援計画、記録

#### （1）自立支援計画の策定

- ①アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
  - ・児童相談所と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
  - ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
  - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
  - ・支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
  - ・策定された自立支援計画は、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものとする。
- ②自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
- ・自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
  - ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
  - ・アセスメントと計画の評価・見直しは少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

#### （2）子どもの治療・支援に関する適切な記録

- ①子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録する。
- ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を家族及び関係機関とのやり取り等を含めて適切に記録する。
  - ・記録内容について職員間でバラツキが生じないよう工夫する。
- ②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確

立し、適切に管理を行う。

- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
- ・守秘義務の遵守を職員に周知する。

③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

## **4 権利擁護**

### **（1）子どもの尊重と最善の利益の考慮**

①子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。

- ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
- ・子どもを尊重した姿勢を、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映させる。

②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践する。

- ・人権に配慮した治療・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
- ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、治療実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、治療実践や治療の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
- ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、意欲を持って治療・支援に当たる。
- ・子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
- ・受容的・支持的なかかわりを基本としながらも毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。

- ・子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
- ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

④子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。

- ・やむを得ず子どもの行動の自由やプライバシーを最小限の範囲で規制するケア等について、マニュアルなどを作成し、職員の共通認識のもとに対応する。
- ・マニュアル等は、定期的な検証や必要な見直しを行う。
- ・子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べることができることを知らせる。

⑤子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

⑥子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・保護者の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

## （2）子どもの意向や主体性への配慮

①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療や支援の内容の改善に向けた取組を行う。

- ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を定期的に行い、改善課題の発見に努める。
- ・改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。

- ・活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、必要な支援を行う。

③施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行う。
- ・子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力が備わるよう支援する。

## （3）入所時の説明等

①子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を

行い、情報提供する。

- ・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど治療内容や集団生活上での守るべきルールなどが正しく理解できるような工夫を行う。
- ・子どもや保護者等、または関係機関が、情報を簡単に入手できるような取組を行う。

②入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

- ・子どもの不安を解消し、施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明を加えながら、担当者が子どもに安心感を与えるように適切に支援する。
- ・子どもが施設における治療を主体的に受けられるように動機付けを行う。
- ・保護者が子どもの治療の協力者となるように動機付けを行う。

#### （4）権利についての説明

①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。

- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく説明する。
- ・子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について、理解できるように説明する。

#### （5）子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。

- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
- ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかり易い場所に掲示する。

②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
- ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。

③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
- ・苦情や意見を治療や施設運営の改善に反映させる。

## （6）被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
  - ・就業規則等の規程に体罰の禁止を明記する。
  - ・子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。
  - ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰を伴わない支援技術を職員に習得させる。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。
  - ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
  - ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行う。
  - ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速に対応する。
  - ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

## （7）他者の尊重

- ①さまざまな生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
  - ・信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
  - ・同年齢、上下の年齢関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成する

## 5 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
  - ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取り組みを行う。
  - ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。

- ・災害時の対応体制を整える。
  - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
  - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
  - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

## **6 関係機関連携・地域支援**

### **（1）関係機関等の連携**

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
- ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
- ・子どもや家族の支援について、関係機関と協働して取り組む体制を確立する。
  - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
  - ・通所機能や短期入所機能を活用し、心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援を行う。
  - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
- ③要保護児童対策地域協議会への参画し、地域の課題を共有する。
- ・地域の要保護児童対策地域協議会に参画するなど、平時から地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有を図る。

### **（2）地域との交流**

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
- ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
- ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広

報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。

- ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。
- ・通所、外来機能を活用し、地域の心理治療を要する子どもへの支援を行う。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

### （3）地域支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
- ・地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

## 7 職員の資質向上

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す治療・支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人の援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成する。
- ・医学、心理学などの専門家の助言を受けられるようにする。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
- ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。

④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。

- ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
- ・職員相互が評価し、助言し合うを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

## **8 施設運営**

### **(1) 運営理念、基本方針の確立と周知**

①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。

- ・理念には子どもの権利擁護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。

②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。

- ・基本方針は、理念と整合性があり、子どもの権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。

③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

### **(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定**

①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。

- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、治療・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
- ・専門的機能の充実や社会的養護の分野での心理支援のセンター的な役割、また、通所機能を活用した地域支援などの計画を明確にする。

②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。

③事業計画は、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・

見直しを組織的に行う。

- ・事業計画の実施状況については、子どもらの意見を聞いて、評価を行う。

④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

- ・事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。

⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

- ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

### （3）施設長の責任とリーダーシップ

①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組み、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。

- ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。

- ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。

②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。

- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修または勉強会等に参加する。

- ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。

③施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。

- ・施設長は、治療・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。

- ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

### （4）経営状況の把握

①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。

- ・事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。

- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
  - ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
  - ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

#### （5）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
  - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
  - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
  - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みを構築する。
  - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
  - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を行う。
  - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
  - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

#### （6）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
  - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入の意義や方針を全職員が理解する。
  - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

#### （7）標準的な実施方法の確立

- ①治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行

う。

- ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の治療・支援を行う
- ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。

- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
- ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて治療・支援の質の向上という観点から行う。
  - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

#### （8）評価と改善の取組

- ①施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
- ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
  - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
- ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

# 児童自立支援施設運営指針案（未定稿）

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、児童自立支援施設における社会的養護の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う本施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、本施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらにそこで暮らす子どもたちに健やかな育ちを保障する取り組みを創出していくとともに、本施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の衰退が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の一過程であると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### （1）社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とされたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

### （2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

#### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切つていけるような支援が求められている。

### （3）社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していくような社会的な資源としてハード・ソフトともに変革していくなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## 3. 児童自立支援施設の役割と理念

### （1）児童自立支援施設の目的

- ・本施設は、児童福祉法第44条に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的とする施設である。
- ・また、本施設は、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養

育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。

- ・本施設における自立支援は、安定した生活環境を整えるとともに、個々の児童について、児童の適性、能力やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定し、児童の主体性を尊重して、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ、児童への養育や心理的ケア等により、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・生活指導は、児童の自主性の尊重、基本的生活習慣の確立、豊かな人間性・社会性の形成、将来の自立生活のための必要な知識経験の獲得ができるよう行う。
- ・学科指導は、学校教育法の規定による学習指導要領を準用して行う。
- ・職業指導は、勤労の基礎的な能力・態度の育成、適性、能力等に応じた職業選択のための相談等の支援を行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図る。

## （2）自立支援の主な目標

施設・職員は、社会的養護の理念に基づき、次のような目標が達成できるように、支援を行う。

### ①子どもの自立支援の目標

- ・健康な心身を育み、人や社会との基本的信頼感を確立し、自己肯定感、自尊心、自主性、自律性等を形成する。
- ・自他の生命、人格の尊厳、固有の権利を尊重し、自然、社会、人間などあらゆるものと、発展していく動的な調和を図りながら共生できる人間性を育成する。
- ・よりよい創造的な問題解決に必要な力量、態度及び自立した社会人としての基本的な生活力、生活態度を形成する。
- ・個性や潜む力を開発しつつ、自己実現を図ることをめざし、自己の不完全さや不健全さを超克しようと自己変革し続ける人間性を育成する。
- ・行動上の問題の再発防止に向け、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通じて自身の加害性、被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を育成する。

### ②保護者・家族支援の目標

- ・保護者や家族との信頼関係を確立し、子どもとともに培ってきた保護者や家族との絆を大切にして、子どもの健全育成や家庭環境の調整などを図り、可能な限り早期の家族再統合や家族の養育機能の再生を実現する。
- ・その家族が抱えている問題や課題に対して、関係機関と連携して支援するなど、その改善や解決を図る。

### ③地域社会支援の目標

- ・日常的な地域住民との交流により、相互理解を深め、信頼、連携、支援関係等の構築や発展を図り、地域社会に根ざした開かれた施設を目指す。
- ・地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努め、それに

応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する。

#### **4. 対象児童**

##### **(1) 子どもの特徴と背景**

- ・本施設の対象の子どもは、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び生活指導等を要する子どもであるが、①虐待など不適切な養育を行った家庭や多くの問題を抱える養育環境で育った子ども、②乳幼児期の発達課題である基本的信頼関係の形成ができていない子ども、③トラウマを抱えている子ども、④知的障害やA D H D（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害などの発達障害のある子ども、⑤抑うつ・不安といった問題を抱えている子ども、などが少なくなない。

##### **(2) 子どもの年齢等**

- ・本施設は、18歳にいたるまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・本施設に入所している子どもは、12歳～15歳の中学生年齢の子どもが多いが、中学卒業した児童も対象であり、受け入れて支援することが求められている。

#### **5. 支援のあり方の基本**

##### **(1) 基本的な考え方**

- ・子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に行なわなければならない。
- ・一人一人の子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援が重要となる。
- ・施設内での生活という限定された時間的・空間的な枠組みの中で、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要である。ただし、規則の押し付けや管理のためとなつてはならない。
- ・子どもの発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく。
- ・安心感・安全感のある生活の中で、一人一人の子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していく。

##### **(2) 保護・養育・教育・心理的ケアのあり方**

### ①生活の中の保護

- ・施設は、子どもの健やかな成長・発達を阻害し、行動上の問題を引き起こすような不適切な養育環境や社会的な有害環境から、子どもを保護する。
- ・施設は、自ら希望して入所していない多くの子どもを、安定性のある生活の中で、保護する。
- ・子どもの示す行動上の問題は、自分自身にある課題の表現でもある。課題をより明確にし、適切な対応を生み出すには、一人で考えるだけでなく、第三者、特に信頼できる大人との対話が役立つ。施設は、こうした新しい関係性を構築する生活の場所でもある。

### ②生活環境づくり（場づくり）

- ・子どもが職員の支援を受動的に受ける上下関係ではなく、生徒会などの自主的な活動を活用し、施設全体が相互の人格を尊重した養育・教育を展開するための生活共同体として機能することが大切である。
- ・多くの子どもは、日常生活場面において、これまでの対人関係や感情体験を背景にして、職員への挑発行動など様々な行動上の問題を表出する場合が多い。
- ・このような子どもに有効に機能する雰囲気づくりや安心・安全な居場所づくり、人的・空間的・時間的・規範的な面などから構造化された「枠のある生活」など、効果的に影響を与える支援的・教育的・治療的働きかけとしての良質な生活環境（物的・人的・自然環境）を整備する。

### ③生活の中の養育・教育

- ・施設における養育・教育は、「人とのかかわりを基本にした営み」であり、「共生共育（共に生活する場の中で行われる生きた言葉・態度などの相互交流によって共に育ちあう）をしていくおとなや他の子ども」の存在が求められる。
- ・養育・教育は、あるがままの子どもを理屈抜きに純粋に受け入れるなど、良い人間関係によるここちよさの経験・保持へのおとなからの配慮から始まる。
- ・その息の長い継続的な積み重ねが、「生まれてきてよかった」「生きてきてよかった」という感覚や認識の形成や、自分が背負ってきた境遇など自身の過去を受け入れアイデンティティを獲得することに、重要な役割を果たす。
- ・子どもとのかかわりの営みにおいては、言語的コミュニケーションは重要であるが、ごく一部であり、言葉にばかり依存しつづくことなく、非言語的コミュニケーションや意識化されないかかわりを大切にする。
- ・養育・教育の始まりの時期には、思春期の子どもは職員との関係を持ちたがらない態度をとることがある。まず職員が、かかわりあいを避けようとする心情や理屈ではわかつっていても納得できない気持ちを理解し、じっくりとかかわりながら子どもが心を開くまで待つという態度で寄り添いながら、よりよき「つながりの契機」を見いだす努力をする。安定した生活の中で、職員や他の子どもとの受容的な交流に努めることが、以後の関係形成に重要な意味をもつ。
- ・アセスメントにより個々の子どものニーズを把握し、その子どもにあった自立支

援計画を策定し、オーダーメイドの養育・教育をしていく。

- ・子どもの強みや潜在的な能力を伸ばすことも重要である。子どもの良さや強みを見つけてほめること。問題や欠点ばかりに目を向けず、潜在的な可能性を発見しようとするまなざしが、子どもの自尊心の回復に必須の意味を持つ。また、目が行きにくい子どもへのまなざしを忘れてはならない。
- ・生きるという過程は、「社会化を促進し、規範や慣習に則っていくこと」と「成員の個性の尊重、人格を認めること」など対立する課題について試行錯誤を繰り返し、バランスのとれた解決をしようとする過程でもある。
- ・子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育んでいく。
- ・子どもの同士の影響力は非常に大きいため、人格を相互に尊重し、ほめ合う・認め合う・助け合う・励まし合う、切磋琢磨できる良質な集団形成が大切である。
- ・施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、小さな行動上の問題が発生する枠組みを整えて、大きな問題の発生に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行う。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感を育てる。

#### ④学校教育との連携・協働

- ・施設は、学校教育と綿密な連携をもちながら、子どもが認められ活躍できる居場所となるように、子どもの学力などに応じた支援を行う。
- ・施設は、高校進学などで子どもが不利益を被らないよう、施設内学校はもとより、出身学校（原籍校）や関係機関と連携しながら、対応する。
- ・子どもが日々学び知ることで生じる有能感や達成感を大切にしたい。学んだことが実際の生活で役立つような学校と施設の生活をつなぐ連携が求められる。

#### ⑤生活の中の治療・心理的ケア

- ・子どもへの心理的ケアは、アセスメントに基づき、個別のニーズに沿った支援目標を立て、子どもや保護者への説明と同意のもとに行われる。
- ・本施設における心理的ケアは、福祉、心理、教育、医療の協働により、良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが治療的な経験となるような生活環境の提供など、日常生活や学校生活及び個別的な心理療法などを有機的に結びつけて行われる総合的なケアである。
- ・有効性を測定しつつ、見直しを行いながら、継続的に展開していく。
- ・心理的ケアには、カウンセリング、生活場面面接、認知行動療法、環境療法など様々な方法があるが、個々の子どもの状態に応じて、有効な方法を柔軟に組み合わせ、創意工夫した総合的な心理的ケアを行う。

### （3）子どもの支援を担う人

#### ①子どもの支援を担う人

- ・職員は、よりよい「支援の質」を追求する姿勢を持ち、「共生共育をするおとな」として存在しなければならない。
- ・子どもの働きかけに対する職員の適時適切な応答・コミュニケーションの積み重ねが、子どもの生きる心の体力を育むのであり、「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与える良質な対応が大切である。
- ・職員は、どのような場面でどのような言語的・非言語的コミュニケーションが必要かについての深い理解と良い技術、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者としての人間性を持つ必要がある。
- ・ケアワークの専門性は、現場の生きた実践過程の中で獲得し、たえず評価し見直さなければならない。職員は、常に自らのあり方を問いつづけ、自己変革していくことが求められる。
- ・そのため、繰り返し研修を重ね、自らの経験や行き詰まりに対して理解や納得を得ることや、スーパービジョン、ケースカンファレンス、自立支援の実践と研究の並列的な推進が必要である。

## ②職員のチームワーク

- ・施設における良きチームワークは、職員の心情や養育環境を豊かにするとともに、子どもが人の協調する姿に気づき、おとなへの信頼を学ぶ機会を生む。
- ・抱え込みを避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークが必要である。

# （4）家族と退所者への支援

## ①家族への支援

- ・施設は、保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行うことが重要である。
- ・保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む。
- ・保護者や家族を支援する上で、その保護者や家族の問題性はもとより、潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みを把握することも重要である。
- ・自立支援計画の策定に当たっては、保護者・家族の達成すべき目標は、重点的かつ具体的で、しかも達成しやすい課題であることが望ましい。保護者がその重要性について納得していることが大切である。
- ・施設は、子どもや保護者・家族の状況を踏まえながら、面会、通信、一時帰宅などの方法を用いて、子どもと保護者・家族との関係を調整する。また、家族との再統合が不可能な子どもには、特別な配慮が必要である。

## ②退所者への支援

- ・退所後も、子どもは、スマールステップによって社会適応をしていくことが大切であり、適切な支援の継続した提供が重要である。
- ・アフターケアについては、入所以前の段階から子どもの支援に関わってきた関係

者や保護者、可能であれば子ども本人を含めて協議を行い、入所中の支援のあり方（保護者や中心的な支援者との関係の維持など）を含め、退所後の支援のあり方（方針や施設と関係機関の役割分担など）などについて検討し、その基盤を作つておくことが必要である。

#### （5）地域支援・地域連携

##### ①地域支援や社会の理解と連携

- ・施設は、地域や社会に開かれることとともに、これまでの実践で培ってきた支援のノウハウなどについて、地域住民に還元していくことが求められている。
- ・子どもの無断外出時における反社会的行動による被害など地域住民に損害を与えることも生じるため、地域連絡協議会などを定期的に開催して、施設運営や利用等についての意見交換を行うなど、地域との連携を深める。

##### ②地域とのネットワーク

- ・子どもが安心して地域に戻るためには、地域のよりより理解が求められる。日頃から非行少年の本質的な心についてきちんと伝え、正しい理解をしてもらう啓発活動が求められる。

### 6. 児童自立支援施設の将来像

#### （1）専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもなど、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。
- ・このため、心理療法担当職員の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る研修を充実しながら、支援の質の一層の向上を図る。
- ・現状では、中卒や高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実に取り組む。
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応を図る。
- ・家庭的な形態である小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図る。

#### （2）相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助などを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実させる。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立のため、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポートを確立させる。

## 第Ⅱ部 各論

### 1 支援

#### （1）支援の基本

①子どもの思いをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指す。

- ・施設での支援は子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的のかかわりを行う。
- ・子どもの発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮した関わりを行う。

②日常的なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる。

- ・普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
- ・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援する。
- ・他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援する。

③集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行う。

- ・規則の押し付けや過度の管理に陥ることなく、支援基盤というべき一定の「枠のある生活」である集団生活の安定性を確保するように取り組む。
- ・職員は被包感のある雰囲気づくりを行い、子どもが愛され大切にされていると感じじうことができる支援を行う。

④多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援する。

- ・生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動を行う。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感などを形成し、自己を向上発展させるための態度を身につけるよう支援する。

⑤子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援する。

- ・子どもが入所前に行った行動上の問題により被害を受けた人や自分自身に対する影響について深く考えさせ、人間性の回復や開発に結びつくよう支援する。

- ・個別的な時間を確保し、子どもと職員との信頼関係形成や家族調整を行うことにより、自己肯定感などを体得させるように努める。
- ・子どもの発達段階や状態に配慮し、加害行為を行った子どもに自分の非行について振り返り、向き合わせる取組を行う。

## （2）食生活

- ①食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行う。
  - ・子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
  - ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。
  - ・栄養士が配置されている場合、専門性を活かし、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
  - ・子どもが農作業で収穫した作物を使い、作業・収穫のよろこびや達成感をより味わえる食事を提供する。
- ②子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行う。
  - ・高校通学、就職実習等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供する。
  - ・無理なく楽しみながら食事ができるよう年齢や個人差に応じた食事時間に配慮する。
  - ・子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
  - ・食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう援助する。
  - ・施設外での食事の機会など、多様な機会を設け、食事を楽しむとともに、食習慣の習得ができるようにする。
  - ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。
- ③自立に向けた食育への支援を行う。
  - ・調理実習などを通して、一人で簡単な食事をつくることができるよう支援する。

## （3）衣生活

- ①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。
  - ・常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
  - ・年齢に応じて、T P Oに合わせた服装ができるよう配慮する。

#### （4）住生活

①居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにする。

- ・小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。
- ・家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。
- ・中学生以上は個室が望ましいが、子どもの状況に応じて配慮を行う。

②発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援する。

- ・子どもの自立に向けては、基本的生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、個々の子どもの発達段階等に応じて支援する。
- ・居室の清掃をはじめ、子ども及び職員が手洗い等により清潔を保つなど、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。

#### （5）健康と安全

①発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。

- ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるよう支援する。
- ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理ができるよう支援する。

②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。

- ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて隨時、把握する。
- ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
- ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症または食中毒が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

#### （6）性に関する教育

①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。

- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
- ・日頃から職員間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
- ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

## （7）行動上の問題に対する対応

- ①子どもが暴力、不適応行動、無断外出など行った場合に適切に対応する。
  - ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応する。
  - ・行動上の問題は子どもからの必死なサインであることを理解する。
  - ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に検討する。また、記録とどめ、以後の対応に役立てる。
  - ・パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウト法を応用するなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図る。
  - ・緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行う。
  - ・児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。
- ②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底する。
  - ・日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
  - ・特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などに対しては、状況に応じた適切な対応をとり、重大な人権侵害であることを理解させ、職員は人権意識を持って子どもに関わる。
  - ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。
- ③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。
  - ・強引な引き取りのための対応について、施設で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
  - ・生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

## （8）主体性、自律性を尊重した日常生活

- ①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
  - ・行事などの企画・運営に子どもが主体的に関わり、子どもの意見を反映させる。
- ②子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
  - ・様々な生活技術の習得を子どもの発達段階に応じて支援する。
  - ・計画的小遣いの使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
  - ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

## （9）学習支援、進路指導、作業指導等

### ①学習環境の整備を行い、個々の状態や学力等に応じた学習支援を行う。

- ・できる限り一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していくよう、支援する。
- ・学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出し、適切な学習機会を確保する。

### ②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。

- ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
- ・進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する。

### ③作業指導、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組む。

- ・事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
- ・子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛錬を図れるように支援する。
- ・仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援する。
- ・働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てる。
- ・自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援する。

### ④施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障する。

- ・学校・施設間で日々の子どもの状況の変化等に関する情報を確実に伝達するシステムを確立し、生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施する。
- ・学校との協議に基づいて個々の子どもの学習計画を立て、それに応じた支援や計画の見直しを行う。

### ⑤スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援する。

- ・子どもの持っている興味・関心を把握し、子どもの個性を伸ばせるように、スポーツ・文化活動を実施して、豊かな人間性の育成に努める。
- ・ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援する。
- ・子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援する。

## （10）心理的ケア

### ①被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。

- ・心理的な支援を必要とする子どもには、心理支援プログラムを策定する。

- ・心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法を明示し、実施する。

### （11）継続性とアフターケア

#### ①措置変更等または受入れを行うにあたり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目がない養育・支援に努める。
- ・措置変更にあたり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
- ・社会人としての生活を目標にする場合は、社会の一員であり、信頼できる人に支えられていることの自覚が持てるように支援する。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。

#### ②家庭引き取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。

- ・退所にあたってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
- ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
- ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。

#### ③子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行う。

- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
- ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
- ・必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図る。
- ・退所した子どもに対して、定期的かつ必要に応じて、手紙訪問、通所
- ・や短期間の宿泊などの支援を行う。
- ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努める。
- ・施設退所者が集まるような機会を設け、退所した子どもの来所を温かく受け入れる。

## （12）通所による援助

### ①地域の子どもの通所指導を行う。

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、通所機能を活用して地域や他の施設の子どもについての相談援助などを実施する。

## 2 家族への支援

### （1）家族とのつながり

#### ①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。

- ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
- ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行う。

#### ②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。

- ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
- ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
- ・家族との関係づくりが困難な子どもに対しては、特別な配慮をする。

### （2）家族に対する支援

#### ①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。

- ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に 支援を行う。
- ・子どものために行う保護者への援助を支援として位置付け、積極的に取り組む。
- ・家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた援助を行う。

## 3 自立支援計画、記録

### （1）アセスメントの実施と自立支援計画の策定

#### ①子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・子どもが抱えている非行等の行動上の問題や課題を受け止め、児童相談所等との連携のもと、自立支援計画策定のための総合的なアセスメントを組織的に行う。
- ・子どもの心身の状況や、生活状況を、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
- ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
- ・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。

②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画策定のための体制を確立し、実際に機能させる。

- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
- ・児童相談所と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
- ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
- ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
- ・支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
- ・策定された自立支援計画は、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものとする。

③自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。

- ・自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
- ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
- ・アセスメントと計画の評価・見直しは少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

## （2）子どもの支援に関する適切な記録

①子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。

- ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録し、確認する。
- ・記録内容について職員間でバラツキが生じないよう工夫する。
- ・行動上の制限等を行った時など個別支援に関する記録を整備する。

②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。

- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
- ・守秘義務の遵守を職員に周知する。

③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。

- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

## **4 権利擁護**

### **(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮**

- ①子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。

- ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
- ・子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法に反映させる。

- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。

- ・人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
- ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、養育・支援実践や養育・支援の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
- ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って支援に当たる。
- ・子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
- ・受容的・支持的なかかわりを基本としながらも毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

- ③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。

- ・子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
- ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

- ④特別プログラムなど子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。

- ・やむを得ず子どもの行動の自由などを規制するケアについて、マニュアルなどを作成し、職員の共通認識のもとに対応する。
- ・マニュアル等は定期的な検証や必要な見直しを行う。
- ・子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べることができるこ

とを知らせる。

⑤子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

⑥子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・保護者の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

## （2）子どもの意向や主体性への配慮

①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育内容の改善に向けた取組を行う。

- ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
- ・子どもの意向調査、個別の聴取、面接など、定期的に行い、改善課題の発見、対応策を実施する。
- ・改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組む。

- ・活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう支援を行う。

③施設が行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決を行う力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行う。
- ・子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力が備わるよう支援する。

## （3）入所時の説明等

①子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。

- ・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど養育内容を正しく理解できるような工夫を行う。

②入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

- ・子どもの不安を解消し安心感を与えるように、担当者が温かみのある雰囲気の中で施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明する。
- ・施設生活における規則や行動に一定の制限があることについても説明し、事前に理解してもらうようとする。
- ・家庭裁判所の審判決定により入所する子どもについては、抗告の手続について説明し、抗告の意思表示があれば適正に取り扱うなど、配慮ある対応をする。

#### （4）権利についての説明

- ①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく説明する。
  - ・子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明する。

#### （5）子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
  - ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
  - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、分かりやすく説明したものを掲示する。
- ③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
  - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。

#### （6）被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・就業規則等の規程に体罰の禁止を明記する。
  - ・子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。

- ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ・施設内常識を常に麻痺化させない努力や体罰や子どもの人格を辱めるような行為へと気づかずうちに発展していかないように十分な振り返りを行う。
- ・職員が相互に、迷いや過剰な対応をいさめ指摘できる関係性を作る。
- ・子どもの挑発に乗らないでその背景にある痛みを見据えて対応できるようにする。

②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。

- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
- ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行う。
- ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。

③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速に対応する。

- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

## （7）他者の尊重

- ①さまざまな生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
- ・信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
  - ・同年齢、上下の年齢関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成する。

## 5 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
  - ・災害時の対応体制を整える。
  - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。

- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
  - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
  - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

## **6 関係機関連携・地域支援**

### **(1) 関係機関等の連携**

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
- ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
- ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
  - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
  - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
- ③要保護児童対策地域協議会へ参画し、地域の課題を共有する。
- ・地域の要保護児童対策地域協議会に参画するなど、平時から地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有を図る。

### **(2) 地域との交流**

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
- ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
  - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
- ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
  - ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

### （3）地域支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・施設が有する専門性を活用し、地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成の研修会などの事業に協力する。
- ・地域の里親支援、少年等の育成等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取り組みを行う。

## 7 職員の資質向上

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成する。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
- ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。

④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上

を支援する。

- ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
- ・職員相互が評価し、助言し合うを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

## **8 施設運営**

### **(1) 運営理念、基本方針の確立と周知**

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、施設の使命や役割を反映させる。
  - ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
  - ・基本方針は、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

### **(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定**

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画を策定する。
  - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、実施する養育の内容や組織体制等の現状分析を行う。
  - ・専門的ケアや地域支援の機能を強化する取り組みを明確にする。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
  - ・事業計画の実施状況については、子どもらの意見を聞いて、評価を行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
  - ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者へ周知の方法に工夫や配慮をする。

### （3）施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組み、組織内の信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
- ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化とともに、会議や研修において表明する。
  - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
  - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。
- ③施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
  - ・施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
  - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

### （4）経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
- ・事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
- ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
- ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

## （5）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
  - ・加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
  - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
  - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みを構築する。
  - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
  - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保など、に取り組む。
- ④職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を行う。
  - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
  - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

## （6）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
  - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入の意義や方針を全職員が理解する。
  - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

## （7）標準的な実施方法の確立

- ①支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
  - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って、一定の水準の支援を行う。
  - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的にできるような仕組みを定め、検証・見直しを行う。
  - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて支援の質の向上という観点から行う。

- ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

#### （8）評価と改善の取組

- ①施設運営や支援内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
  - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
  - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
  - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

# 母子生活支援施設運営指針案（未定稿）

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「運営指針」は、母子生活支援施設における社会的養護の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う母子生活支援施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、支援の質の確保と向上に資するとともに、また説明責任を果たすことに寄与するものである。
- ・この指針は、施設で暮らし、退所していく母親と子どもにとって、よりよく生きること(well-being)を保障するものでなければならない。また、社会的養護には、社会や国民の理解および支援が不可欠であるため、母子生活支援施設を社会にひらかれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要とされる。さらに、そこで暮らす母親と子どもに「安定した生活の営み」を保障する取り組みを創出していくとともに、母子生活支援施設がもつ支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の衰退が指摘される今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルとなる専門的な水準が求められている。子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の一過程であると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方立って、社会的養護のさまざまな担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちとその母親への適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### （1）社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とされたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

## ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

### （2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

#### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。

- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。

- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切つていけるような支援が求められている。

### （3）社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していくような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していくなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## 3. 母子生活支援施設の役割と理念

- ・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第3条の4に定める被害者を一時保護する委託施設としての役割もある。
- ・母子生活支援施設の支援においては、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さ

ず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追求する。

- ・母子生活支援施設における生活支援は、母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かしつつ、親子関係の調整、再構築等と退所後の生活の安定を図り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。
- ・また、個々の家庭生活や稼動の状況に応じ、就労、家庭生活や子どもの養育に関する相談、助言並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援を行わなければならない。
- ・この目的を達成するため、母子生活支援施設は、入所中の個々の母親と子どもについて、その家庭の状況を勘案し、よりよい支援につなげるため母親と子どもの意向を尊重したうえで、自立支援計画を策定しなければならない。

#### 4. 利用対象

##### （1）母子生活支援施設の利用対象と留意事項

- ・母子生活支援施設の利用者は、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯である。
- ・日本はひとり親世帯の貧困率がO E C D 加盟国の中でも高く、格差社会の拡大が母子世帯等の自立を困難にしている現状がある。また、利用世帯の中にはそれまでの生活環境の厳しさから、心身に不調をきたしている利用者、さまざまな疾患や障害を有する利用者や外国籍の利用者も増加しており、そのニーズは多岐にわたる。そのため、利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。

##### （2）母親と子どもの年齢等

- ・母子生活支援施設は、乳児から18歳にいたるまでの子どもを対象としている。また18歳を超えても、必要があると認められる場合は、20歳に達するまで利用を延長することができる。
- ・さらに、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦にあっては、婦人相談所が行う一時保護委託として保護することができる。子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、妊産婦の利用期間の延長や一時保護の受託に対応していくことが望ましい。
- ・母子生活支援施設を利用する子どもは、妊産婦をも含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育、成長は一人一人異なる。また、子どもの生活体験も多様であり、その環境や大人との関わりが、心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行わなければならない。
- ・母子生活支援施設は児童福祉施設でありながら、その母親も一緒に世帯単位で入

所していることが大変重要な点である。母親の年齢は16歳～60歳代と子ども以上に年齢幅が大きい。抱える課題もさまざまであり、母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援を展開する必要がある。

- ・退所の時期は、それぞれの抱える課題が解決でき、地域での生活が安定して送ることができる見込みができた時点であり、それぞれの抱える課題の内容や数、活用できる資源によって必要な在籍期間はさまざまである。また、退所については、利用者・福祉事務所・施設の三者で課題の解決状況について確認したうえで決定することが必要である。

## 5. 支援のあり方の基本

### （1）基本的な考え方

- ・母子生活支援施設における支援は、母親と子どもの最善の利益を保障するために行われる。それは、暴力や貧困などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母親と子どもが自分の意思で課題と向き合って解決できるよう支え、さらに自身がもつ将来の夢や希望、つまり自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことである。
- ・支援における関わりは母親と子どものそれぞれの人格と個性を尊重し、人としての尊厳を重視したものでなければならない。また、様々な支援の局面があるとしても、合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。このことは、支援の効果を高め、それぞれの関係者に対する説明責任を果たす根拠ともなる。さらにコンプライアンスの遵守にもつながる。
- ・また、対利用者、連携等における専門的対人援助スキルの発現を徹底する。

### （2）支援のあり方

#### ①生活の場であればこそできる支援

- ・支援は、できるだけ親子、家庭のあり方を重視して行われることが重要であることから、母子生活支援施設は、入所型の施設の特性を生かし、母親と子どもに対して生活の場であればこそできる日常生活支援を提供する。
- ・入所にあたっての支援、入所初期の生活の安定への支援、就労支援、心理的問題への対応、問題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を意識しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を計画的に展開する。
- ・利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。
- ・それは、「課題解決」と日常の「生活支援」を組み合わせて、母親と子どもの生

活の安定と自立、子どもの健康な発達と自立を目指し、その時どきの個別のニーズや課題に対して利用者と共に取り組んでいく支援、日常の関わりの中でその母親と子どもが元来もつニーズの充足をめざす支援、日常のさまざまな事象における利用者にとっての意味を見いだし、実践の意味を確認しつつ進めていく支援であり、ソーシャルワークの考え方を基盤とした総合的支援である。

## ②母親と子どもへの支援を行ううえでの職員の配慮

- ・さまざまな事由で入所してくる母親と子どもに対しては、入所時には質的にも量的にも最も濃密な支援を必要とする。その後、母親と子どものニーズに即した自立に向けた中、長期の支援を行う配慮が求められる。
- ・母親と子どもは、ともに入所前の厳しい生活環境のなかで自己肯定感が低められたり、社会や他者への信頼を傷つけられている場合も多い。そのため、母親と子どもが、ともに自己肯定感を回復し高める支援が重要である。また、「自分は自分のままでよい」という安心と癒しの場の提供に心がけ、「ひとを信じても良い」と思えるような関わりを職員は醸成していかなければならない。

## （3）支援を担う人の原則

### ①母親に対する支援

- ・複合的な生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援に努めることが求められる。
- ・孤独感や自己否定からの回復のため、人は本来回復する力をもっているという視点（ストレングス視点）に基づいた支援を行い、母親のエンパワメントへつなげることが必要である。
- ・子どもの発達段階に応じた子育ての技術を母親に伝え、子育て支援を行っていく。
- ・母親に対し、親役割の遂行という視点からのみ支援するのではなく、ひとりの人間としての自己実現をめざすことを支持し、共感する視点も大切にした支援を行う。また、母親自身が厳しい生活環境のなかで子ども期を過ごし、子どもに必要な福祉が阻害されてきた場合も多いため、母親自身の生活史における思いや願いに寄り添った支援も求められる。
- ・支援や子どもの育ちにおいて、常に母親と子どものパートナーであることを意識することが求められる。

### ②子どもに対する支援

- ・職員は、子どもとの関係づくりにおいて、常に自らのあり方を問われている。専門的な関わりや知識、技法の修得や、子どもと一緒に行動する人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断を適切に示し、いざというときに頼りになる人、など子どもに求められる大人像に応える努力が望まれる。
- ・子どもが生きている幸せを感じられるようなさりげない配慮がこもった日常生活

のために、創意工夫が望まれる。そのための職員間の協力、スーパービジョン、マネジメントが必要である。また、子どもが持っている力や強み（ストレングス）に着目し、エンパワメントしていくことも重要である。

#### ③母親と子どもの関係性における支援

- ・ひとつの家族として関係が安定するよう双方の代弁や調整を行い、親子関係の強化、再構築を図っていく。
- ・家族の課題や状態を見極め、その現象の背後にある事実や思いを把握するとともに、母親と子どもの相互作用を活用し、不適切な関係を調整し良好な関係を構築していく。
- ・ハイリスクで緊急を要する状況の場合には、ただちに危機介入を行うことが求められる。

#### ④支援を担う人

- ・支援の知識、支援の技術、支援の価値を理解した専門家となることを追求するとともに、「ともに成長しようとする大人」としての存在であることが求められる。
- ・職員の専門性は、たえず見直されなければならない。そのため、研修を活用するとともに、他職種によるケースカンファレンス、支援の実践と研究の並列的な推進が必要である。
- ・職員は、自己の感情を適切にコントロールして支援にあたることが求められる。また、自分自身の基準で利用者を評価的にとらえるのではなく、あるがままに理解し、受け止めようとする姿勢が求められる。
- ・母親と子どもへの支援はチームで行なわなければならない。また、個人的力量で対応したり、経験や勘のみに頼ったりすることは、独りよがりで誤った支援に陥るおそれがある。チームでの支援をシステムとして構築し、質の高いチームづくりをすることが重要である。
- ・職員は、利用者にさまざまなニーズに対応する適切な支援を保障し、「支援の質」の向上を意識することが求められる。そのために職員が専門職として成長する、スーパービジョンの体制構築が重要である。

## 6. 母子生活支援施設の将来像

### （1）入所者支援の充実

- ・母子生活支援施設は、かつては母子寮という名称であった。生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供し保護することがおもな機能であった時期を経て、平成9年の児童福祉法改正では名称変更とともに「自立の促進のために生活を支援する」という施設目的が追加された。近年では、DVや虐待による入所、障害のある母親や子どもの入所が増えている。
- ・母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどま

る施設も多い。母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設に、人権擁護を基盤とした、母親に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止やDV被害者への支援、児童養護施設等からの子どもの引き取りによる母子再統合への支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要がある。

## （2）広域利用の確保等

- ・ DV被害者は、加害者から逃れる等のために遠隔地の施設を利用する必要性が高い場合がある。そのために円滑な広域利用を推進することが重要である。
- ・ 母子生活支援施設の利用のための事務は、母子福祉施策等との連携のため、福祉事務所で行われているが、児童虐待防止やDV被害者保護の役割があることから、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターと連携、協働しながら、その支援機能を果たしていくことが重要である。

## 第Ⅱ部 各論

### 1 支援

#### （1）支援の基本

- ①母親と子どもの様々な課題に対して、専門的支援を行う。
- ・母親と子どもがそれぞれ抱える個別的な課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。
  - ・母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子、家庭のあり方を重視した支援を行う。
  - ・母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行う。
  - ・資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行う。

#### （2）入所初期の支援

- ①入所にあたり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた環境調整への支援を行う。
- ・母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携して情報提供に努める。
  - ・安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努める。
  - ・子どもが保育所・学校に速やかに入所・入学できるよう支援する。
  - ・母親と子どものニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行う。
  - ・必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行う。
- ②新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行う。
- ・休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携する。
  - ・入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮する。
  - ・施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援する。

#### （3）母親への日常生活支援

- ①母親が、安定した家庭生活を営むために必要な環境調整への支援を行う。
- ・母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けた家事等の支援を行う。

- ・家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には共に行うことで経験を補う。
- ・健康に不安を持つ母親や子どもには、相談に応じたり、医療機関への受診を勧めたりするとともに、ニーズに応じて健康管理の支援を行う。
- ・入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切な医療の受診を促す。

②母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切な関わりを支援する。

- ・母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育提供や保育所へつなぐ支援を行う。
- ・母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行う。
- ・母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行う。
- ・母親が子どものを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育て・関わりについてわかりやすく説明する。
- ・虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行う。

③母親が適切な対人関係をつくるために必要な人とのかかわりへの支援を行う。

- ・職員と信頼関係を築くことにより人とのつながりを実感し、施設に自分の居場所を得られるよう支援する。
- ・社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減を図る。

#### （4）子どもへの支援

①健やかな子どもの育ちを保障するために、養育、保育に関する支援を行う。

- ・子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。
- ・母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親のリフレッシュのための保育等、ニーズに応じたさまざまな施設内での保育支援を行う。
- ・放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行う。
- ・DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含むさまざまな障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行う。

②子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。

- ・落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図る。

- ・安心して学校に通えるように、宿題、支度等の学校生活に関する支援を行う。
- ・自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや意見の発見に努める。
- ・進学への支援は、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う。
- ・進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行う。
- ・学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行う。

③子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなとの関わりを通して、人との関係のありかたについて支援する。

- ・母親以外にも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの健康な信頼関係が構築できるよう支援する。
- ・社会の様々な価値観、多様な生き方への理解をすすめるために、ボランティアや実習生など、さまざまなおととの出会いの機会を設ける。
- ・おとなに信頼感を持つように、悪意や暴力のないおとなモデルを提供する。
- ・自分の気持ちをことばで適切に表現し、相手に伝える方法について、日常生活の中で意識的に伝え、その能力が向上するよう支援する。
- ・子どもどうしの育ちあう力を活用し、協調性や社会性が身につくよう、集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れる。
- ・自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設ける。

④子どもの年齢・発達段階に応じて、思いやりの心を育てるとともに、性についての正しい知識を得る機会を設ける。

- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識をもって応える。
- ・職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行う。

## （5）DV被害からの回避・回復

- ①母親と子どもの緊急利用に適切に対応できる体制を整備する。
  - ・24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れる。
  - ・DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心で安定した生活が営めるように体制を整える。
  - ・役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制をマニュアル化し、その体制について必要に応じて関係機関へ周知する。
  - ・被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底する。
- ②母親と子どもの安全確保のためにDV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要

な場合は、適切な情報提供と支援を行う。

- ・DV加害者に居所が知れ、母親と子どもに危険が及ぶ可能性がある場合には、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行い、母親と子どもの安全確保に努める。
- ・保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて同行等の支援を行う。
- ・弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行う。

③母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備する。

- ・安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整える。
- ・子どもの教育を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う。
- ・夫から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター（FPI C）等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行う。

④心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援する。

- ・DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行う。
- ・DVから脱出することができたことを評価し、安心し安定した生活と母親と子どもの幸せな未来について職員が一緒に考え支援することを伝える。
- ・心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行う。

## （6）子どもの虐待状況への対応

①被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持って関わり、虐待体験からの回復を支援する。

- ・職員は絶対に暴力をふるわないことを伝え、また暴力を許さないことを伝える。
- ・子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間をもつ。
- ・子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれが保障できる支援を提供する。
- ・自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行う。
- ・暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示す。
- ・心理療法を活用し、医師やカウンセラーと必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。

②関係機関との連携を行い、子どもの権利擁護を図る。

- ・児童虐待の発生時やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、双方で連携して

対応する。

- ・入所前に児童虐待を受けていた児童に対しては児童相談所と連携し、心理判定、児童精神科診療などの児童相談所機能を活用する。
- ・必要に応じて、児童相談所、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応する。

#### （7）家族関係への支援

- ①母親や子どもの悩みや不安に対する相談・支援など関係調整を行う。
- ・母親の子どもに対する悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
  - ・子どもの母親に対する悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
  - ・子どもと母親やきょうだいの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合、それぞれの立場を尊重し、適切な支援を行う。
  - ・父親や他の家族、親族等との関わりや面会のあり方等について、必要に応じて調整する。
  - ・子どもの進路・進学等について、また、生活の見通しなど子どもと母親の考え方や意向が異なる場合など、相談に応じて調整を図る。
  - ・子どもと母親にとって、それぞれの最善の利益を考慮しながら、細やかな支援を行う。

#### （8）特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援

- ①障害や精神的疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携する。
- ・さまざまな障害のある母親には、主体性を尊重し、それぞれの状況に応じた自己決定ができるよう支援する。
  - ・福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用できる支援を行う。
  - ・公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行う。
  - ・精神的疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行う。
  - ・外国人の母親や子どもへは、公的機関や就労先への各種手続きや保育所や学校等との連絡等、他機関とも連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行う。
  - ・障害や疾病をかかえたり、異文化で生活する外国人の場合は、そのつらさや苦しみを傾聴し、共感する支援を提供する。

#### （9）主体性を尊重した日常生活

- ①日常生活への支援は、利用者の主体性を尊重して行う。

- ・母親と子どもの状況を考慮しながら、その主体性が最大限尊重されるよう行う。
- ②行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し計画・実施する。
- ・母親や子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的を解りやすく示し、選択（自己決定）により積極的に参加できるように支援する。

#### （10）就労支援

- ①母親の職業能力開発や就労支援を適切に行う。
- ・資格取得のための情報提供等や能力開発の支援を行う。
  - ・母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、求人案内の情報提供や職業安定所やパートバンクへの同行等、本人の意向を尊重した就労支援を行う。
  - ・就労に対する不安に関して適切な傾聴や、必要に応じた助言等の支援を行う。また、就労後の相談体制を整備する。
  - ・母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行う。
- ②就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行う。
- ・職場環境、人間関係に関する相談や助言など個々に対応した幅広い支援を行う。
  - ・母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行う。
  - ・活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援する
  - ・障害や母親の心身の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行う。

#### （11）支援の継続性とアフターケア

- ①施設変更等または受入れを行うにあたり、継続性に配慮した対応を行う。
- ・入所期間を通して利用者の意向を確認し、ケース会議で、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期、退所後の生活について検討する。
  - ・退所後の生活が円滑に行えるように、退所後の生活設計に関する相談に応じる。
  - ・母親や子どもの意向を尊重し、退所時期の決定や住居の確保や転出手続きなどの支援を行う。
  - ・母子分離や再統合の際にはそれまでの記録や支援計画を元に必要な情報交換を行い、引き継ぎを行う。
  - ・退所に向けて必要な情報を収集し、掲示板・回覧板・懇談会等で周知する。
  - ・子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行う。
- ②母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。
- ・退所後のアフターケアが効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成して援助を行う。

- ・退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切なサービスが受けられるように支援する。母子自立支援員や民生委員児童委員等との連携も必要である。
- ・退所後も母親と子どもが電話や来所によって、施設に相談できることを説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供する。
- ・退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行う。

## **2 自立支援計画・記録**

### **(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定**

- ①母親や子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めて計画的にアセスメントを行い、母親や子どもの個々の課題を具体的に明示する。
  - ・母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行う。
  - ・心身の状況や、生活状況、親族の状況、問題解決能力等の必要な情報を把握し、統一し様式に則って記録する。
  - ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
  - ・アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し実際に機能させる。
  - ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
  - ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
  - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
  - ・支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として説明する。
  - ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③自立支援計画について定期的に実施状況の評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
  - ・自立支援計画の見直しは、母親や子どもとともに生活を振り返り、母親や子どもの意向を踏まえて、それらを反映させつつ、最善の利益を考慮して行う。
  - ・自立支援計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
  - ・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、か

つ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

## （2）母親と子どもの支援に関する適切な記録

①母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。

- ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
- ・記録内容について職員間でバラツキが生じないよう工夫する。

②母親と子どもに関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。

- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
- ・守秘義務の遵守を職員に周知する。

③母親と子どもの状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・全職員が共通した理解の下に業務を遂行できるよう情報共有の体制を構築する。
- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

④日々の業務について業務や支援内容を適切に記録し、支援の分析、検証や職員間の共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行う。

- ・母子支援員日誌・少年指導員日誌・学童保育日誌・保育日誌・宿直日誌・日直日誌等を整備する

## 3 権利擁護

### （1）母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

①母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行う。

- ・母親と子どもへの支援は、感情的でない民主的、合理的態度で行い、その人格を尊重することを基本とする。
- ・施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立する。
- ・母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。

②社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。

- ・人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
- ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
- ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
- ・母親や子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
- ・受容的・支持的なかかわりを基本としながらも毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

③母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

②母親と子どもの思想や信教の自由は、他者の権利を妨げない範囲で保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、他者の権利を妨げない範囲で最大限に配慮し保障する。
- ・母親の思想・信教によって、その子どもや他の利用者の権利が損なわれないよう配慮する。

## （2）母親と子どもの意向や主体性の配慮

①母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行う。

- ・日常的な会話のなかで発せられる母親や子どもの意向をくみ取り、また母親や子どもに対して意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
- ・改善課題については、母親や子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②母親や子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。

- ・子どもの活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援を行う。
- ・母親が、自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援する。
- ・母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する

## 支援を行う

- ③施設が行う援助について事前に説明し、母親と子どももそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。
- ・支援内容について理解できるようわかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかける。
  - ・常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューが提供できるよう努める。

### （3）入所時の説明等

- ①母親と子どもに対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
- ・母親と子どもが情報を入手しやすいようパンフレットを福祉事務所に置くなどの取組を行う。
  - ・施設の支援内容や生活の流れなどをわかりやすく紹介した印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行う。
- ②入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、母親と子どもにわかりやすく説明する。
- ・様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取り扱いや設備の使用法など、施設で生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配慮する。
  - ・丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望がもてるよう配慮する。

### （4）母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ①母親や子どもが、相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親や子どもに伝えるための取組を行う。
- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
  - ・母親や子どもに十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にし、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、母親と子どもに周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
  - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示

する。

③母親と子どもからの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
- ・苦情や意見を、支援や施設運営の改善に反映させる。

#### （5）権利侵害への対応

①いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切な関わりによる権利侵害を防止する。

- ・就業規則等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する。
- ・不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、不適切な関わりを行わないための支援技術を習得させる。
- ・施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切な関わりが発生した場合に対応するためにマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応する。

②いかなる場合においても、母親や子どもが暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底する。

- ・母親や子どもに対して、不適切な行為の禁止を周知する。
- ・不適切な関わりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ・不適切な関わりを伴わない人との関わりについて、母親や子ども達に伝え、良好な人間関係の構築を図る。

③子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な関わりの防止と早期発見に取り組む。

- ・不適切な関わりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図る。
- ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ・常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行う。

### 4 事故防止と安全対策

①事故、感染症の発生時などの緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。

- ・事故発生対応マニュアル衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。

②災害時の母親と子どもの安全確保のための取組を行う。

- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。

- ・災害時等の対応体制を整える。
- ・食糧や備品などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。

③母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うなど、安全確保のためのリスクを把握し対策を実施する。

- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
- ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、機械警備の設置や地域警察との連携を強化し、地域の関係機関との連携を図る。
- ・施設で発生する事故に備えるために損害保険への加入が望ましい。

④十分な夜間の体制を整備する。

- ・年間を通して24時間体制で、また職員は2名体制で夜間管理を行うことが望ましい。
- ・緊急時に備えて夜間でも即応できる体制を構築する。
- ・夜間警備強化のため機械警備（防犯カメラ、センサー式照明）を設置する。
- ・不審者対策マニュアルを整備し、職員が共通理解を深める。

## 5 関係機関連携・地域支援

### （1）関係機関との連携

①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、福祉事務所等の関係機関や団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。

- ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。

②福祉事務所等の関係機関との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。

- ・母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立する。
- ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題にケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
- ・要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有化を図る。

### （2）地域社会への参加・交流の促進

①母親や子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。

- ・母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要に応じて職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
- ・町内会、子ども会、老人クラブなどの地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。

②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。

- ・地域に向けて、施設の理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活性化にする取組を行う。
- ・施設の集会室や学習室等のスペースを開放するための規程を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立てる。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティアの受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などのマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

### （3）地域支援

①地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談援助を実施すること等を通して、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の母親と子どもを支援する事業や活動を行う。

- ・相談援助を通じて情報の提供や関係機関の紹介を行い、内容によっては施設の相談機能を活用する。
- ・地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難となった場合、ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを自治体と連携して実施する。
- ・配偶者等からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母子や単身女性に対して緊急一時保護を行う。
- ・24時間の受け入れや広域利用など、保護を必要とする母子等の緊急利用を広く受け入れる。
- ・緊急時に応じるためのマニュアルに基づいて、役割分担や責任者を明確にする。
- ・DV被害等の逃避理由で保護した場合、警察等との連絡調整体制に関して文書化し、施設内で周知する。

## 6 職員の資質向上

- ①組織として、職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
  - ・施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。
- ②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。
  - ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
  - ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
  - ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人との関わりの中で共に学び合う環境を醸成する。
- ③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
  - ・研修を修了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
  - ・研究成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。
  - ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
  - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
  - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

## 7 施設運営

### （1）運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
  - ・理念には母親と子どもの権利擁護の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
  - ・基本方針は、理念との整合性があり、母親と子ども権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

④運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

## （2）中・長期的なビジョンと計画の策定

①施設の経営理念や基本方針の実現に向けた、施設の中・長期計画を策定する。

- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
- ・入所者支援を充実させ、地域の特性に応じた母子生活支援施設の役割・機能を明確にする。
- ・専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させる。

②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。

③事業計画を職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。

- ・事業計画の実施状況については、母親や子どもの意見を聞いて、評価を行う。

④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

- ・事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。

⑤事業計画を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取り組みを行う。

- ・事業計画は、わかりやすく説明した資料を作成し、母親や子どもへの周知の方法に工夫や配慮をする。

## （3）施設長の責任とリーダーシップ

①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかに示し、理解されるよう積極的に取り組み、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。

- ・施設長は社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
- ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。

②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。

- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会等に参加する。
- ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。

③施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
- ・施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。

- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
- ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

#### （4）経営状況の把握

①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。

- ・事業経営を長期的視野に立って進めていくために、社会や社会福祉全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、母親と子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。

②経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。

- ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。

③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた経営改善を実施する。

- ・事業規模に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

#### （5）人事管理の体制整備

①施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。

- ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員配置の充実に努める。
- ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
- ・基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かす。

②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。

③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みを構築する。

- ・勤務時間、勤務状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめる環境を整える。
- ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。

④職員待遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を行う。

- ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
- ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

（6）実習生の受入れ

- ①実習生を受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
- ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
  - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を学べるプログラムを準備する。

（7）標準的な実施方法の確立

- ①支援についての標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行う。
- ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行う。
  - ・マニュアルは、母親や子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できる仕組みを定め、検証・見直しを行う。
- ・標準的な実施方法の見直しは、職員や母親、子ども等からの意見や提案、生活の条等に基づいて支援の質の向上という観点から行う。
  - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。

（8）評価と改善の取組

- ①施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
- ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
  - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善計画を立て実施する。
- ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取

り組む。

# 里親及びファミリーホーム養育指針案（未定稿）

## 第Ⅰ部 総論

### 1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける社会的養護の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・この指針は、こうした考え方方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

### 2. 社会的養護の基本理念と原理

#### （1）社会的養護の基本理念

##### ①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第1条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第3条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

##### ②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとお

り、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。

- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育むこと」をその基本理念とする。

## (2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

### ①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

### ②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間もある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

### ③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻

なダメージを受けていることも少なくない。

- ・こうした子どもたちが、安心感を持つ場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していくようにしていくことが必要である。

#### ④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに的確に対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### ⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援にとり組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

#### ⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

### (3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していくような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎えて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっています、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

## 3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

### (1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の3の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の2第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

## (2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

## 4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳にいたるまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託対象の子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

## 5. 家庭養護のあり方の基本

### (1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上の一定の要件も存在する。

- ・社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていかなければならない。

#### ①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・子どもは安心かつ安全な環境で継続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

#### ②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにすること。
- ・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。こうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

#### ③同居する人たちとの生活の共有

- ・生活のさまざまな局面やさまざまな時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくる過程をともに体験すること。
- ・これにより、生活の共有意識と養育者・子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。こうした意識・情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中でのさまざまな思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・また、家庭での生活体験により、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

#### ④生活の柔軟性

- ・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・生活は創意工夫に基づき営まれる。こうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

#### ⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。

- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

## (2) 家庭養護の養育

### ①社会的養護の担い手として

- ・家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心で安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥すべきことではない。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難に状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

### ②安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらし、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生れてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもに否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。

- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

### ③自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根づき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り超えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢がもてるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

### ④帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわりなく、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、可能な限り、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

### ⑤ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎える家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなつたものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。

- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数の子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたることが必要となる。

### (3) 地域とのつながりと連携

#### ①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。
- ・また、日頃から里親も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的

な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。

- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

#### ②弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎えるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。
- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たり前の日常生活の中に含まれる、養育の「強さ（Strength）」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

#### ③里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくくことがある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参画する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参画する必要がある。

#### ④市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないとため、地域子育て支援機関に必要ななかかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

## 6. 里親等の支援

### ①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作つておく必要がある。

### ②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、隨時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の見解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

## 第Ⅱ部 各論

### 1. 養育・支援

#### (1) 養育の開始

- ・家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・養育者が子どもを迎えるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

#### (2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

### (3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

### (4) 子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえのないものである。
- ・子どもを迎えた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、〇〇（里親姓）のお父さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

### (5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが1日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となつてもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調に

いかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めてしまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、子どもが受診するたびに、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることがある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求める、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

#### (6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生い立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確かめつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生い立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生い立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、関わってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切にし、誇りをもって成長するために有効である。

#### (7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前

で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへの関わりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的に捉えたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見通しを確認する。
- ・実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちを汲み上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

#### (8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方など当たり前の生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らししそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長後家庭を作る場合に役立つ

技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

#### (9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個々人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作ることが大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

#### (10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・自分の要望を表明するだけでなく、他者のそれも受け止めながら、対話ができるいくように、ときには仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

#### (11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時は、子どもの安全を確保し、児童相談所と緊急の連絡方法などを確認する。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

#### (12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態、学習意欲にそいながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

#### (13) 行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には里親仲間で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関する事をタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

#### (14) 進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして援助する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

#### (15) 委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

#### (16) 養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。
- ・普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続さ

れ、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。

- ・養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようとする子どものための制度であり、跡継ぎを得るために制度ではないことを理解する必要がある。
- ・子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探すことなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

## 2. 自立支援計画と記録

### (1) 自立支援計画

- ・児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

### (2) 記録と養育状況の報告

- ・受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な援助を受ける。
- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援

計画を見直す。

### **3. 権利擁護**

#### **(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮**

- ・子どもを権利の主体として尊重し、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるようわかりやすく説明する。

#### **(2) 子どもを尊重する姿勢**

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要のある倫理を確認し、意識化とともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感をもてるようにする。

#### **(3) 守秘義務**

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごく当たり前の家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

#### **(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境**

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であることを、養育者が理解する。
- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を

選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。

- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。

#### (5) 体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまふ。また、子どもに自己否定感をもたせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない援助技術を習得することも大切である。

#### (6) 被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰った上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切な関わりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することができないようになる。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取り組みについて、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

### 4. 関係機関・地域との連携

#### (1) 関係機関との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子ども

や家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。

- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かした里親支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

## (2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

## 5. 養育技術の向上等

### (1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるよう、研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。
- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

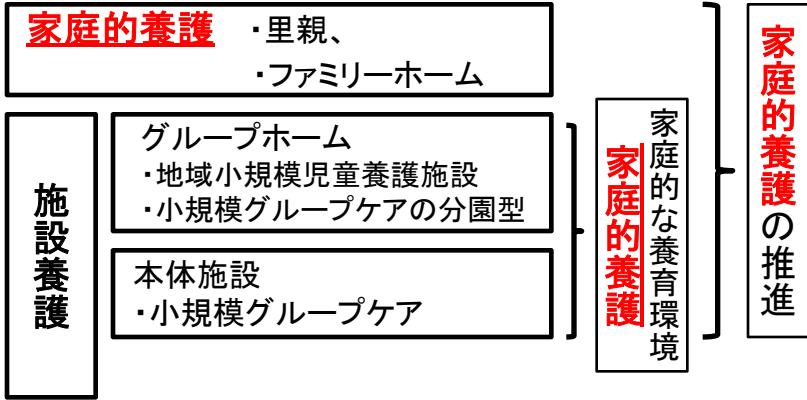
## (2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中すでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振りかえっていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

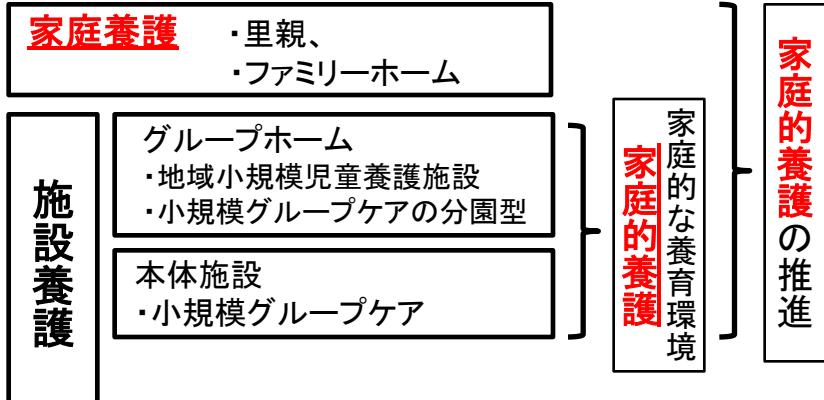
# 「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について

これまで、「家庭的養護」と「家庭養護」の言葉を区別してこなかったが、家庭養育という用語との関係や、国連の代替的養護の指針での用語の区別などを踏まえ、今回の指針では、「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」の言葉を用いるよう、用語の整理を行う。

## ＜課題と将来像における用語の整理＞



## ＜指針における用語の整理＞



(参考)社会的養護の課題と将来像(本文抜粋)

### (3) 社会的養護の基本的方向 ①家庭的養護の推進

- ・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。
- ・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていく必要がある。
- ・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。
- ・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

○里親及びファミリーホームは、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」であるという理念を明確にする。

- このため、「家庭養護」と「家庭的養護」の用語を区別し、
  - ・「施設養護」に対する言葉としては、里親等には「家庭養護」を用い、
  - ・また、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には、「家庭的養護」を用い、
  - ・両者を合わせて言うときは、これまで通り、「家庭的養護の推進」を用いることとする。

○国連の代替的養護の指針との関係では、

- ・family-based care が「家庭養護」
- ・family-like care が「家庭的養護」

○昭和23年の「家庭養育運営要綱」及び昭和63年の「里親等家庭養育運営要綱」では、里親を「家庭養育」としていた。

(参考)「児童の代替的養護に関する指針」抜粋 (2009年(平成21年)12月国連総会決議)

○国連指針では、residential care (施設養護) と family-based care (家庭を基本とする養護＝家庭養護) が相互に補完しつつ児童のニーズを満たしているとしつつ、施設養護は必要な場合に限られるべきこと、幼い児童の代替的養護は原則として family-based care で提供されるべきこと、大規模な施設養護は廃止していくべきこと、施設養護は可能な限り家庭や少人数に近い環境(a setting as close as possible to a family or small group situation) であるべきとしている。

○国連指針では、family-based care として、① Kinship care、② Foster care、③ Other forms of family-based care を挙げている。また、family-based care と、family-like care を区別している。

原文	家庭福祉課仮訳 (平成23年4月)
21. The use of <u>residential care</u> should be limited to cases where such a setting is specifically appropriate, necessary and constructive for the individual child concerned and in his/her best interests.	21. <u>施設養護</u> の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとつて特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべきである。
22. In accordance with the predominant opinion of experts, alternative care for young children, especially those under the age of 3 years, should be provided in <u>family-based settings</u> . Exceptions to this principle may be warranted in order to prevent the separation of siblings and in cases where the placement is of an emergency nature or is for a predetermined and very limited duration, with planned family reintegration or other appropriate long-term care solution as its outcome.	22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。
23. While recognizing that <u>residential care facilities</u> and <u>family-based care</u> complement each other in meeting the needs of children, where <u>large residential care facilities</u> (institutions) remain, alternatives should be developed in the context of an overall deinstitutionalization strategy, with precise goals and objectives, which will allow for their progressive elimination. To this end, States should establish care standards to ensure the quality and conditions that are conducive to the child's development, such as <u>individualized and small-group care</u> , and should evaluate existing facilities against these standards. Decisions regarding the establishment of, or permission to establish, new residential care facilities, whether public or private, should take full account of this deinstitutionalization objective and strategy.	23. <u>施設養護</u> と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

原文	家庭福祉課仮訳（平成23年4月）
<p>29. For the purposes of the present Guidelines, and subject, notably, to the exceptions listed in paragraph 30 below, the following definitions shall apply:</p> <p>(c) With respect to the environment where it is provided, alternative care may be:</p> <p>(i) <u>Kinship care</u>: <u>family-based care within the child's extended family</u> or with close friends of the family known to the child, whether formal or informal in nature;</p> <p>(ii) <u>Foster care</u>: situations where children are placed by a competent authority for the purpose of <u>alternative care in the domestic environment of a family</u> other than the children's own family that has been selected, qualified, approved and supervised for providing such care;</p> <p>(iii) <u>Other forms of family-based or family-like care placements</u>;</p> <p>(iv) <u>Residential care</u>: care provided in any <u>non-family-based group setting</u>, such as places of safety for emergency care, transit centres in emergency situations, and all other short- and long-term residential care facilities, including group homes;</p> <p>(v) Supervised independent living arrangements for children;</p>	<p>29. 本指針において、とりわけ下記第30項に列挙した例外に反しない限り、以下の定義が使用される。</p> <p>(c) 提供される場所という点で言うと、代替的養護は以下の形式を取り得る。</p> <p>(i) <u>親族による養護</u>: その性質上公式であるか非公式であるかを問わず、児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を基本とした養護。</p> <p>(ii) <u>里親による養護</u>: 所轄官庁によって、児童がその児童自身の家族以外の、養護提供にあたって選抜され、資格を付与され、承認され監督を受ける家族の家庭環境に置かれ、代替的養護を受ける状況。</p> <p>(iii) <u>家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施</u>。</p> <p>(iv) <u>施設養護</u>: 緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設(グループホームを含む)など、<u>家庭を基本としない集団環境</u>で提供される養護。</p> <p>(v) 児童のための監督つきの独立居住体制。</p>
<p>123. <u>Facilities providing residential care</u> should be small and be organized around the rights and needs of the child, in <u>a setting as close as possible to a family or small group situation</u>. Their objective should generally be to provide temporary care and to contribute actively to the child's family reintegration or, if this is not possible, to secure his/her stable care in an alternative family setting, including through adoption or kafala of Islamic law, where appropriate.</p>	<p>123. <u>施設養護を提供する施設</u>は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、<u>可能な限り家庭や少人数グループに近い環境</u>にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて例えば養子縁組又はイスラム法のカファーラなどを通じて、代替的な家族環境における安定した養護を確保することであるべきである。</p>

# ファミリーホームの要件の明確化について

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、今回、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱の改正を予定）

## ＜理念の明確化＞

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなつたものであり、施設が小さくなつたものではないという位置づけ。

## ＜要件規定等の見直し＞

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「小規模住居型養育事業者」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と、小規模住居型児童養育事業を行う者を「ファミリーホーム事業者」の名称に改める。
- ②「夫婦である2名の養育者+補助者1名以上」又は「養育者1名+補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

# ファミリーホームの形態について

※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。(それ以外は補助者)

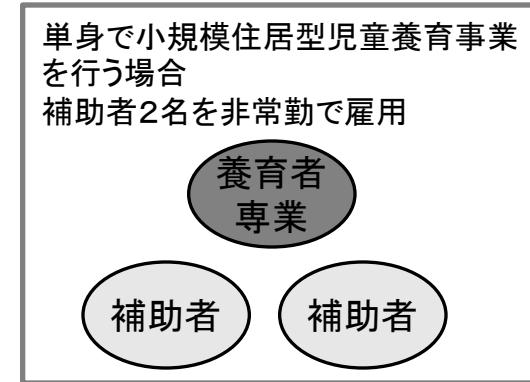
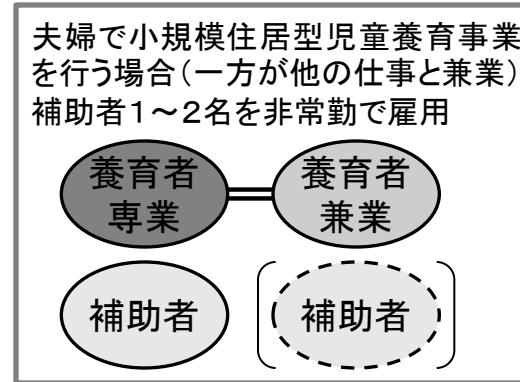
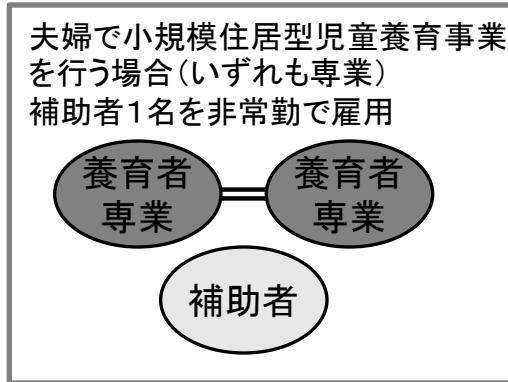
※養育者2名(配偶者) + 補助者1名、又は養育者1名 + 補助者2名

※措置費は、常勤1名分 + 非常勤2名分 (児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い)

## 自営型

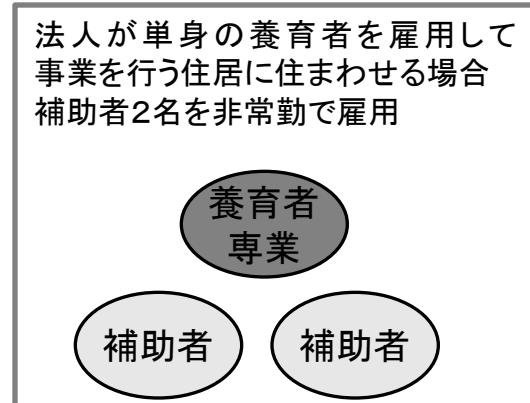
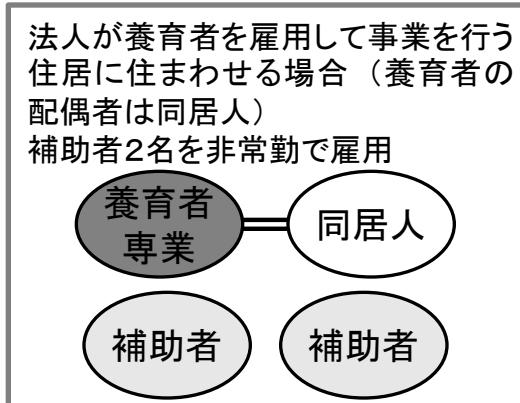
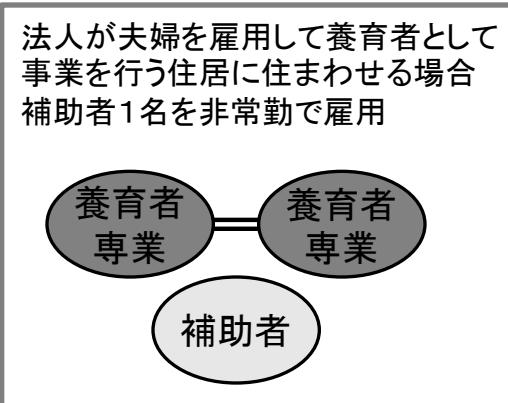
①養育里親の経験者が行うもの

②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



## 法人型

③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



## (参考)里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム		
			地域小規模児童養護施設	小規模グループケアの分園型	
形態	家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)		
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 (多くは個人事業者。法人形態も可能)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)		
措置児童数	1~4名	定員5~6名	定員6名	定員6~8名	
養育の体制	里親 (夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上 (措置費上は、児童6人の場合、常勤1名+非常勤2名)	常勤2名+非常勤1名	児童数に応じた配置に加算職員 (5.5:1等の配置+小規模ケア加算の常勤1名+管理宿直等加算の非常勤1名分)	
措置費	里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円を加算)	上記の人物費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い)	上記の人物費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)		
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定			
	児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通				

# 里親支援の充実について

## (1) 里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2) 里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

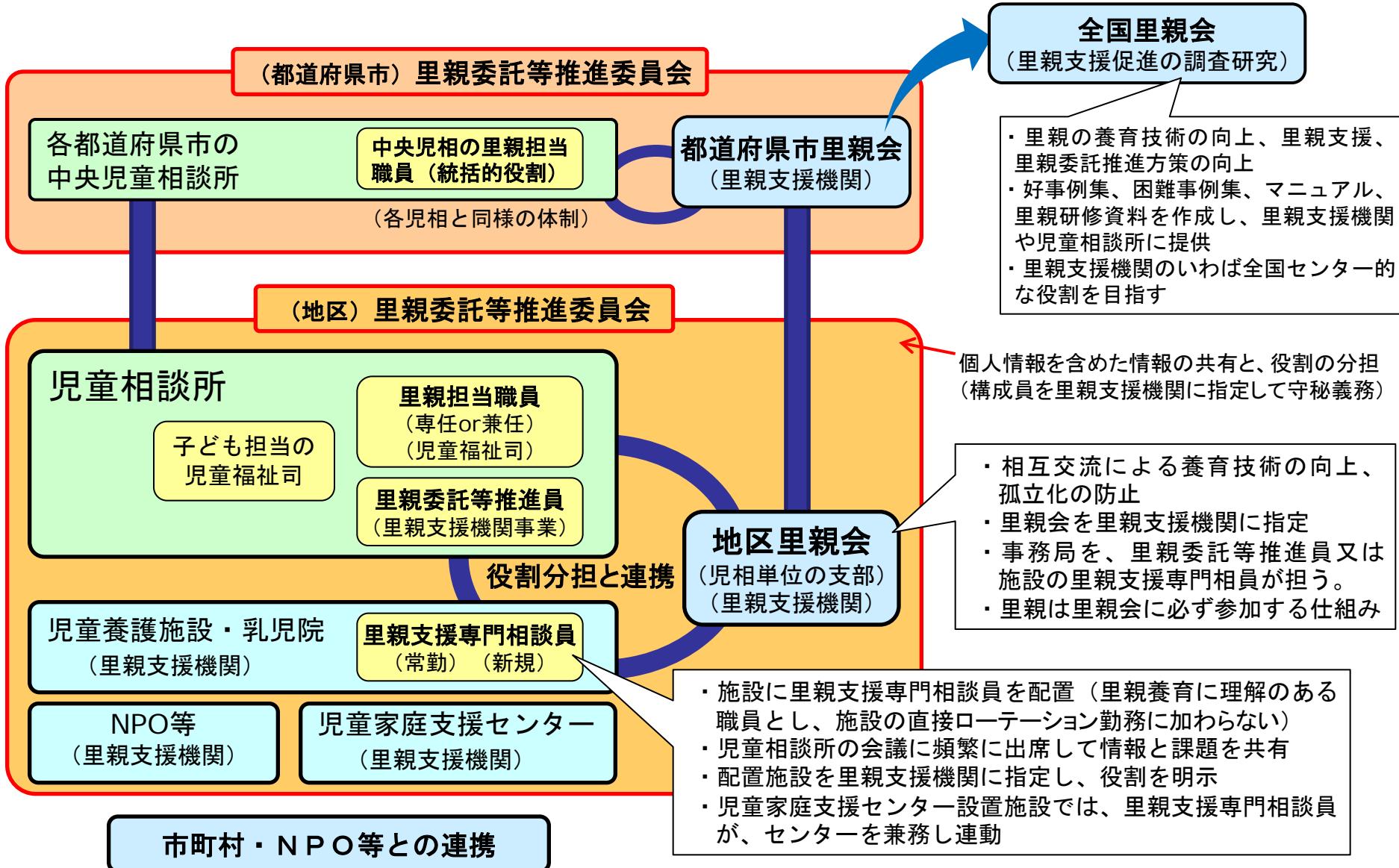
- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定  
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか必要に応じて訪問)
- ・委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

### (2) (1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員（23年度：206児相中117か所）
- ・児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成24年度新規）  
→定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

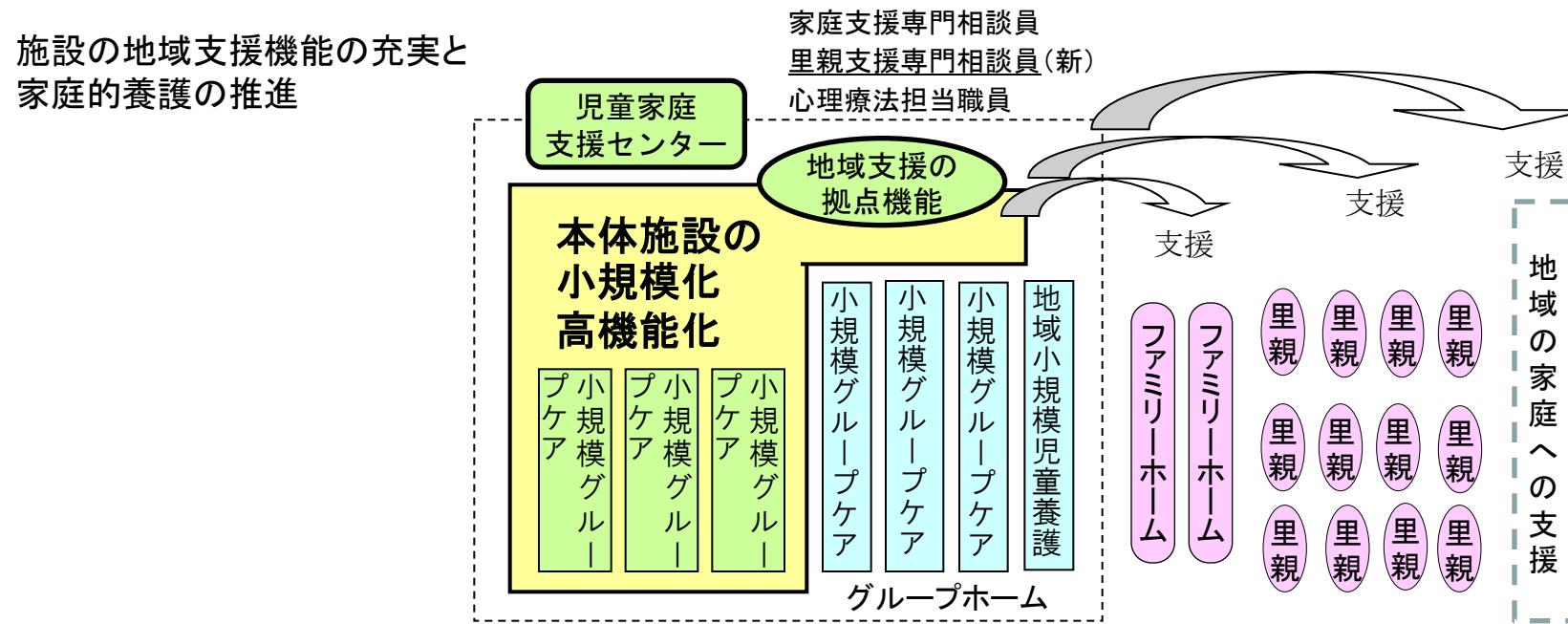
# 里親支援の体制整備のイメージ

- 各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



## 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）について

- ・施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
  - ・家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)と同じ資格要件(社会福祉士、施設で5年以上勤務した者、又は児童福祉司資格のある者)を満たし、里親養育に理解があり、ソーシャルワークの視点を持つ人
  - ・実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
  - ・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援(児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。)
  - ・施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。施設の視点から離れ、里親と子どもの視点に立つ。
  - ・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
  - ・児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
  - ・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
  - ・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。



# 里親支援機関の役割分担について

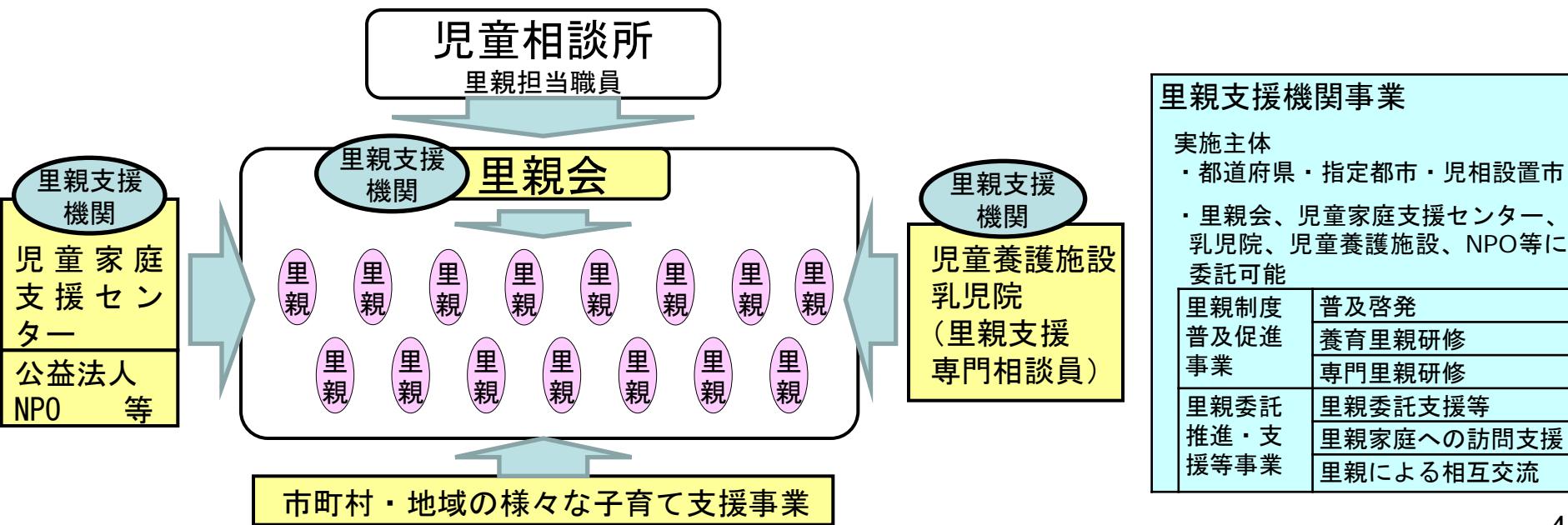
- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

○里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。

- ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
  - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
  - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど

○里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。

○ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）  
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



# 里親会の役割と活動の充実

## ○里親会活動の役割

- ・里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流が目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

## ○里親支援機関への指定

- ・このような役割から、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

## ○里親会への加入

- ・このような役割から、里親は里親会の活動に参画するものとし、その旨を「里親及びファミリーホーム養育指針」で定める。

## ○里親会の事務局体制

- ・里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

## ○全国里親会の里親支援促進調査研究事業

- ・里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、厚生労働省からの補助金により全国里親会で実施（平成24年度新規事業）
- ・全国の里親会や里親支援機関等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供
- ・「里親委託等推進委員会」（学識経験者、里親会、関係機関等）を置く。
- ・里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す

### 全国里親会

（全国センター的な役割）

- ・全国を単位とする財団法人

- ・個人会員、団体会員（地方里親会）、施設会員、賛助会員を持つ。

### 都道府県市里親会

（里親支援機関）

- ・都道府県、指定都市、児童相談所設置市を単位（地方里親会）

- ・地区里親会の連合会の形式の里親会も有る。また、県・指定都市で合同の場合も有る。

- ・財団、社団、NPOもあるが、多くは任意団体。

### 地区里親会

（里親支援機関又はその支部）

- ・児童相談所の単位（都道府県市里親会の支部、又は地区単位里親会）

# (参考1) 里親支援機関事業の概要

## 里親支援機関事業

### 里親制度普及促進事業 (都道府県・指定都市・児相設置市単位)

補助基準額：1都道府県市当たり 3,993千円 (×国1/2)

#### ①普及促進

- ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する

#### ②養育里親研修

- ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する  
(養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施)

#### ③専門里親研修

- ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

### 里親委託推進・支援等事業 (児童相談所単位)

補助基準額：1か所当たり 7,492千円 (×国1/2)

「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う

#### ①里親委託支援等

- ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進

#### ②訪問支援

- ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う

#### ③相互交流

- ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

#### 実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

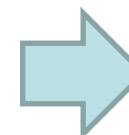
## (参考2) 里親支援の体制

児童相談所の体制 (23.4.1)

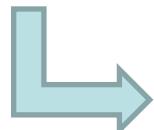
児童相談所 206か所

児童福祉司 2606人

児童心理司 1162人



- これまで、10年で約2倍に増加  
(平成11年度児童福祉司1230名)
- この間、虐待相談件数は5倍に増えており、  
増員が必要。



児童相談所の里親担当職員

専任 52人

兼任 273人

計 325人

+

里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制

自治体が雇用し児相に配置 87人

委託法人が雇用し児相に配置 4人

委託法人が雇用し委託先に配置 6人

計 97人 (児童福祉司兼務を除く)

うち常勤 14, 非常勤 83



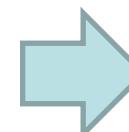
- できるだけ専任の里親担当職員の配置が  
望ましい



- 里親支援機関の仕組みの効果的な実施

+

児童家庭支援センター 86か所 (H23.9)



- 平成26年度120か所目標
- 将来は、児童養護施設・乳児院の標準  
装備化する。

+

施設の里親支援専門相談員 (新規)

児童養護施設及び乳児院に設置



- 平成24年度新規(1児童相談所の管内に  
少なくとも1か所。複数も可。)
- 将来は、全ての児童養護施設(587か所)、  
乳児院(129か所)に配置(約700人)

## 平成22年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

### 1 概要

平成21年4月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度の等が法定化された（被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考1及び参考2を参照）。

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、入所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている（児童福祉法第33条の10）。

今般、全国47都道府県、19指定都市及び3児童相談所設置市（69都道府県市）を対象に、平成22年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下の通りであった。

- 平成22年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は176件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は39件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が27件（69.2%）、「里親・ファミリーホーム」が8件（20.5%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が23件（59.0%）、「性的虐待」が9件（23.1%）、「心理的虐待」が4件（10.2%）、「ネグレクト」が3件（7.7%）であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が67.0%、「女」が33.0%であり、就学等の状況は、「小学生」が46人（44.7%）、「中学生」が25人（24.3%）、「未就学児童」が20人（19.4%）、「高校生」が12人（11.6%）であった。

（参考） 平成21年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は214件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は59件であった。

## 2 平成22年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

- ① 平成22年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は176件であり、届出・通告者総数は186人であった。
- ② 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が46人(24.8%)、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が48人(25.9%)、「児童本人以外の被措置児童等」が26人(14.0%)、「家族・親戚」が25人(13.4%)等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	置児童本人以外の被措	家族・親戚	職員、受託・里親	当該施設・事業所等	元当職員、受託事業所等	該施設・事業所等	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	46	26	25	48	3	6	0	3	9	3	13	4	186		
構成割合	24.8	14.0	13.4	25.9	1.6	3.2	0.0	1.6	4.8	1.6	7.0	2.1	100.0		

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数176件と一致しない。

### ③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が110件(62.5%)、「都道府県市の担当部署」が63件(35.8%)等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	110	63	0	2	1	176
構成割合	62.5	35.8	0.0	1.1	0.6	100.0

### (2) 事実確認調査の状況

届出・通告のあった事例176件のうち、「事実確認調査を行った事例」は165件(93.8%)で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は39件(22.2%)であった。

(単位：件、%)

	事実確認を行った事例				不事虐 要実待 と確 で 判認は 断調な 查く	そ の 他 の 事 例	合 計
	認虐 め待 らの れ事 た実 が	か認虐 つめ待 たらの れ事 な実 が	か判虐 つ断待 たにの 至事 ら実 なの	小 計			
件数	39	113	13	165	11	0	176
構成割合	22.2	64.2	7.4	93.8	6.3	0.0	100.0

### (3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例 39 件の種別等は以下のとおりである。

#### ① 施設等種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が 27 件 (69.2%)、「里親・ファミリーホーム」が 8 件 (20.5%) 等であった。

(単位：件、%)

	社会的養護関係施設				リ里 親 ホ ・ フ ア ミ	施知 設的 障 害 児	一児 時童 保相 護談 所所	合 計
	乳 児 院	施児 設童 養 護	療児情 施短緒 設期障 治害	支児 援童 施自 設立				
件数	0	27	0	1	8	1	2	39
構成割合	0.0	69.2	0.0	2.6	20.5	2.6	5.1	100.0

#### ② 都道府県市別

69 都道府県市中、23 都道府県市で虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	3	東京都	9	滋賀県	3	香川県	1
青森県		神奈川県	5	京都府	1	愛媛県	1
岩手県		新潟県	1	大阪府		高知県	
宮城県		富山県	1	兵庫県		福岡県	
秋田県		石川県		奈良県		佐賀県	
山形県		福井県		和歌山県		長崎県	
福島県		山梨県		鳥取県	1	熊本県	1
茨城県	1	長野県	1	島根県	1	大分県	
栃木県		岐阜県	1	岡山県	2	宮崎県	
群馬県		静岡県	1	広島県		鹿児島県	
埼玉県	2	愛知県		山口県		沖縄県	3
千葉県		三重県		徳島県		国立	
						合 計	39

※ 指定都市及び児童相談所設置市の件数については、当該市の所在する都道府県に計上している。

### ③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合は虐待の主なもののみを集計した。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	23	3	4	9	39
構成割合	59.0	7.7	10.2	23.1	100.0

### ④ 児童の状況

被措置児童等虐待の事実が認められた39件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、39件の事例に対し、児童の総数は103人であった。

#### ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	69	34	103
構成割合	67.0	33.0	100.0

#### イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	5	47	33	18	103
構成割合	4.8	45.7	32.0	17.5	100.0

#### ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就園前・ 保育所・ 幼稚園	小学校 等	中学校 等	高等学校 等	大学・ 短大等	無職	合計
人数	20	46	25	12	0	0	103
構成割合	19.4	44.7	24.3	11.6	0.0	0.0	100.0

### ⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた39件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し職員等が複数の場合があるため、39件の事例に対し、職員等の総数は64人であった。

## ア 職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	14	16	15	11	8	64
構成割合	21.9	25.0	23.4	17.2	12.5	100.0

## イ 職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	31	11	14	5	3	64
構成割合	48.4	17.2	21.9	7.8	4.7	100.0

## (4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された39件の事例について、各都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第30条の2に基づく指示又は報告徴収」が26回、「児童福祉法第46条第1項に基づく報告徴収・立入検査等」が23回、「児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告」が4件であった。

また、施設からは22件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例については、以下のような対応が行われている。

### ① 施設等への対応例

虐待の状況を踏まえた組織への指導のほか、再発防止に向けた研修の実施や関係機関との連携の強化、運営体制の見直しなどが行われている。

- ・運営委員会の設置、チームとしての支援、職員へのスーパーバイズ機能の強化、支援スキル向上のための研修の実施。
- ・施設内虐待の問題を組織全体で共有化し、職員が問題意識を深めるとともに、自身の支援を振り返るチェック表などを活用するなど、再発防止に向けた取組を実施。
- ・子どもの権利擁護や職員のメンタルヘルスに関する職員研修、他施設への交流研修を実施。また、幹部職員が各寮の勤務に入り、各寮の状況把握と寮職員のフォローを実施。
- ・施設内虐待の要因及び再発防止策に関する聞き取り調査を実施。また、発生要因を踏まえて、施設職員に対して虐待防止のため、計画的かつ継続的な研修等を実施。

## ② 虐待を行った職員等への対応例

虐待を行った職員等への対応については、個別指導や研修の実施、事案に応じた処分などが行われている。

### (施設等)

- ・当日の対応の振り返りをさせ、検証による再発防止策を検討させた。
- ・配置替えによる担当ホームの異動を行った。
- ・事案に応じて、処分や自主退職など。
- ・全職員に対して処分を報告し、指導方法として体罰が適切でないことを再確認し、体罰によらない支援のあり方を検討。

### (里親等)

- ・児童相談所が中心となり、里親家庭に対して、体罰による養育を行わないよう指導。
- ・事案に応じて、委託解除や里親登録の抹消など。

## ③ 子どもへの対応例

虐待を受けた子どもへの対応として、速やかに関係職員らからの謝罪を行うとともに、当該施設等からの一時保護の実施や措置変更、児童心理司等からの継続的な個別ケア等が行われている。

- ・被害児童に謝罪するとともに、児童自身の暴力性への対応については、受容力のある職員を当該児童の担当とし、個別的なケアに努めた。
- ・施設長と当該職員から児童に謝罪し、施設内で生活の場を変更した。
- ・施設の心理療法担当職員を中心に変化や様子について定期的に確認し、日常の支援に生かした。
- ・児童の意向に沿い、事情を聞いた後、在宅支援を前提に家庭復帰。
- ・個別面接やケース会議の開催。
- ・児童福祉司による面接、児童心理司による心理療法等の支援を継続。

## (別紙) 虐待として報告のあった事案

### 【身体的虐待】

- 施設で2名の児童間で喧嘩となり、暴力を振るって興奮している児童に対して、仲裁に入った職員が頬を叩いた。打撲有り。 [児童養護施設]
- 児童に対し指導を行っていたところ、職員に対して殴る蹴る等の暴力が始まったため、職員が平手で児童を叩いた。 [児童養護施設]
- 児童の度重なる問題行動を口頭で指導していた際に、本児が言葉に耳をかさず、横柄な態度をとったため、職員が児童の左ほほを平手で1回殴打した。 [児童養護施設]
- 禁止していたにもかかわらず学校行事の打ち上げに参加していた児童を職員が見つけ、頭を何発か叩いた。口唇から出血有り。 [児童養護施設]
- 興奮して暴れる児童を指導しようとした際、職員数名で抑えるが、暴力が収まらないため、本児が落ち着くまで手足をガムテープやビニールヒモで拘束した。 [児童養護施設]
- 施設での勉強の際、平手やノートで児童の頬や頭を叩くといった行為が複数回あった。また、行儀の悪さなどを指導する際に、児童に対して怒鳴ったり、馬鹿にするような言い方をした。 [児童養護施設]
- 学校における児童の暴言等について指導していたが、当該児童に「殺すぞ」と言われ、職員が頬を叩いた。 [児童養護施設]
- 朝から愚図る児童を職員があやしたりしていたが、激しく泣き出したため、落ち着きを失った職員が、本児の頭部を叩き、手が児童の左目の下にかかり傷を作った。 [児童養護施設]
- 入所中の兄妹に対して、職員の言うことを聞かないときに、怒鳴って威圧したり、児童が座っている椅子を蹴飛ばすなどした。 [児童養護施設]
- 職員が8名の児童に対して、髪の毛や腕をつかんで引っ張ったりした。そのうち2名の児童については、頬を叩き鼻から出血させ、物で頭を叩きこぶができた。 [児童養護施設]
- 児童の行動を注意した際、反抗的な態度をとったため、児童の腕をつかんで平手で頬を2度叩き、「出て行け」と言った。本児は無断外出したが、同日のうちに保護された。 [児童養護施設]
- 児童に衣服の件で指導をする際、反抗的な言動であったため、職員が頬を平手で2回叩き、ハサミの刃を児童のあごにあて、軽く叩いた。当該職員は過去にも、他の児童に不適切な言動があった。 [児童養護施設]
- 部屋を片付けない児童Aの頭をゲンコツで叩いた。また、他人の持ち物を壊したとして、児童Bの身体を平手で、頭部を木の棒で叩き、こぶができた。昆虫への水やり当番を忘れたため、児童Cの頭をゲンコツで叩いた。 [児童養護施設]
- 帰園が遅かったことを理由に、職員が児童Aの髪を引っ張り、児童Bの頭を平手で1回叩いた。翌日、児童Aを別の件で職員が指導する際、平手で頬を叩いた。また、就寝時刻が遅い児童Cに対し、平手で頭を叩き、髪を引っ張った。 [児童養護施設]

- ・担当児童福祉司との面接を設定していた日にもかかわらず児童が外出しようとしたため、職員ともみ合いとなつた。暴力等により抵抗した児童を抑えるため、止むを得ず、職員が両足を縛つた。 [児童養護施設]
- ・児童が遊んでいた際、ビー玉が職員の顔に当たつてしまい、職員が本児の腕を引っ張つて、投げ飛ばした。また、他の児童は、九九が言えなかつたとして、当該職員から首を絞められた。 [児童養護施設]
- ・他の児童とともに万引きを行つた児童に対して、施設長の命令により、職員3名が抵抗する児童を抑え、頭髪をバリカンで刈つた。 [児童養護施設]
- ・前日から問題を起こしていた児童Aに対し、女性職員が指導の際、顔面を叩いた。男性職員が児童Bに対し、指導の際叩いた。また同男性職員が就寝時に児童Cを指導する際、踏みつける行為（振り）をした。 [児童養護施設]
- ・就寝時に騒ぐのを止めない3名の男児に対して、口頭で注意したがやめなかつたため、職員が3名の児童の頭を拳で叩いた。 [児童自立支援施設]
- ・親族里親である伯父が、宿題をやらず、言うことをきかない児童に対し、顔、背中を拳で数回殴つた。目の下にあざ有り。 [里親]
- ・児童が25歳の男性と交際していることや帰宅が遅いことなどに対し、里父が自宅にて平手や拳で叩き、髪の毛を引っ張る、あごをつかむなどし、怒鳴りながらしかつた。首の後ろに殴られた痕等有り。 [里親]
- ・里親に委託されている児童が行き先も告げずに遊びに行くことが何度もあつたため、本児を発見した里父が本児を殴り、児童は口の中を切り、多少出血した。また他の委託児童に対して、言葉で言つてもわからない時は、お尻を叩くこと等があつた。 [里親]
- ・決まりごとを守らない児童に対し、職員が児童の顔を叩き、あざができた。また、就寝時間を過ぎてトイレから戻らなかつた児童に対しライターの火を見せて「（部屋に戻らないと）火傷するぞ」と脅した。 [知的障害児施設]

## 【性的虐待】

- ・男性職員が女児の了解を得ないで、女児が着替えている部屋のドアを開けた（閉めてと求めても、すぐに閉めなかつた）。 [児童養護施設]
- ・寮で暮らす幼稚園児や小学校低学年の男児ら（14名）を夜寝かしつけたり遊んでいた際、職員が、下腹部を触るなどの行為を繰り返していた。 [児童養護施設]
- ・17歳女児のアルバイト先に職員が車で個人的に迎えに来て、施設近くまで送つた際、男性職員が「触つていいか」と不適切な言葉をかけた。また、本児は当該職員から携帯電話の提供を受けていた。 [児童養護施設]
- ・17歳男児の求めに応じ、女性職員が金銭を渡してしまつた。また、当該児童の求めに応じ、みだらな行為を行つた。 [児童養護施設]
- ・深夜、児童居室において、女性職員が17歳男児に性的な行為を行つた。 [児童養護施設]
- ・施設からのホームステイ事業として里親宅に滞在していた女児Aより、里父から胸を触られた等の訴えがあつた。また、当該里親への委託女児Bも、里父から身体を触られた

等の証言があった。委託女児Cは叩かれて、臀部に青あざ有り。委託女児Dは、里父から里母へのDVを目撃したと証言。 [里親]

- ・18歳女児に対し、養育に関わっていない同居の実子（男性）が性的な行為を行った。 [ファミリーホーム]
- ・宿直担当の男性非常勤指導員が、居室で就寝しようと横になっていた男児Aの下腹部を触る等した。また、男児Bや男児Cにも同様の行為を行った。 [児童相談所一時保護所]
- ・深夜、男性非常勤指導員が、一時保護中の女児に対し、所内で性的な行為を行った。また、同指導員が一時保護中の別の女児に対し、所内で性的な行為を行った。児童福祉法違反で逮捕。 [児童相談所一時保護所]

### 【ネグレクト】

- ・数年にわたり居室や風呂場等において、入所している児童間での性加害・性被害が行われたが、職員が適切に対応せず、加害児童の問題として捉え、施設職員の対応の問題と捉えていなかった。 [児童養護施設]
- ・里親委託児童Aの体に複数のあざが有り。過去に受け入れていた児童B、Cについても、同居者からの暴力を見過していた。 [里親]
- ・里親委託されている9歳女児に対し、同じ里親に委託されている12歳男児が、身体を触ったり叩くなどの暴力を行っていた。また、両児童ともに、里親宅では入浴や衣服の着替えについて、十分な面倒がみられていなかった。 [里親]

### 【心理的虐待】

- ・就寝前にうろうろしている児童を居室に戻す際、職員が腕を引っ張ったため、耳の後ろに擦過傷ができた。その後、興奮した児童が暴れたため、やめさせようとした際「親だったら、半殺しになる」と発言した。 [児童養護施設]
- ・受験勉強に向けた指導中に、職員が「バカ」と言ったり、胸ぐらや首根っこをつかむなど威圧的な言動をした。 [児童養護施設]
- ・職員が、スリッパで児童を叩くようなまねをしたり、スリッパを壁に叩きつけて脅すような威圧的な行為が日常的にあった。他の児童からの聴き取りの結果、頭やお尻を叩かれたなどの訴えもあった。 [児童養護施設]
- ・指しやぶりが治らない児童に対し、養育補助者が指の壊死画像を見せ、「指を切ることができる」と言いながら、はさみを見せた。また、別の児童もその場面を目撃した。 [ファミリーホーム]

児童福祉法（昭和22年法律第164号）<抄>

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置、その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定に

による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

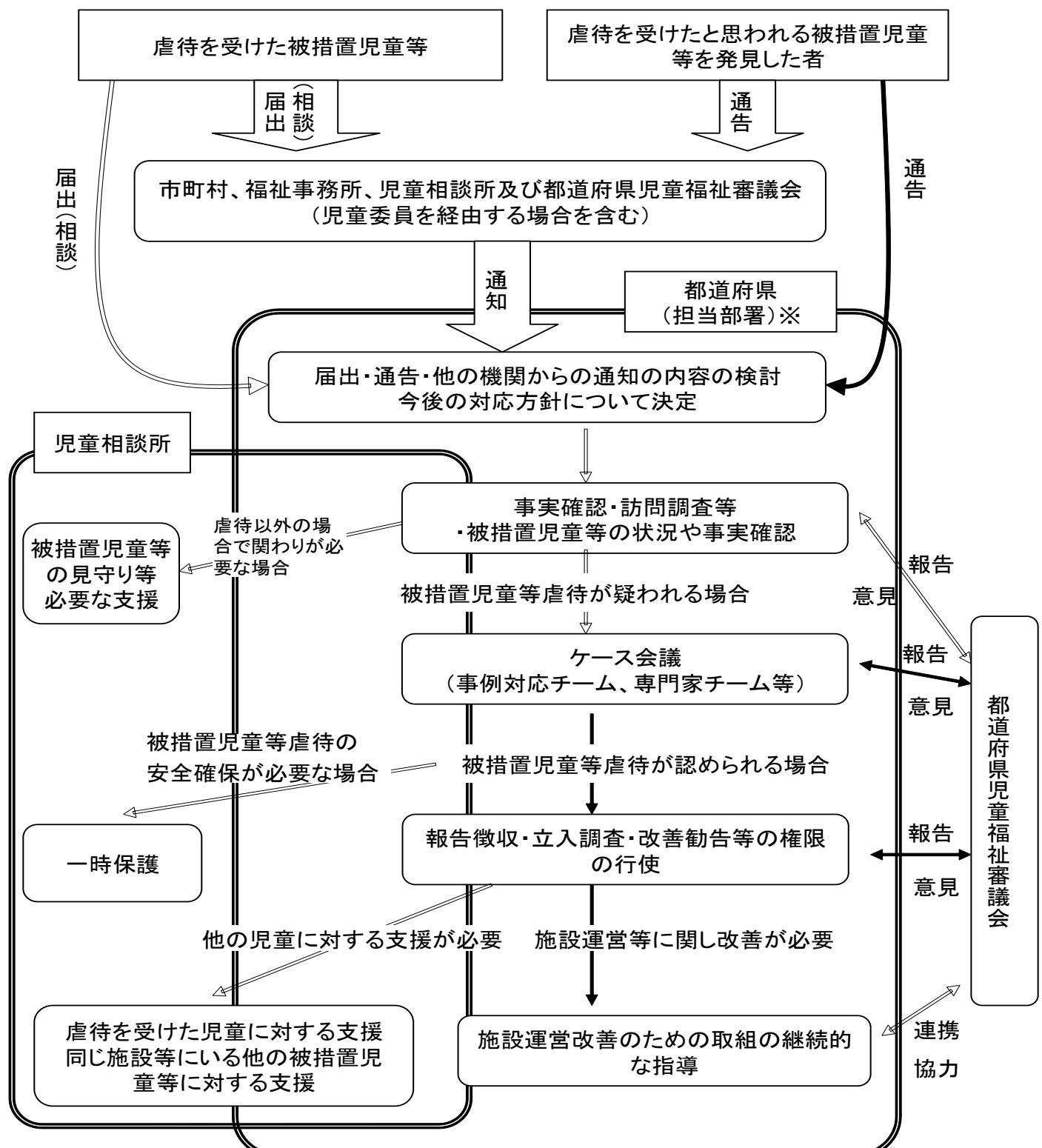
**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

**児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）<抄>**

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
    - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
    - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
    - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

## 被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



# 社会的養護の現状について(参考資料)

平成24年1月

1. 社会的養護の現状	・ 1 ページ
2. 要保護児童数の増加	・ 2
3. 虐待を受けた児童の増加	・ 4
4. 障害等のある児童の増加	・ 7
5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	・ 8
6. 進学、就職の状況、自立支援の推進	・ 10
7. 児童養護施設の人員配置と措置費について	・ 13
8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯	・ 15
9. 里親制度の概要	・ 20
10. 里親等委託率について	・ 25
11. 里親委託の推進と里親支援機関	・ 32
12. 市町村における要保護児童対策	・ 36
13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	・ 38
14. 平成23年に実施した事項	・ 40
(参考) 乳児院、児童養護施設、里親等の状況	・ 62

# 1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)
		7,669世帯	2,971世帯	3,876人		
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人		ホーム数
	専門里親	572世帯	155世帯	172人		
	養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人		
	親族里親	367世帯	359世帯	532人		委託児童数
						497人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,778人	34,522人	1,664人	4,024人	5,314世帯	504人
現員	2,963人	29,114人	1,178人	1,548人	3,808世帯 児童5,951人	310人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

※定員、現員、里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)

※施設数、ホーム数、小規模グループケア等の所数は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員等は、家庭福祉課調べ(平成23年3月1日現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

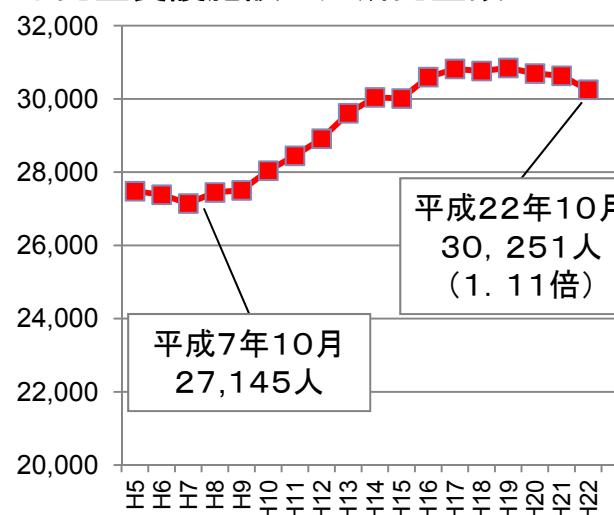
※母子生活支援施設は、福島県分4か所を除く

小規模グループケア	650カ所
地域小規模児童養護施設	221カ所

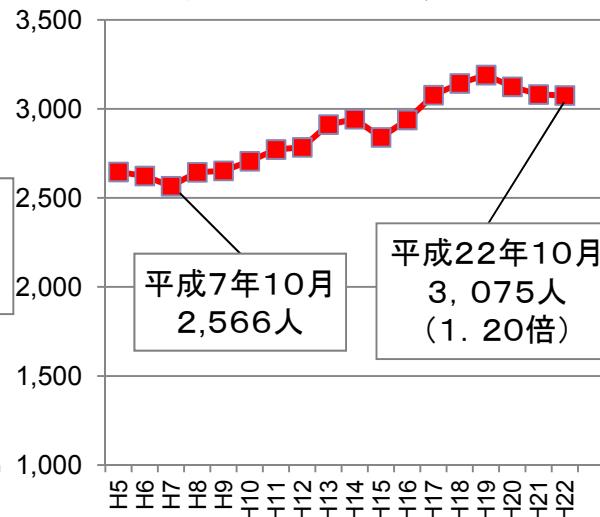
## 2. 要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.11倍、乳児院が1.20倍に増加。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加。

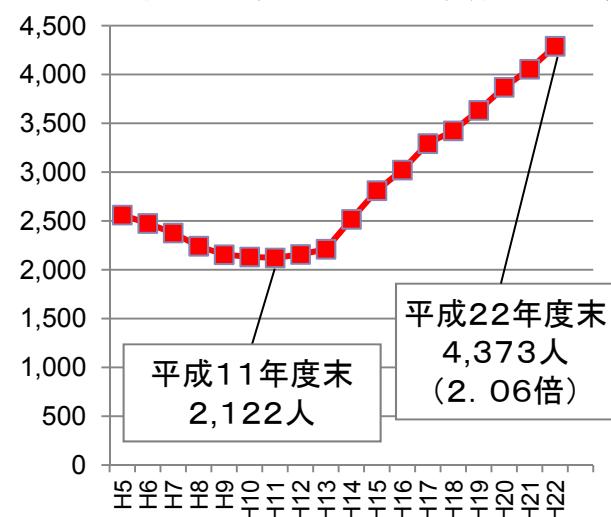
○児童養護施設の入所児童数



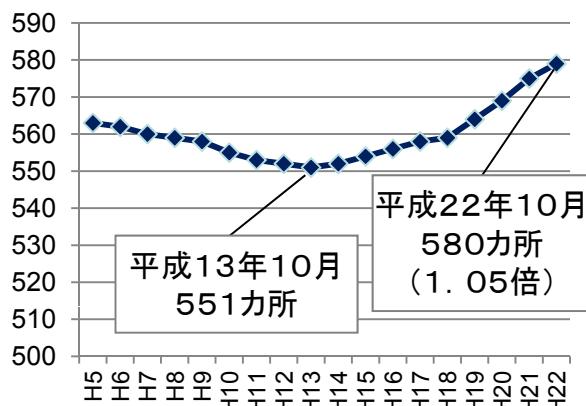
○乳児院の入所児童数



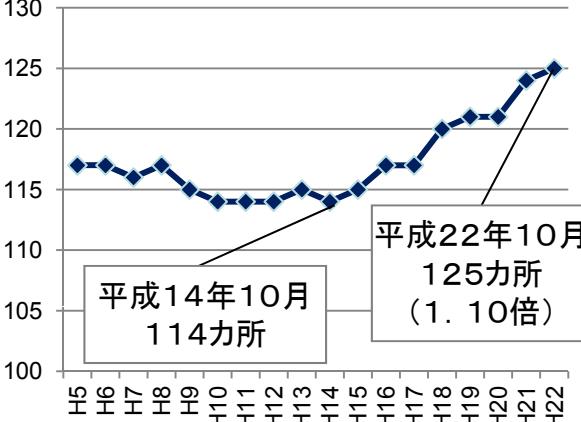
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)  
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

## (参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

### ①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注) 総数には期間不詳も含む。

### ②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注) 総数には期間不詳も含む。

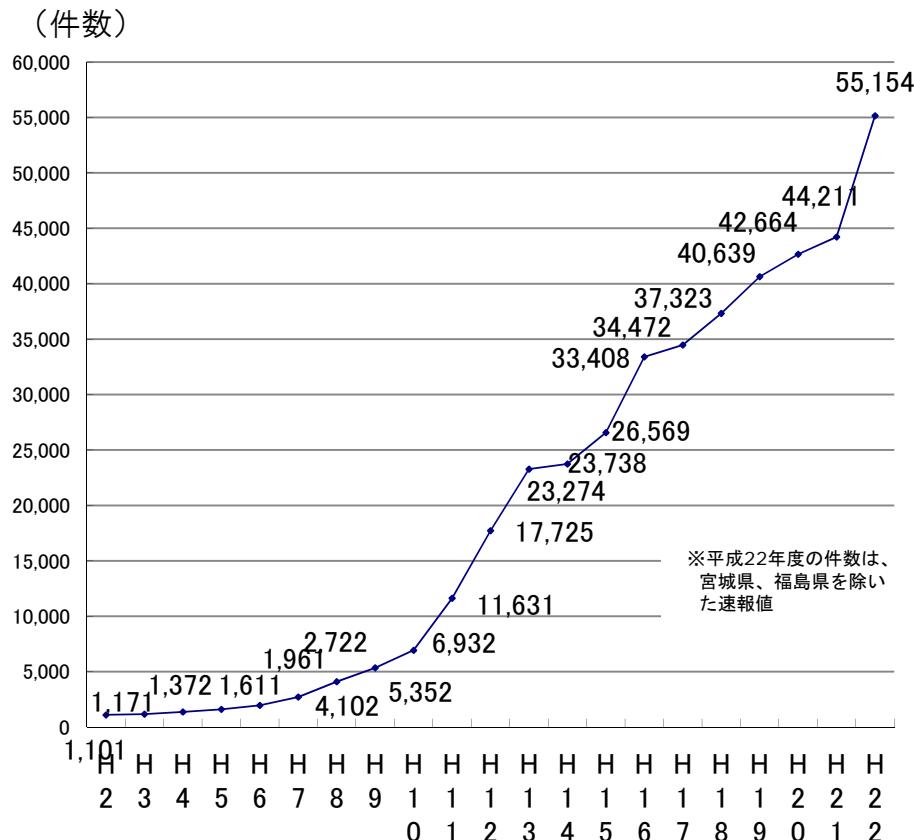
### ③児童の措置理由

父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不詳	631 (2.0%)
総数	31,593 (100.0%)

### 3. 虐待を受けた児童の増加

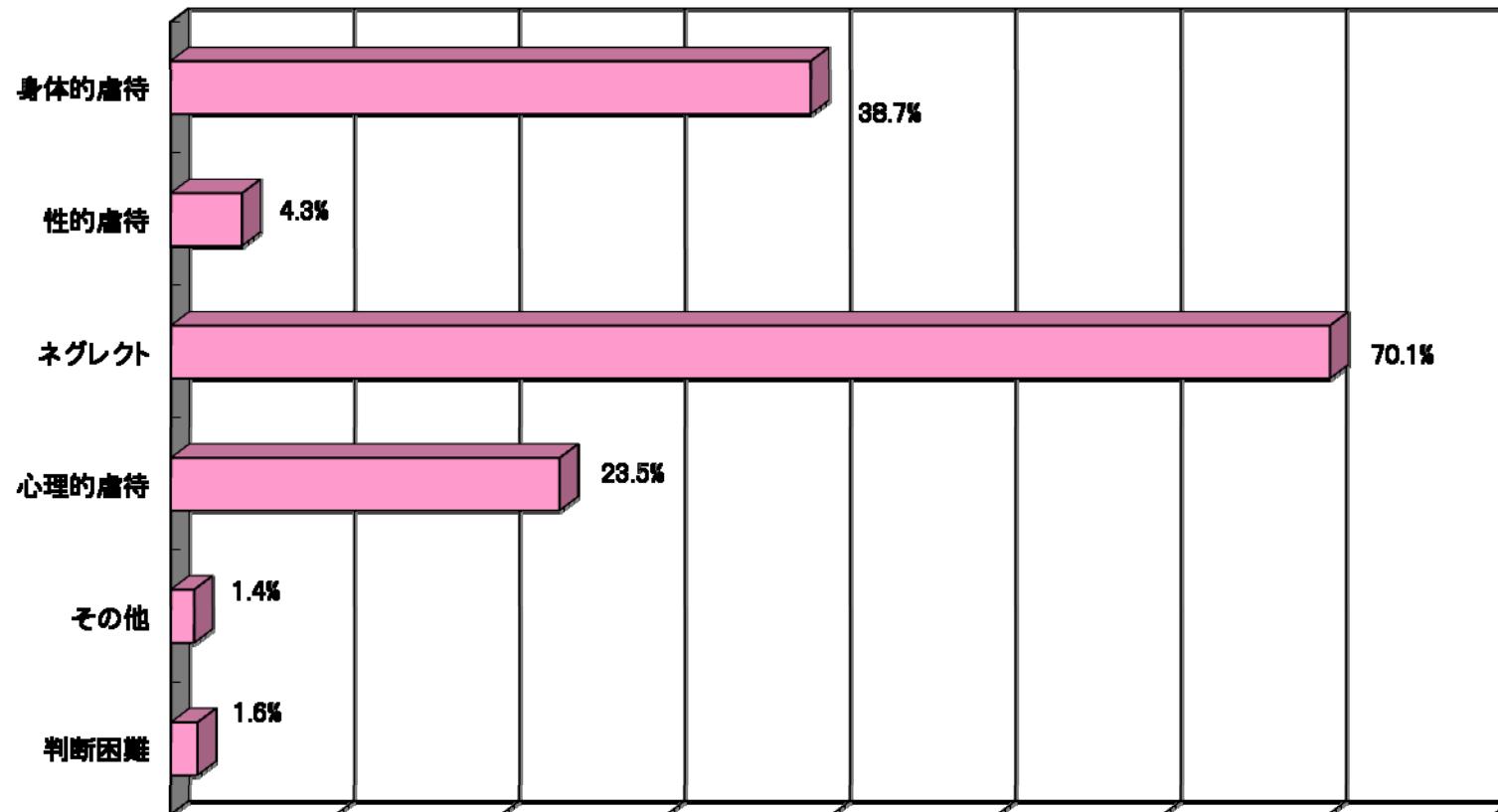
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成22年度には約5倍に増加。



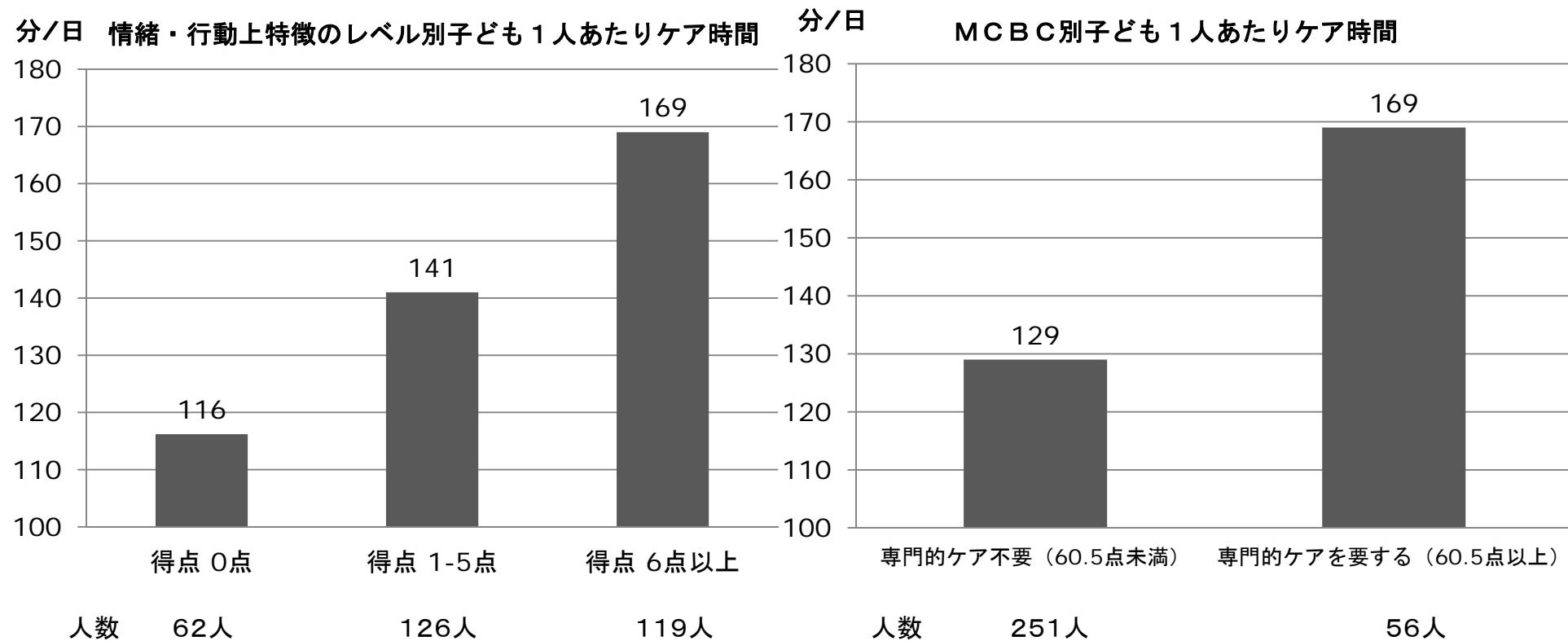
# 被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748



## (参考)タイムスタディ調査による子ども1人あたりケア時間の比較

- 児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。  
※1人1日あたりに投入されたケア時間は、おおむね30～40%長い。
- この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。



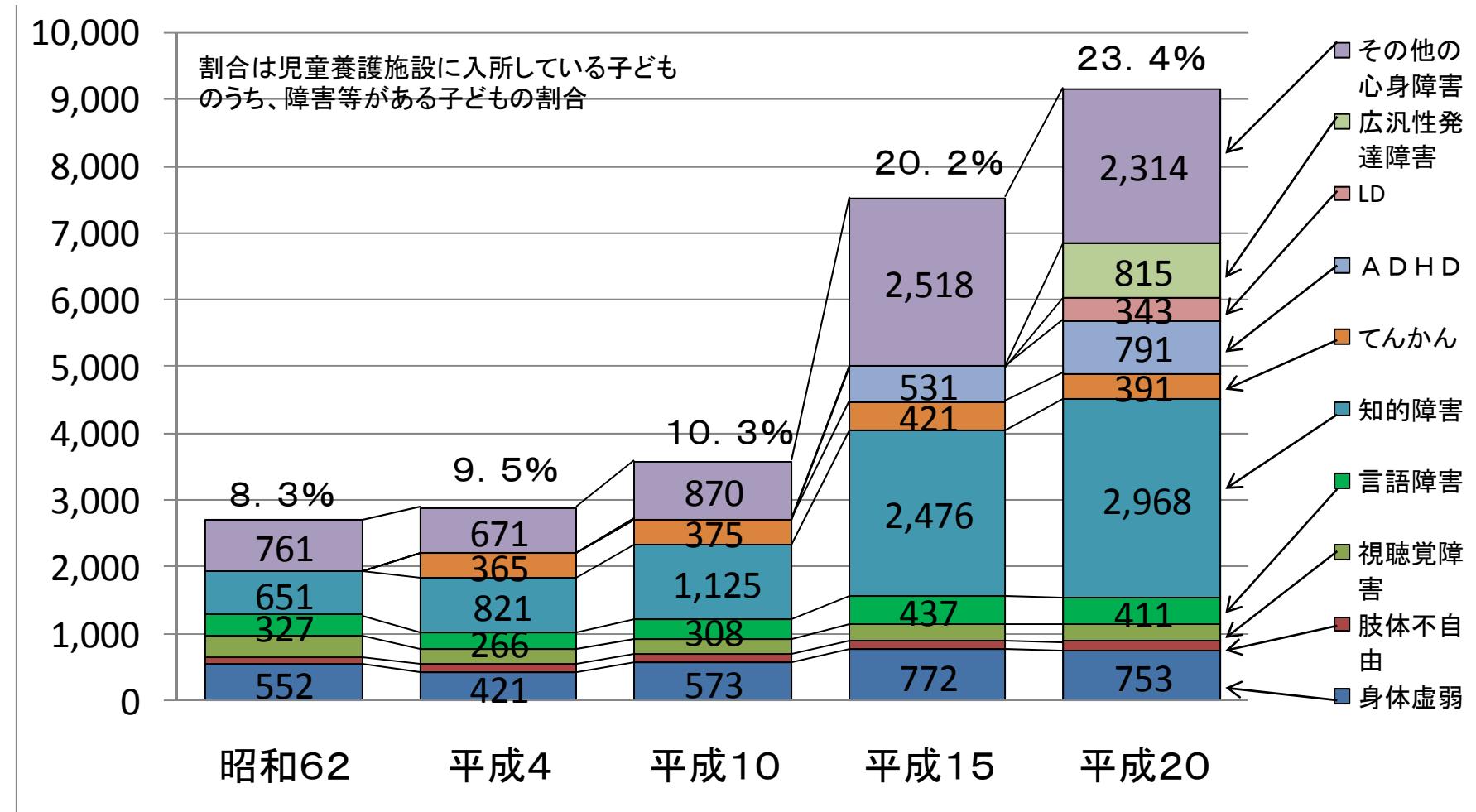
(注) 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査（タイムスタディ調査）による。

(注) MCBC(Maltreated Child's Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

## 4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

## 5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

### ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規 模児童養 護施設	その他 グループ ホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

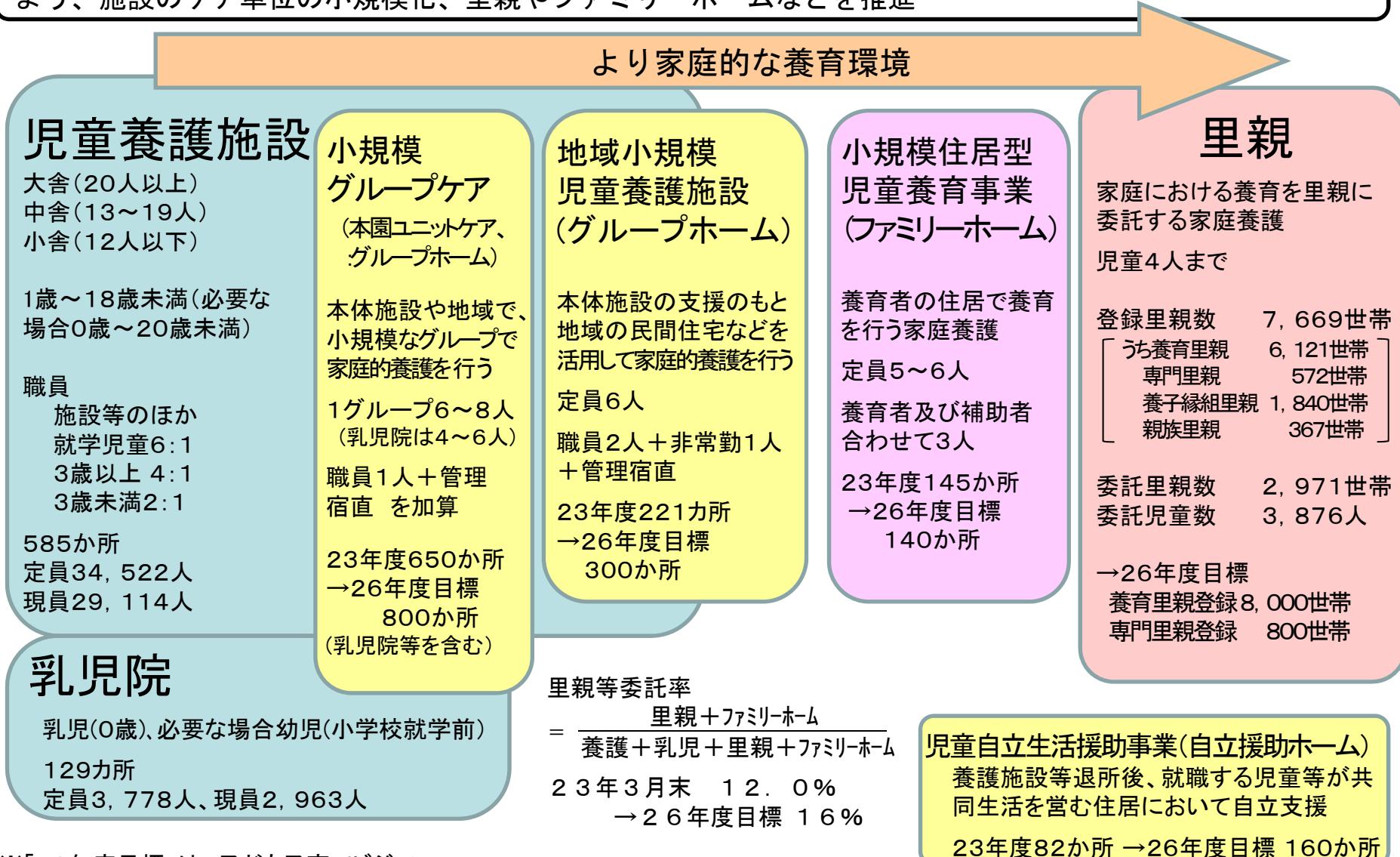
※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

### ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総 数	585 (100%)

# 施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。  
定員、現員、里親についての全国計は、平成23年3月末福祉行政報告例。

## 6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなつたが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなつてゐる。

①中学校卒業後の進路（平成22年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他の進路		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2,538人	2,376人	93.6%	52人	2.1%	49人	1.9%	61人	2.4%
(参考) 全中卒者	1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

②高等学校等卒業後の進路（平成22年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他の進路		
	大学等		専修学校等						
児童養護施設児	1,600人	191人	11.9%	177人	11.1%	1,112	69.5%	120人	7.5%
うち在籍児	153人	18人	11.8%	18人	11.8%	89人	58.1%	28人	18.3%
うち退所児	1,447人	173人	12.0%	159人	11.0%	1,023人	70.7%	92人	6.3%
(参考) 全高卒者	1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
104人	34人	15人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は平成22年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

## (参考1) 措置費による教育等の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度には、資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合 216,510円→268,510円)を行う。

		支弁される額 (H24年度案)
幼稚園費	実費	※平成21年度~
入進学支度費	小学校1年生: 39,500円(年額/1人) 中学校1年生: 46,100円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,110円(月額/1人) 中学校: 4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度~
	部活動費	実費(中学生を対象) ※平成21年度~
特別育成費	公立高校: 22,270円(月額/1人) 私立高校: 32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算): 58,960円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 55,000円(年額/1人)	※平成24年度~
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生: 20,600円(年額/1人) 中学校3年生: 55,900円(年額/1人) 高等学校3年生: 108,200円(年額/1人)	
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 189,510円	合計268,510円 ※平成24年度から特別基準の加算を52,000円増額

## (参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

### 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を探ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

### 児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

#### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

### 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人（平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

## 7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

### 措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・医師1人(嘱託)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)

+

- ・児童指導員、保育士
  - 乳児 1. 7:1
  - 1, 2歳児 2:1
  - 年少児(3歳～) 4:1
  - 少年(就学～) 6:1

+

- ・看護師加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・被虐待児個別対応職員加算 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・小規模グループケア加算 1カ所1人

### 措置費

(例)定員45人の場合

#### 事務費

- ・一般保護単価 125,920円
- ・小規模施設加算 9,050円
- ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 35,550円
- ・民間施設給与等改善費 3%～18%加算

+

#### 事業費

- ・一般生活費 47,430円
- ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)  
予算額1人平均 11,500円



児童1人月額  
約24万5千円

このほか、  
小規模グループケアを行  
う場合は加算あり

## (参考) 児童入所施設等措置費予算の改善経緯

	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置</li> <li>・小規模グループケアの推進 (527か所→549か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@67,000円→69,000円)</li> <li>・里親手当の改善 (@32,000円→33,000円)</li> </ul>
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化</li> <li>・小規模グループケアの推進 (549か所→580か所)</li> <li>・地域小規模児童養護施設の拡充 (100か所→200か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@69,000円→71,000円)</li> <li>・里親手当の改善 (@33,000円→34,000円)</li> </ul>
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設の看護師の常勤配置 (53か所)</li> <li>・小規模グループケアの推進 (580か所→613か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@71,000円→73,000円)</li> <li>・里親手当の改善 (@34,000円→72,000円 (21年1月～))</li> <li>・専門里親手当の改善 (@90,200円→123,000円 (21年1月～))</li> </ul>
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置 (53か所)</li> <li>・小規模グループケアの推進 (613か所→645か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@73,000円→75,000円)</li> <li>・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充</li> <li>・基幹的職員の格付け</li> <li>・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設</li> </ul>
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置</li> <li>・児童養護施設の看護師の配置の拡充</li> <li>・小規模グループケアの推進 (645か所→703か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@75,000円→77,000円)</li> </ul>
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模グループケアの推進 (703か所→713か所)</li> <li>・地域小規模児童養護施設の拡充 (200か所→210か所)</li> <li>・就職支度費等の改善 (@77,000円→79,000円)</li> <li>・児童養護施設における定員規模の見直し (62人→58人)</li> </ul>
平成24年度	89,281百万円 (5,808百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等の人員配置の引上げ (児童養護施設 6:1→5.5:1等)</li> <li>・児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置</li> <li>・小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置</li> <li>・地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定 (月額10万円)</li> <li>・就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善 (216,510円→268,510円) 等</li> </ul>

## 8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯

### (1) 職員配置基準の改正経緯

#### ①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S32～37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H24
乳児院 (10人以上)	(看護師) 3:1	2.5:1					2:1					1.7:1						0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1		
児童 養護 施設 少年	3歳未満 3歳以上 少年	10:1	9:1	8:1			3:1 6:1 8:1			3:1 5:1 7:1		2:1 4:1 6:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左		
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1										5:1							
児童自立支援 施設		8:1	7:1	6:1											5:1					
母子生活支援 施設	寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名									寮母:1名 少年指導員:1名							母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名			

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

#### ②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24
乳児院 (10人以上)	(看護師) 2.5:1						2:1					1.7:1					0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	同左 同左 3歳以上同左	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左
児童 養護 施設 少年	3歳未満 3歳以上 少年	5:1 10:1 9:1 8:1 8:1					3:1 7:1 6:1 5.5:1 5:1 7.5:1 7:1					2:1 4:1 6:1					0歳 1.7:1 1・2歳 同左 同左 5.5:1	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 同左 5.5:1	
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1							8:1 7:1 6:1		5:1							4.5:1
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1									5:1					4.5:1
母子 生活 支援 施設	母子 指導員 少年 指導員	1名 50世帯未満:1名 50世帯以上:2名									20世帯未満:1名 20世帯以上:2名							10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名	
										40世帯未満:1名 40世帯以上:2名					20世帯未満:1名 20世帯以上:2名			同左	

※ H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

## (2) 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施 (標準的な定員の施設で1名程度の増)

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準(条例の基準)の改正については、適切な時期に実施予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期(措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u> 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u> 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>3:1</u> 小学生以上: <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>4:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.3:1</u> 2歳児: <u>2:1</u> 3歳以上幼児: <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>	昭和51年
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	昭和55年
母子生活支援施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>  少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u>  少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

### (3) 最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65m <sup>2</sup> 以上			2. 47m <sup>2</sup> 以上
児童養護施設	2. 47m <sup>2</sup> 以上		3. 3m <sup>2</sup> 以上 (乳幼児のみの居室 は3. 3m <sup>2</sup> 以上)	4. 95m <sup>2</sup> 以上
情緒障害児短期治療施設		2. 47m <sup>2</sup> 以上	3. 3m <sup>2</sup> 以上	4. 95m <sup>2</sup> 以上
児童自立支援施設	2. 47m <sup>2</sup> 以上		3. 3m <sup>2</sup> 以上	4. 95m <sup>2</sup> 以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47m <sup>2</sup> 以上		1人あたり 3. 3m <sup>2</sup> 以上	1室あたり 30m <sup>2</sup> 以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3m<sup>2</sup>／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65m<sup>2</sup>／人以上、障害者支援施設は9. 9m<sup>2</sup>／人以上に引き上げられている)

### (4) 最低基準における居室定員の上限の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

## (5) 居室面積（1人当たり）の分布

	今回改 正前基 準	今回改 正後基 準	1人当たりの寝室・居室面積の分布 ※( )内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布						
			~2.5 m <sup>2</sup>	2.5~ 3.3m <sup>2</sup>	3.3~ 4.95m <sup>2</sup>	4.95~ 6.6m <sup>2</sup>	6.6~ 8.25m <sup>2</sup>	8.25~ 9.9m <sup>2</sup>	9.9m <sup>2</sup> ~
乳児院	1.65m <sup>2</sup>	2.47m <sup>2</sup>	26% (14%)	14% (10%)	31% (43%)	19% (24%)	6% (5%)	2% (0%)	2% (5%)
児童養護施設	3.3m <sup>2</sup>	4.95m <sup>2</sup>		29% (13%)		31% (26%)	19% (36%)	11% (12%)	11% (14%)
0~6歳の居室	3.3m <sup>2</sup>	3.3m <sup>2</sup>		(47%)		(38%)	(10%)	(3%)	(2%)
0~6歳と 7歳以上混合	3.3m <sup>2</sup>	4.95m <sup>2</sup>		(47%)		(37%)	(11%)	(3%)	(3%)
7歳以上の居室	3.3m <sup>2</sup>	4.95m <sup>2</sup>		(10%)		(25%)	(37%)	(13%)	(15%)
情緒障害児 短期治療施設	3.3m <sup>2</sup>	4.95m <sup>2</sup>		8% (0%)		36% (45%)	26% (13%)	7% (1%)	24% (41%)
児童自立支援施設	3.3m <sup>2</sup>	4.95m <sup>2</sup>		28% (5%)		47% (74%)	16% (9%)	5% (7%)	4% (6%)
母子生活支援施設	3.3m <sup>2</sup> ／ 1人当たり	30m <sup>2</sup> ／1 室当たり	母子生活支援施設は1室当たりの面積の分布						
			~30m <sup>2</sup>	30~35m <sup>2</sup>	35~40m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup> ~			
			58% (11%)	20% (30%)	11% (26%)		10% (34%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

## (6) 居室定員の分布

	今回 改正 前基 準	今回 改正 後基 準	寝室・居室定員の分布 ※( )内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布										
			~2人	3~4人	5~6人	7~8人	9~10人	11~12人	13~14人	15~16人	17~18人	19~20人	21人~
乳児院	—	—	4% (5%)	7% (14%)	17% (10%)	13% (0%)	21% (33%)	9% (14%)	4% (5%)	10% (5%)	3% (5%)	6% (0%)	6% (10%)
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上		
児童養護施設	15人 以下	4人 以下	23% (39%)	32% (39%)	13% (6%)	18% (12%)	5% (1%)	5% (2%)	1% (0%)	2% (0%)	2% (1%)		
0~6歳の 居室	15人 以下	6人 以下	(2%)	(18%)	(10%)	(23%)	(13%)	(15%)	(2%)	(5%)	(12%)		
0~6歳と7歳 以上混合	15人 以下	4人 以下	(0%)	(24%)	(8%)	(61%)	(0%)	(5%)	(0%)	(0%)	(3%)		
7歳以上の 居室	15人 以下	4人 以下	(41%)	(40%)	(6%)	(10%)	(0%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)		
情緒障害児 短期治療施設	5人 以下	4人 以下	29% (41%)	31% (31%)	13% (13%)	26% (15%)	1% (0%)						
児童自立支援 施設	15人 以下	4人 以下	3% (13%)	31% (54%)	18% (6%)	30% (25%)	3% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	1% (2%)	14% (0%)		
母子生活支援 施設	—	—	—	9% (19%)	31% (38%)	29% (21%)	22% (20%)	5% (3%)	4% (0%)	0% (0%)	0% (0%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

## 9. 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
  - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
  - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親	養子縁組を希望する里親		親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護せることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの  ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護せることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となつたことにより、これらの者により、養育が期待できること

里親手当　養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)  
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

里親に支給される手当等

一般生活費 乳児 54,980円、 乳児以外47,680円  
(食費、被服費等。1人月額)

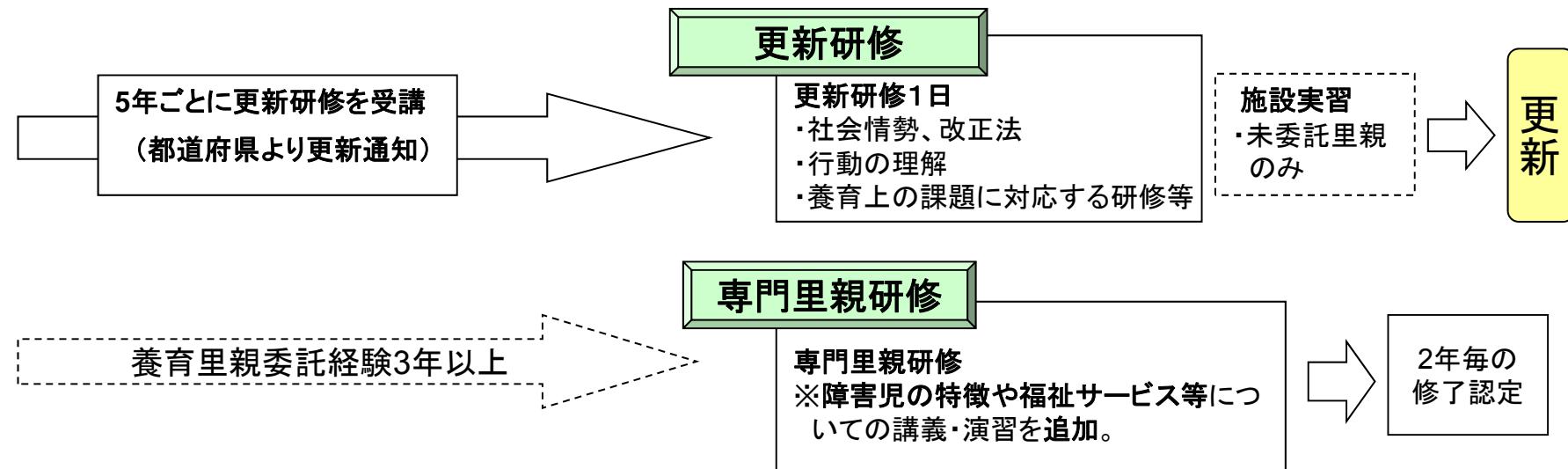
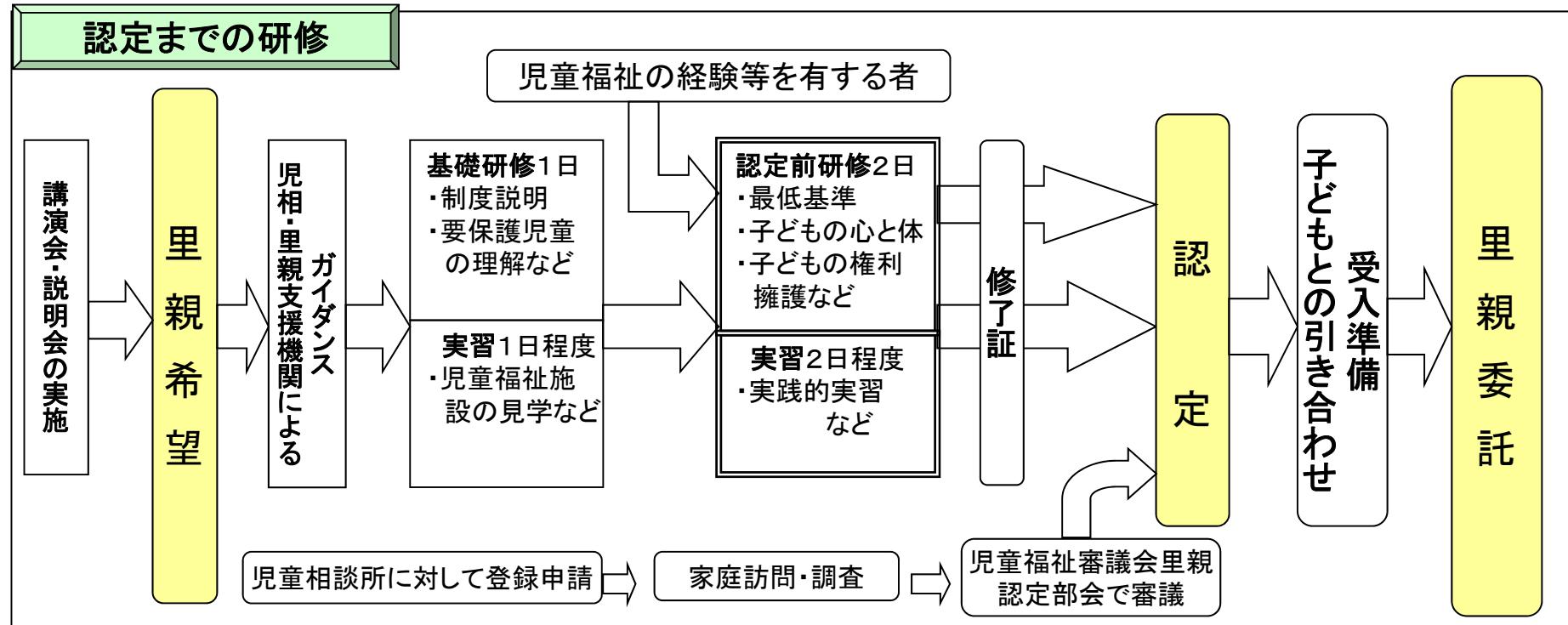
その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

## (参考1)里親委託の状況

区分 (里親は 重複登 録有り)	登録里親数	委託里親数	委託児童数
	7,669世帯	2,971世帯	3,876人
養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人
専門里親	572世帯	155世帯	172人
養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人
親族里親	367世帯	359世帯	532人

資料:福祉行政報告例(平成22年度末現在)  
※ 福島県分の速報値を加えた数値

## (参考2) 養育里親の研修と認定の流れ



### (参考3) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目的	期間	内容
<p><b>(1) 基礎研修</b> ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修</p>	<p>①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）</p>	<p>1日 + 実習1日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）</p>
<p><b>(2) 認定前研修</b> ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される</p>	<p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p>	<p>2日 + 実習2日程度</p>	<p>①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）</p>
<p><b>(3) 更新研修</b> ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する</p>	<p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p>	<p>1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要</p>	<p>①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）</p>

## (参考4)里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・子ども子育てビジョン（平成22年1月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成26年度に16%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・里親及びファミリーホーム指針等ワーキング（9月～）

# 10. 里親等委託率について

## (1) 里親等委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成23年3月末には12.0%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリー・ホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.8	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリー・ホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリー・ホームは、平成22年度末で113か所、委託児童497人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

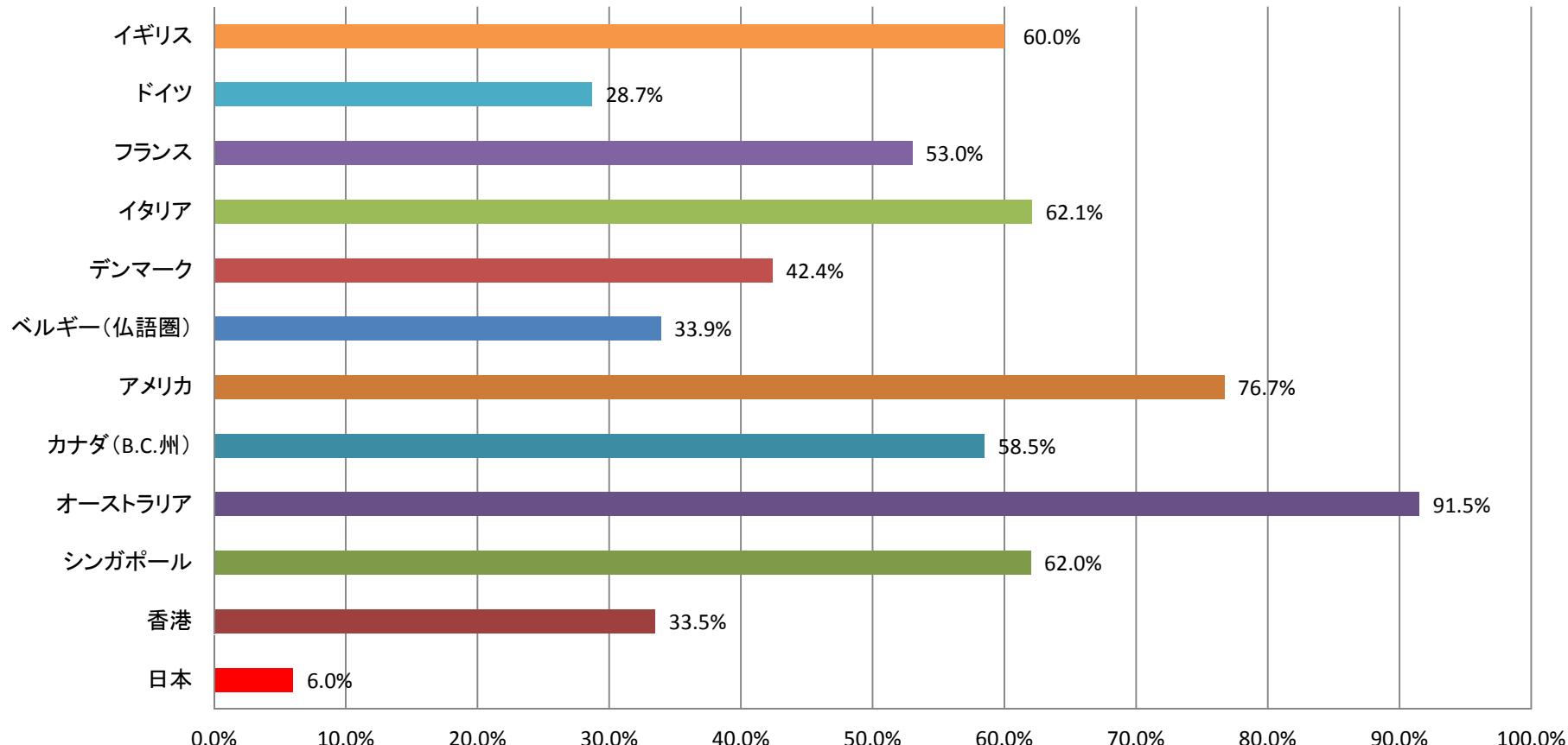
※2 平成22年度は福島県分の速報値を加えた数値。

里親等委託率

## (参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雍彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成22年度末は12.0%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

## (2) 都道府県別の里親等委託率の差

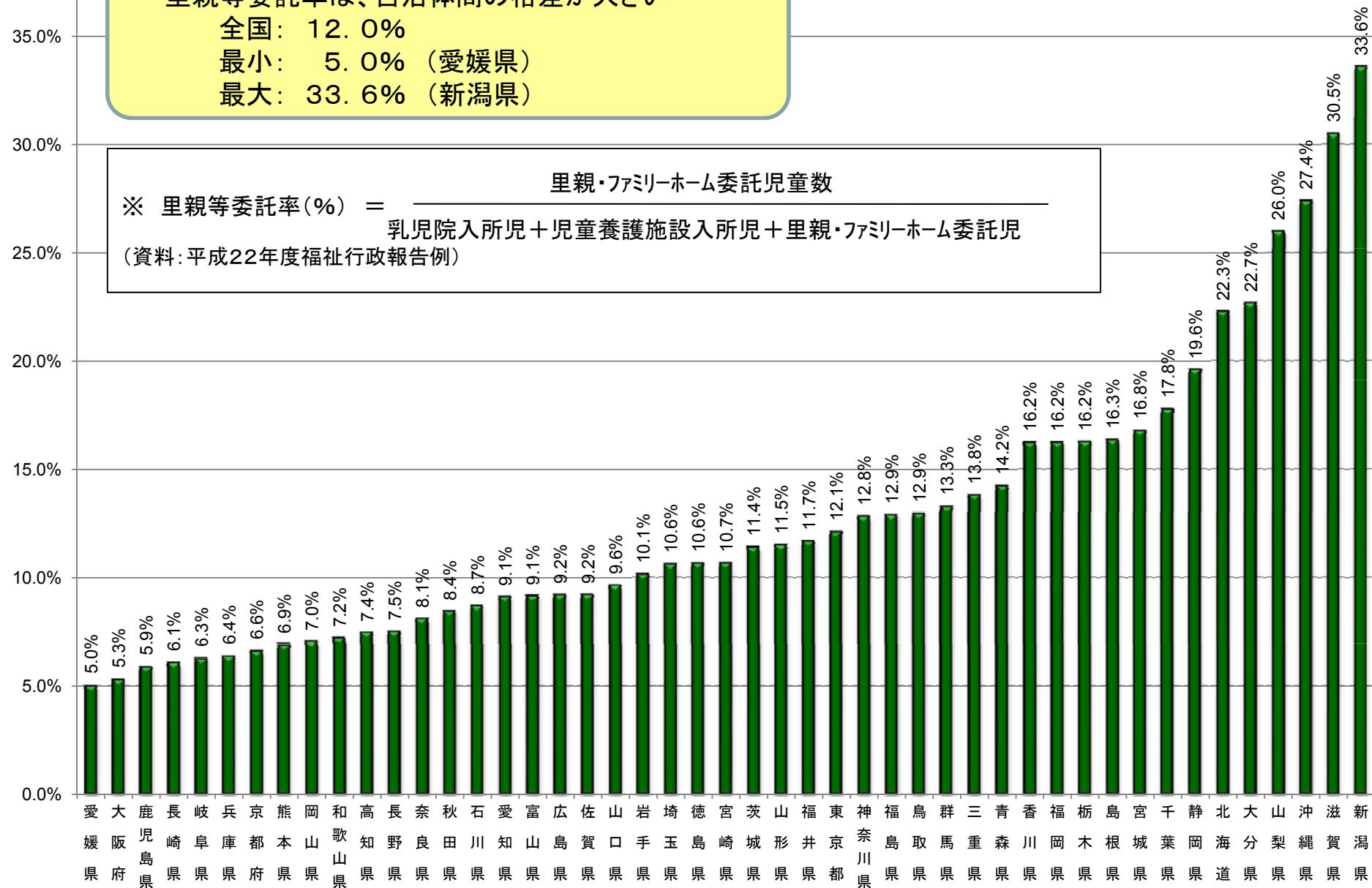
### ① 47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

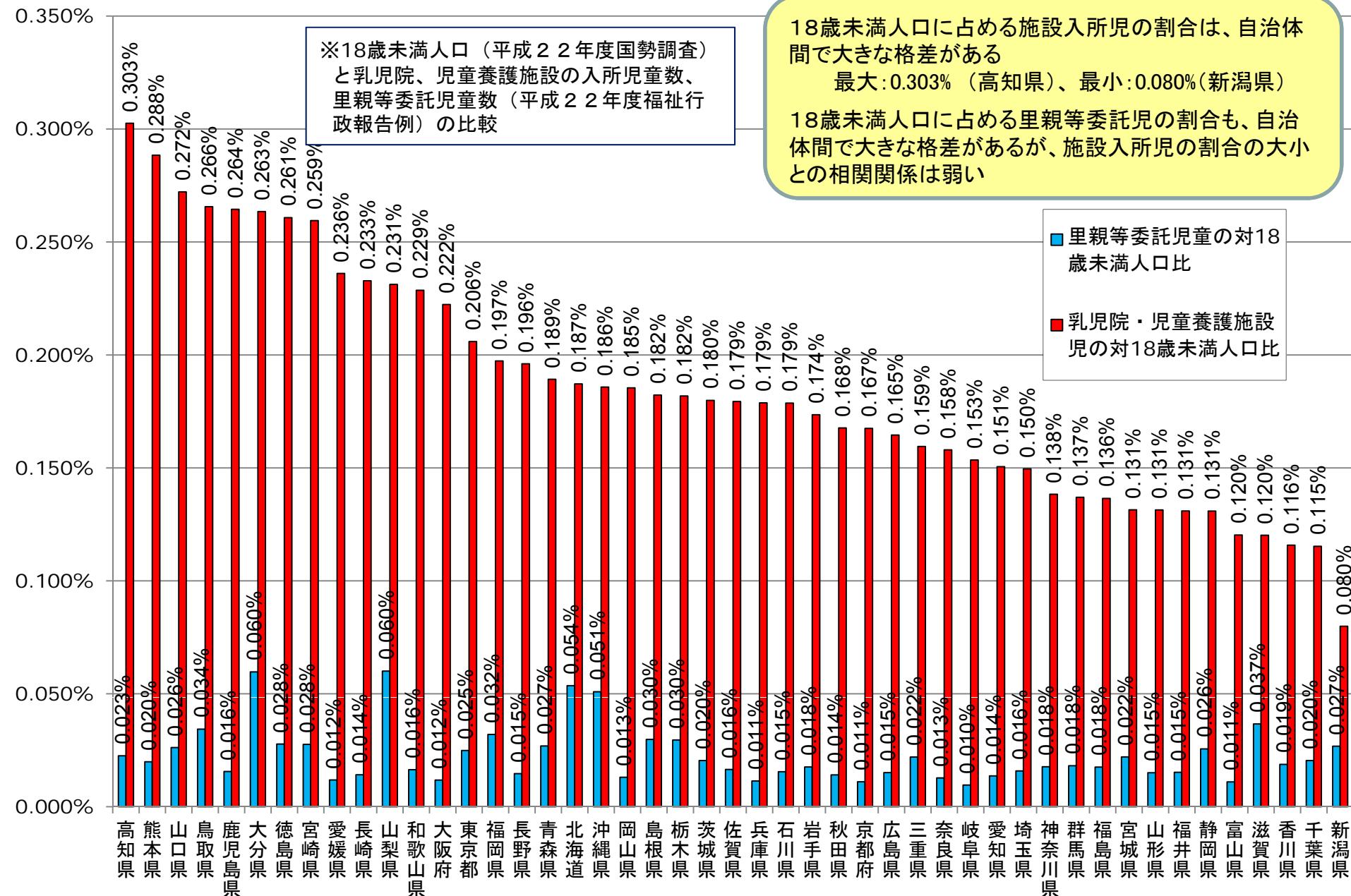
全国: 12.0%

最小: 5.0% (愛媛県)

最大: 33.6% (新潟県)



## ②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料)福祉行政報告例(平成23年3月末現在数)

	里親等		乳児院		児童養護施設		計	
	数(人) ①	率 ② (①/⑦)	数(人) ③	率 ④ (③/⑦)	数(人) ⑤	率 ⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)	
1	北海道	435	22.3%	52	2.7%	1,467	75.1%	1,954
2	青森県	58	14.2%	27	6.6%	323	79.2%	408
3	岩手県	37	10.1%	28	7.7%	300	82.2%	365
4	宮城県	83	16.8%	68	13.7%	344	69.5%	495
5	秋田県	22	8.4%	22	8.4%	217	83.1%	261
6	山形県	28	11.5%	13	5.3%	203	83.2%	244
7	福島県	60	12.9%	20	4.3%	386	82.8%	466
8	茨城県	100	11.4%	61	6.9%	718	81.7%	879
9	栃木県	97	16.2%	74	12.4%	426	71.4%	597
10	群馬県	61	13.3%	38	8.3%	361	78.5%	460
11	埼玉県	184	10.6%	157	9.0%	1,396	80.4%	1,737
12	千葉県	198	17.8%	76	6.8%	841	75.4%	1,115
13	東京都	442	12.1%	418	11.4%	2,797	76.5%	3,657
14	神奈川県	253	12.8%	159	8.1%	1,563	79.1%	1,975
15	新潟県	100	33.6%	29	9.7%	169	56.7%	298
16	富山県	19	9.1%	21	10.1%	168	80.8%	208
17	石川県	30	8.7%	26	7.5%	290	83.8%	346
18	福井県	21	11.7%	14	7.8%	145	80.6%	180
19	山梨県	86	26.0%	22	6.6%	223	67.4%	331
20	長野県	53	7.5%	48	6.8%	607	85.7%	708
21	岐阜県	34	6.3%	33	6.1%	475	87.6%	542
22	静岡県	159	19.6%	66	8.1%	588	72.3%	813
23	愛知県	175	9.1%	195	10.1%	1,555	80.8%	1,925
24	三重県	68	13.8%	30	6.1%	395	80.1%	493

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

	里親等		乳児院		児童養護施設		計	
	数(人) ①	率 ② (①/⑦)	数(人) ③	率 ④ (③/⑦)	数(人) ⑤	率 ⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)	
25	滋賀県	93	30.5%	34	11.1%	178	58.4%	305
26	京都府	45	6.6%	59	8.7%	576	84.7%	680
27	大阪府	166	5.3%	314	10.0%	2,649	84.7%	3,129
28	兵庫県	105	6.4%	145	8.8%	1,397	84.8%	1,647
29	奈良県	29	8.1%	31	8.6%	299	83.3%	359
30	和歌山県	26	7.2%	30	8.3%	306	84.5%	362
31	鳥取県	33	12.9%	32	12.5%	190	74.5%	255
32	島根県	34	16.3%	21	10.1%	153	73.6%	208
33	岡山県	42	7.0%	44	7.4%	511	85.6%	597
34	広島県	71	9.2%	43	5.6%	659	85.3%	773
35	山口県	59	9.6%	32	5.2%	522	85.2%	613
36	徳島県	33	10.6%	29	9.4%	248	80.0%	310
37	香川県	30	16.2%	16	8.6%	139	75.1%	185
38	愛媛県	27	5.0%	44	8.2%	467	86.8%	538
39	高知県	26	7.4%	25	7.2%	298	85.4%	349
40	福岡県	266	16.2%	143	8.7%	1,231	75.1%	1,640
41	佐賀県	25	9.2%	17	6.3%	230	84.6%	272
42	長崎県	34	6.1%	31	5.5%	494	88.4%	559
43	熊本県	61	6.9%	62	7.0%	761	86.1%	884
44	大分県	114	22.7%	15	3.0%	374	74.4%	503
45	宮崎県	54	10.7%	32	6.3%	421	83.0%	507
46	鹿児島県	45	5.9%	46	6.0%	672	88.1%	763
47	沖縄県	152	27.4%	21	3.8%	382	68.8%	555
	全国	4,373	12.0%	2,963	8.1%	29,114	79.9%	36,450

### (3) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

- 最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% <small>(静岡市・浜松市分を含む)</small>
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

## (4) 里親委託を推進するまでの課題と取り組み

### 里親委託を進めるまでの課題

#### ○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

#### ○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

#### ○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

#### ○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児童での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

### 里親委託を推進する取り組み例

#### ○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知つもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

#### ○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

#### ○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親による養育環境をつくる 等

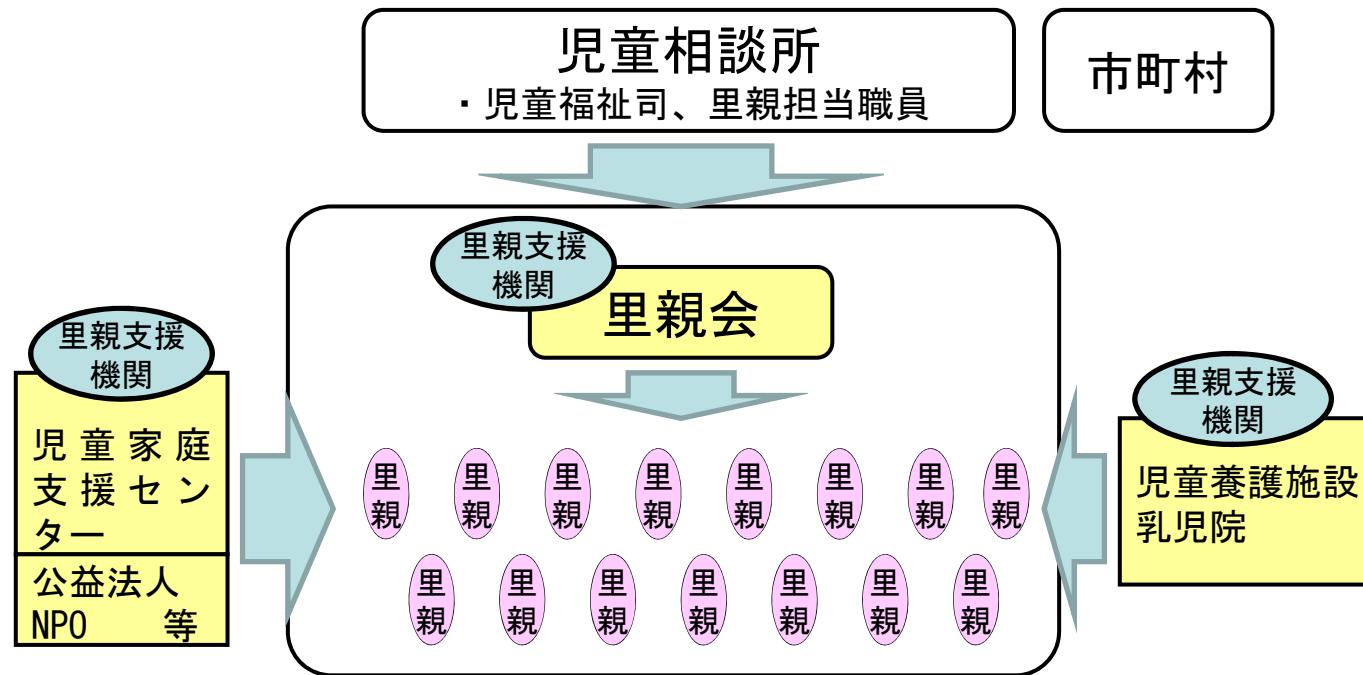
#### ○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府県市へのアンケート結果より)

# 11. 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	里親制度普及促進事業	普及啓発
実施主体		
・都道府県・指定都市・児相設置市		養育里親研修
・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親委託推進・支援等事業	専門里親研修
		里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

## (参考1) 里親支援機関事業の概要

### 里親支援機関事業

#### 里親制度普及促進事業 (都道府県・指定都市・児相設置市単位)

補助基準額：1都道府県市当たり 4,043千円（平成24年度）

##### ①普及促進

・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する

##### ②養育里親研修

・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する  
(養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施)

##### ③専門里親研修

・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

#### 里親委託推進・支援等事業 (児童相談所単位)

補助基準額：1か所当たり 7,395千円（平成24年度）

「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う

##### ①里親委託支援等

・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進

##### ②訪問支援

・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う

##### ③相互交流

・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

#### 実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

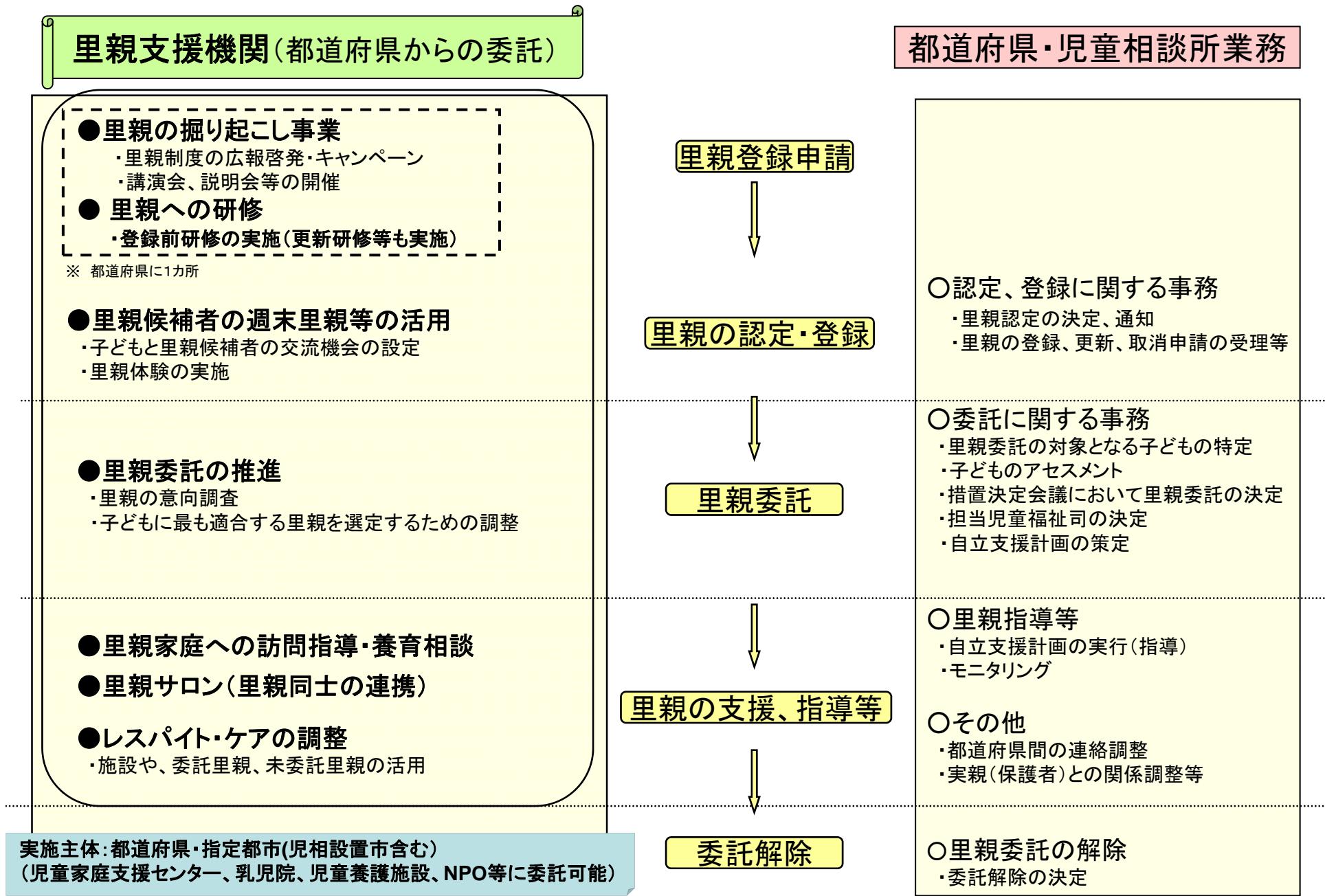
- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

## (参考2) 里親支援機関事業の実施状況（平成23年度）

事業種別			直営	委託	里親会	児童家庭支援センター	乳児院	児童養護施設	(社福)母子愛育会	公益法人NPO法人等
里親支援機関事業 69自治体 (全都道府県・指定都市・児童相談所設置市)	里親制度普及促進事業 68自治体	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
		専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託推進・支援等事業 60自治体	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		相互交流	31	37	23	5	1	2	0	6
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

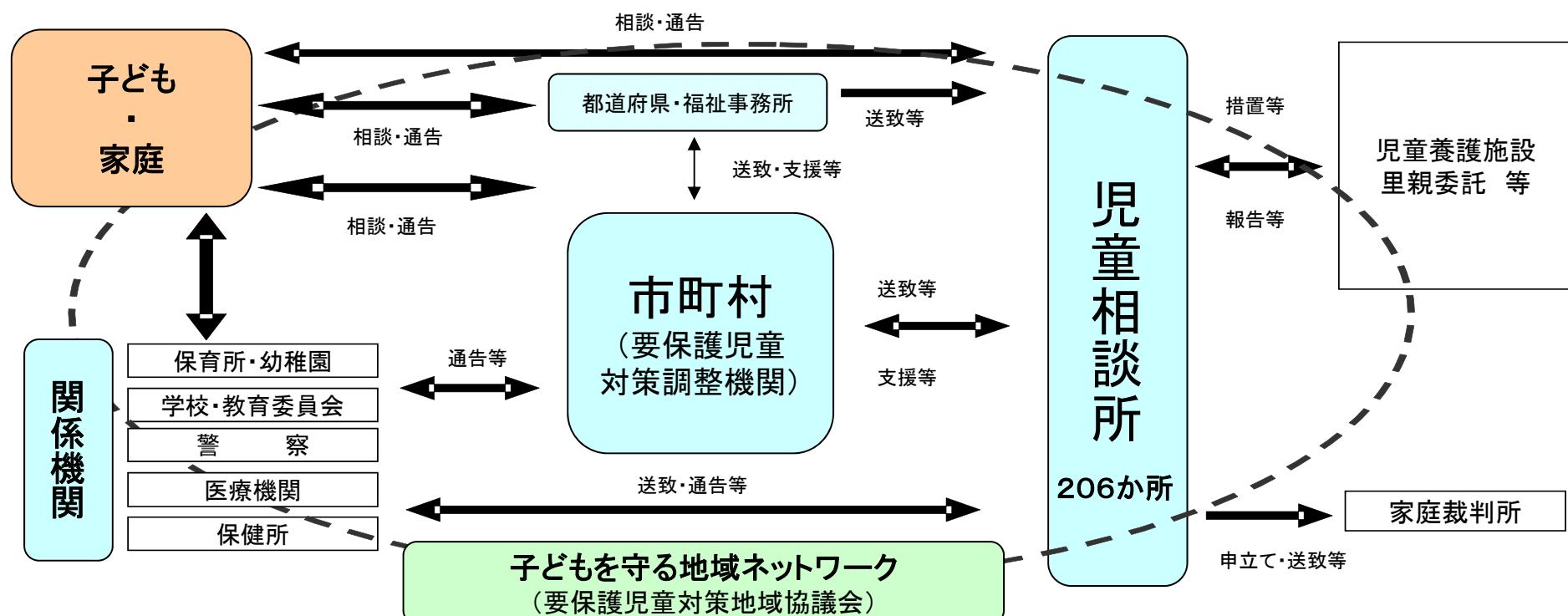
家庭福祉課調べ（平成23年4月）

## (参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割



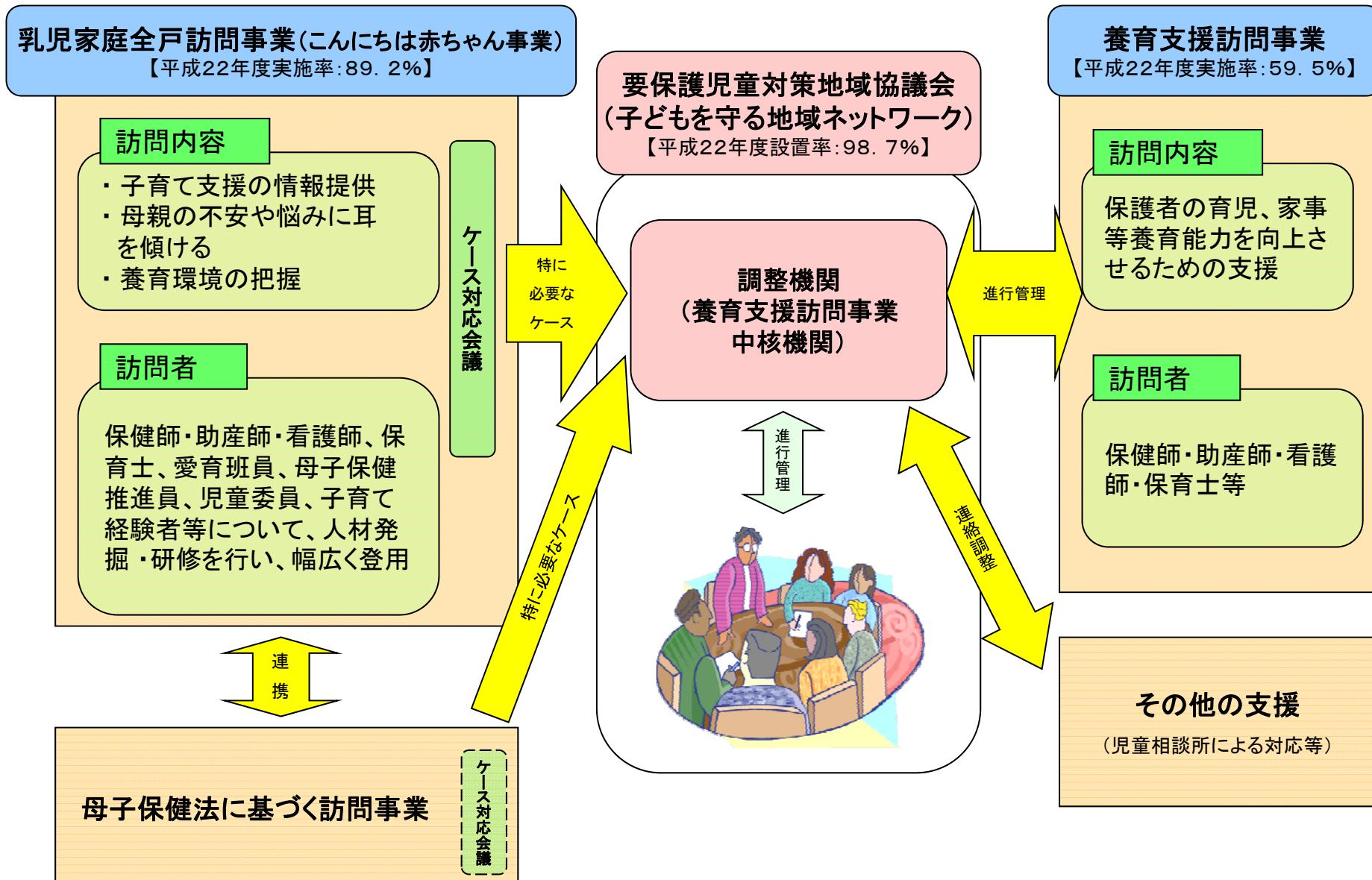
## 12. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
  - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
  - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
  - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



# 発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



# 13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

## 平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

### ①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
  - ・乳児院： 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
  - ・養護施設： 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

### ②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

### ③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

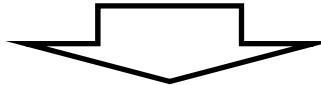
### ④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1m<sup>2</sup>→9.0m<sup>2</sup>、全体23.5m<sup>2</sup>→25.9m<sup>2</sup>、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47m<sup>2</sup>→3.3m<sup>2</sup>、H10)

### ⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





## 平成20年児福法改正時からの主な取組

### ○里親制度等の推進

- ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

### ○アフターケア事業の充実

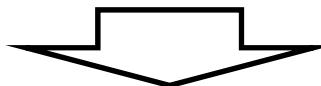
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

### ○施設の質の向上

- ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

### ○計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



## 今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

## 14. 平成23年に実施した事項

- (1) 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
- (2) 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（3月30日）
- (3) 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮約を作成して周知（3月30日）
- (4) 東日本大震災で両親を無くした児童について親族による里親制度を弾力適用（4月・5月～）
- (5) 児童虐待の防止等のための親権制度の見直し（民法及び児童福祉法の改正、6月3日公布）
- (6) 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日公布施行）
- (7) 「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ
  - ・児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（6月30日）
  - ・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（7月11日）
- (8) 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（7月29日少子化社会対策会議決定）  
※都道府県は、社会的養護等の専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保。  
※社会保障・税一体改革成案（6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）でも、社会保障の主な改革項目の中で、子ども子育ての分野に、社会的養護の充実が記載
- (9) 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
- (10) 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について通知（7月27日）
- (11) 社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
  - ・施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
  - ・社会的養護の施設の第三者評価の義務化
  - ・親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
  - ・自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- (12) 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
- (13) 施設運営指針及び里親等養育指針等について6つのワーキングによる検討（8月30日～）
- (14) 児童福祉施設最低基準の条例委任化のための従うべき基準・参酌すべき基準の策定（10月7日公布）
- (15) 児童養護施設等及び里親等の措置延長、措置継続、再措置等について通知（12月28日）

# (1)当面の実施要綱改正等の概要(平成23年4月実施)

## 1. 小規模グループケアの実施要綱改正

### ①定員要件の弾力化

- ・児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」

### ②グループ数要件の緩和

- ・「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能  
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」  
→「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。  
(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」

### ③管理宿直等職員の配置の要件緩和

- ・3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

### ④居室面積の基準の引上げ

- ・児童養護施設1人3.3m<sup>2</sup>以上→小学校以上は4.95m<sup>2</sup>

### ⑤毎年度指定の不要化

- ・都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

## 2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

### ①設置要件の弾力化等

- ・本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
- ・本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

### ②居室面積の基準の引上げ

- ・1人3.3m<sup>2</sup>以上→小学校以上は4.95m<sup>2</sup>

### ③毎年度指定の不要化

- ・都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

### 3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

#### ①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

### 4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

#### ①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

#### ②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

#### ③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

### 5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

### 6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。

- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかるることを周知。

- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

### 7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

### 8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示

- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

## (2) 里親委託ガイドラインの概要 (平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

### 2. 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
  - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
  - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができます、
  - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

### 3. 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

### 4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

### 5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

## 6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

## 7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

## 8. 子どもの権利擁護

- 里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これから的生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

## 9. 里親制度の普及と支援の充実

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。
- 児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

### (3) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要(平成23年6月17日公布施行)

#### 1. 職員配置基準関係

##### (1) 加算職員の配置の義務化

###### ① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

###### ② 個別対応職員

※ 乳児院(定員20人以下を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

###### ③ 心理療法担当職員(対象者10人以上に心理療法を行う場合)

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

##### (2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

###### ① 乳児院

- ・看護師・児童指導員・保育士: 1歳児 1. 7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1(現在は乳児1. 7:1のみ規定)
- ・定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

###### ② 母子生活支援施設

- ・母子支援員(母子指導員を改称)及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置(現在は各1人のみ規定)
- ・保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置(最低1人)

###### ③ 児童養護施設

- ・定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1. 7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

## 2. 設備基準関係

### ① 居室面積の下限の引上げ

- ・乳児院 1人1.65m<sup>2</sup>以上 → 2.47m<sup>2</sup>以上
- ・母子生活支援施設 1人概ね3.3m<sup>2</sup>以上 → 1室30m<sup>2</sup>以上
- ・児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム  
1人3.3m<sup>2</sup>以上 → 4.95m<sup>2</sup>以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3m<sup>2</sup>以上)

### ② 居室定員の上限の引下げ

- ・児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

### ③ 相談室の設置の義務化

- ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

## 3. 各施設の運営理念等関係

### ① 乳児院における養育 (第23条、第25条)

- ・「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

### ② 母子生活支援施設における生活支援 (第29条)

- ・「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・「授産場」の規定 (第30条) を削除 (現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

## 4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案しに改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

## (4)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正 の概要 (平成23年9月1日公布)

### 1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化 (児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

○ 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

#### ○施設長の資格要件

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

(a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師（乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師）

(b) 社会福祉士

(c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者

(d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの

イ 児童福祉司資格者にあっては、児童福祉事業（本庁児童担当課等を含む）の従事期間

ロ 社会福祉主事資格者にあっては、社会福祉事業の従事期間

ハ 社会福祉施設の勤務期間（イ又はロの期間を除く）

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c) (d)は5年以上（国立武蔵野学院講習修了者は3年以上）。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

#### ○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う（児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会）

## 2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成23年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましいこととする。  
※第三者評価基準については、種別の指針等ワーキングで検討の上で、年度内に全国のガイドラインの見直しを行い、その後、各都道府県で来年度前半に見直しを行い、実質的に、来年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする予定。  
※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

## 3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。  
※親族里親には、一般生活費（月額47,600円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。  
※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。  
このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。  
※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）  
※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

## 4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

## (5)児童福祉施設最低基準の条例委任について

### 1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
  - ① 従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
  - ② 参照すべき基準：地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるもの
  - ③ 標準：法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることができるもの

### 2. 改正の概要

#### ○児童福祉法の改正

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）
  - ➡・児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
  - ・人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参照すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

#### ○この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）

- ➡・省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参照すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

## 児童福祉施設最低基準「従うべき基準」一覧表

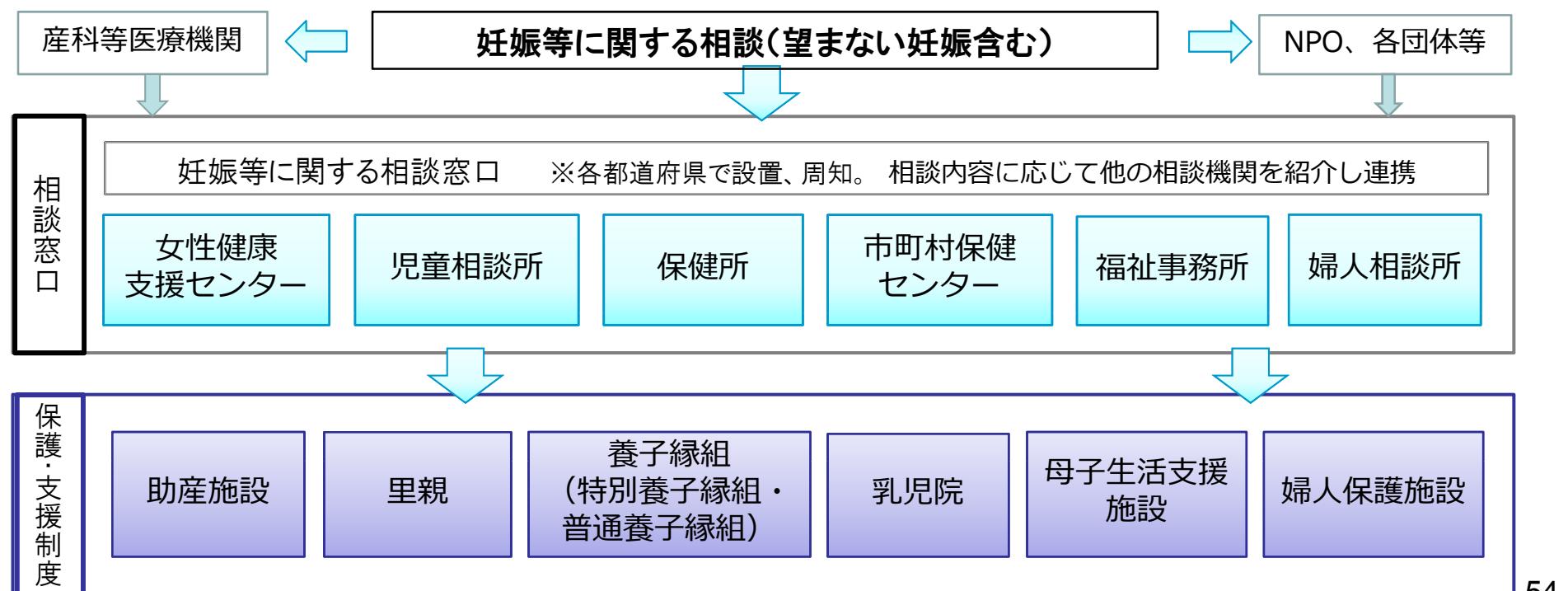
条項		規定内容
① 人 員 配 置 基 準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第17条(第2種助産施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任又は嘱託の助産師(医療法に配置が規定されている助産師とは別に最低1人配置)</li> <li>第2種助産施設の嘱託医の要件:産婦人科の診療に相当の経験を有する者。</li> </ul>
	第21条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。</li> <li>※乳幼児20人以下を入所させる施設は個別対応職員を置かないことができる。</li> <li>家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件</li> <li>看護師の配置(最低7人配置) <ul style="list-style-type: none"> <li>2歳未満の乳幼児おおむね1.7人につき1人</li> <li>2歳～3歳未満の幼児おおむね2人につき1人</li> <li>3歳以上の幼児おおむね4人につき1人</li> </ul> </li> <li>※看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる(ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上の看護師を配置)。</li> <li>※乳幼児20人以下を入所させる場合には、上述の保育士のほか、保育士を1人以上配置。</li> </ul>
	第22条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員又はこれに代わるべき者</li> <li>看護師の配置(最低7人配置(1人を除き、保育士又は児童指導員で代替可能))</li> </ul>
	第22条の2(乳児院の長の資格)	乳児院の長の資格要件
	第27条、第30条(母子生活支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員又はこれに代わるべき者、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員</li> <li>母子20世帯以上を入所させる施設の場合は、母子支援員2人、少年を指導する職員2人</li> <li>保育所に準ずる設備の保育士の配置(最低1人配置)乳幼児おおむね30人につき1人</li> </ul>
	第27条の2(母子生活支援施設の長の資格)	母子生活支援施設の長の資格要件
	第28条(母子支援員の資格)	母子支援員の資格要件
	第33条(保育所の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。</li> <li>保育士の配置(最低2人配置) <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人、3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき1人、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人</li> </ul> </li> <li>※認定こども園である保育所の場合 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね30人につき1人</li> </ul>

	条項	規定内容
	第38条(児童厚生施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の遊びを指導する者の配置、資格要件</li> </ul>
	第42条(児童養護施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(乳児が入所している施設の場合は)看護師、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員            ※児童40人以下を入所させる施設は栄養士を置かないことができる。            ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。</li> <li>・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件</li> <li>・児童指導員及び保育士の配置(児童45人以下を入所させる施設にあっては、下記に更に1人以上を加える。)           <ul style="list-style-type: none"> <li>3歳未満の幼児おおむね2人につき1人、3歳以上の幼児おおむね4人につき1人、</li> <li>少年おおむね6人につき1人</li> </ul> </li> <li>・看護師の配置(最低1人以上配置)           <ul style="list-style-type: none"> <li>乳児おおむね1.7人につき1人</li> </ul> </li> </ul>
	第43条(児童指導員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員の資格要件</li> </ul>
	第75条(情緒障害児短期治療施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員            ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。</li> <li>・心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の資格要件</li> <li>・心理療法担当職員の配置:おおむね児童10人につき1人</li> <li>・児童指導員及び保育士の配置(総数):おおむね児童5人につき1人</li> </ul>
	第75条の2(情緒障害児短期治療施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情緒障害児短期治療施設の長の資格要件</li> </ul>
	第80条(児童自立支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員            ※児童40人以下を入所させる施設は、栄養士を置かないことができる。            ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。</li> <li>・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件</li> <li>・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の配置(総数):おおむね児童5人につき1人</li> </ul>
	第81条(児童自立支援施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援施設の長の資格要件</li> </ul>
	第82条(児童自立支援専門員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童自立支援専門員の資格要件</li> </ul>
	第83条(児童生活支援員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生活支援員の資格要件</li> </ul>
	第88条の3(児童家庭支援センターの職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター業務担当職員の配置、資格要件</li> </ul>

	条項	規定内容
(2) 居室面積基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	・入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第19条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準)	・寝室(2.47m <sup>2</sup> /人)、観察室(1.65m <sup>2</sup> /人)
	第20条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準)	・乳幼児の養育のための専用の室(2.47m <sup>2</sup> /人)
	第26条第1号～第3号、第30条第1項(母子生活支援施設の設備の基準)	・母子室(30.0m <sup>2</sup> /室) ※保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所の居室に関する規定を準用
	第32条第1号～第3号・第5号・第6号(保育所の設備の基準) ※ 乳児室(第2号)、ほふく室(第3号)、保育室又は遊戯室(第6号)の面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域では「標準」とする。	・0、1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65m <sup>2</sup> /人)又はほふく室(3.3m <sup>2</sup> /人) ・2歳以上児を入所させる保育所 保育室(1.98m <sup>2</sup> /人)又は遊戯室(1.98m <sup>2</sup> /人)
	第41条第1号・第2号(児童養護施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95m <sup>2</sup> /人(乳幼児のみの居室は3.3m <sup>2</sup> /人))
	第74条第1号・第2号(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95m <sup>2</sup> /人)
(3) 人権に直結する運営基準等	第79条第2項(児童自立支援施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95m <sup>2</sup> /人)
	第9条(入所した者を平等に取り扱う原則)	・入所した者を平等に取り扱う原則
	第9条の2(虐待等の禁止)	・法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	第9条の3(懲戒権限の濫用禁止)	・法第47条の規定により施設長が懲戒するとき等に関する権限の濫用禁止
	第11条(食事)	・児童福祉施設における自園調理の原則、及びその場合の留意事項
	第14条の2(秘密保持等)	・職員の守秘義務、施設が秘密保持のために必要な措置をとる義務
	第15条(助産施設の医療法上の位置づけ)	・第1種助産施設: 医療法の病院又は診療所である助産施設 ・第2種助産施設: 医療法の助産所である助産施設
	第19条第1号、第26条第2号、第30条第1項、第32条第1号・第5号、第41条第1号、第74条第1号、第79条第2項(設備の基準(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設))	・調理室の設置(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
	第32条の2(保育所での食事に関する外部搬入の特例)	・第11条第1項(自園調理の原則)に関わらず外部搬入を認める要件
	第35条(保育指針)	・保育の内容を、厚生労働大臣が定めること。

## (6) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人（19.9%）が、日齢0日児（67人）又は日齢1日以上の月齢0か月児（10人）であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、平成21年度には、棄児が25人、3歳未満の置き去り児童が55人となっている。
- 平成23年7月27日付けて「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用の促進を図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



## (7) 施設運営指針及び里親等養育指針の検討ワーキングにおける検討について

- 「社会的養護の課題と将来像」に基づき、種別ごとの指針の検討を行うため、平成23年8月末に、6つのワーキングを設置。
- 各ワーキングで素案を作成し、平成24年1月に社会的養護専門委員会で議論し、3月までに策定予定。
- 里親・ファミリーホームWGでは、里親・ファミリーホーム養育指針とともに、里親支援のあり方について検討。
- 社会的養護の第三者評価の来年度の義務化に向けて、第三者評価ガイドラインの見直しを検討し、3月までに見直し予定。

### <施設運営指針等の策定>

社会保障審議会 児童部会  
社会的養護専門委員会

施設運営指針等ワーキング全体会議  
柏女靈峰委員長 + 6WG座長

### <第三者評価基準ガイドラインの見直し>

福祉サービス第三者評価事業に関する  
評価基準等委員会(全社協)

社会的養護施設関係分科会  
分科会長:石井哲夫 児童部会長  
+福田敬第三者評価基準部会長+5WG座長

### 施設運営指針等ワーキンググループ

◎は座長

○児童養護施設WG

(◎桑原教修、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)

○乳児院WG

(◎平田ルリ子、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)

○情緒障害児短期治療施設WG

(◎高田治、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)

○児童自立支援施設WG

(◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)

○母子生活支援施設WG

(◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)

○里親・ファミリーホームWG

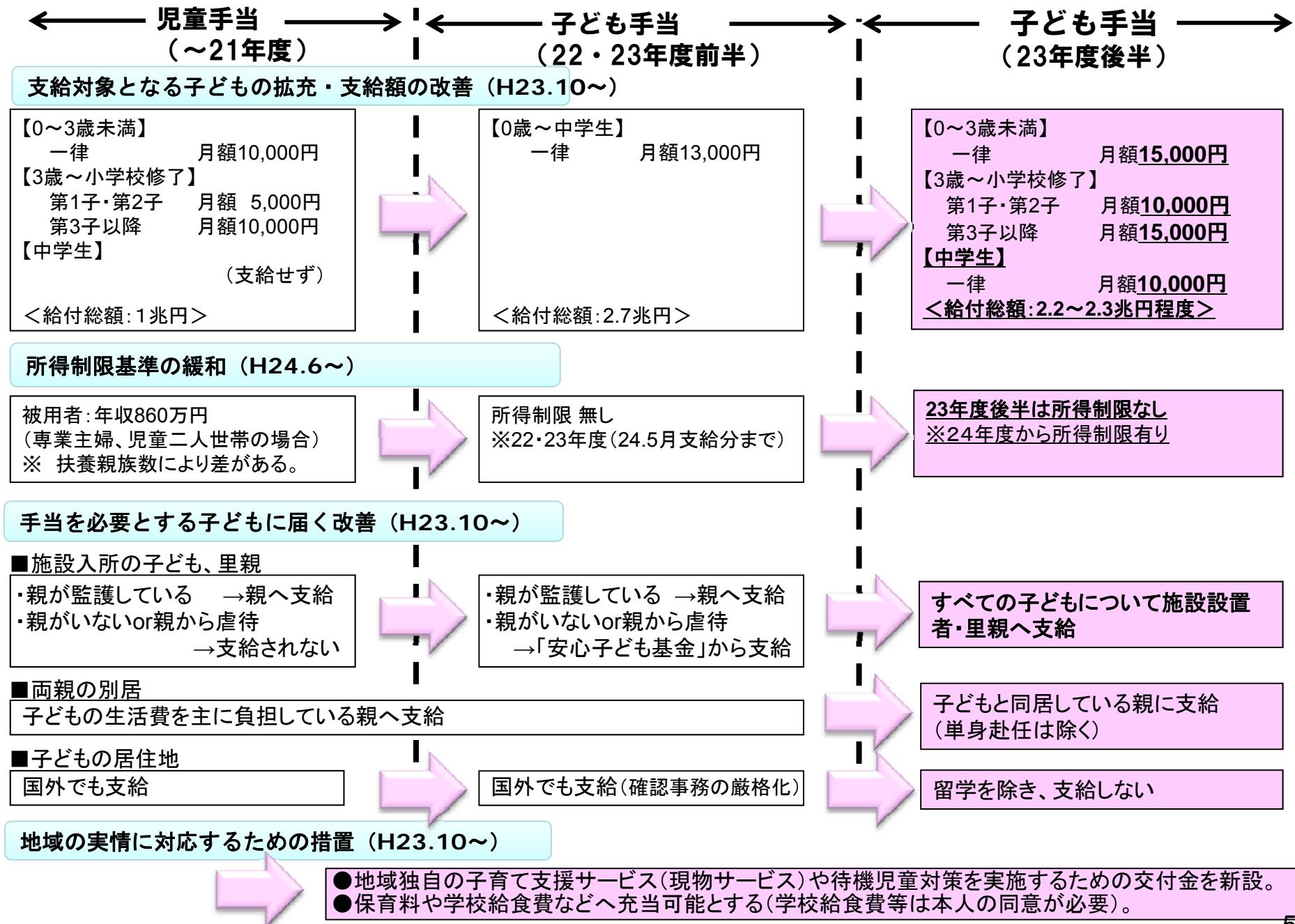
(◎星野崇、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、ト倉康行、宮島清、横堀昌子)

## 施設運営指針・里親養育指針等ワーキンググループ委員

◎は座長

児童養護施設WG	○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり	全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長
乳児院WG	○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高	全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長
情緒障害児短期治療施設WG	○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授
児童自立支援施設WG	○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄	全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授
里親・ファミリーホームWG	○星野 崇 木ノ内 博道 ト藏 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子	全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授
母子生活支援施設WG	○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美	全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授
全体会議座長： 柏女靈峰 淑徳大学総合福祉学部教授		

## (8) 平成23年度後半における子ども手当について



# 施設に入所等している子ども（施設入所等子ども）の子ども手当について

○児童養護施設に入所している子ども等については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していた。今般の法律では、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考え方の下、全ての子を支給対象とする。

**【支給対象者】** 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者  
※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給  
※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。  
※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子にかかる手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

**【支給額】**  
0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円  
3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円  
※施設の設置者に、第何子という概念が存在しないことや、入所している子の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの子には一人一律10,000円を支給。

**【対象施設等】** 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、救護施設、更正施設、婦人保護施設 等

**【適切な管理】** 子ども手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、子ども手当を、適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）  
・他の財産と区分して管理すること。・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。  
・手当の支給の趣旨に従って用いること。・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない子ども	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども	③それ以外の子ども（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
児童手当制度時	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）

23年度子ども手当特措法	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）
--------------	-----------	-----------	-----------

## (9) 民法等の一部を改正する法律の概要

- 児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。
- 公布の日（平成23年6月3日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

### 1 親権の喪失の制度等の見直し

#### ○ 親権停止制度の創設

（現行）  
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

（改正後）  
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

#### ○ 親権喪失原因の見直し

（現行）  
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）  
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

#### ○ 管理権喪失原因の見直し

（現行）  
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによってそのままの財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

（改正後）  
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

#### ○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

（現行）

- ・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
- ・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

（改正後）

- ・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
- ・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

#### ○ 施設長等の権限と親権との関係

（現行）

- ・施設長等は、児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとることができるものと規定があるのみ。
- ・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

（改正後）

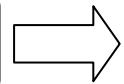
- ・施設長等が児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
- ・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関するその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

## 2 未成年後見制度等の見直し

### ○ 法人の未成年後見人の許容

(現行)

家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)

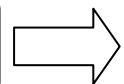
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。

(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

### ○ 複数の未成年後見人の許容

(現行)

未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)

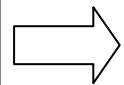
未成年後見人は、複数でもよい。

(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

施設入所中の児童に親権者等がいない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がいない児童については、親権を代行する者がいない。



(改正後)

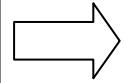
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

## 3 その他の改正

### ○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- ・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- ・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)

- ・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- ・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。  
(懲戒場に関する部分は削除)
- ・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

### ○ 一時保護の見直し

(現行)

一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるとときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)

2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

## 「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（47②）
- 施設長等が児童の監護等に關しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（47④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に關し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができ。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② (略)

## (参考) 乳児院、児童養護施設、里親等の状況

(1) 在籍児童の年齢 (平成20年2月1日現在)

(単位: 人)

区分	乳児院入所児童	児童養護施設入所児童	里親委託児童
0歳	790 (23.9%)	6 (0.1%)	59 (1.6%)
1歳	1,222 (37.0%)	34 (0.1%)	119 (3.3%)
2歳	931 (28.2%)	454 (1.4%)	160 (4.4%)
3歳	276 (8.4%)	1,120 (3.5%)	228 (6.3%)
4歳	62 (1.9%)	1,520 (4.8%)	217 (6.0%)
5歳	16 (0.5%)	1,711 (5.4%)	249 (6.9%)
6歳	1 (0.1%)	1,858 (5.9%)	220 (6.1%)
7歳	—	1,860 (5.9%)	234 (6.5%)
8歳	—	1,973 (6.2%)	217 (6.0%)
9歳	—	2,095 (6.6%)	196 (5.4%)
10歳	—	2,300 (7.3%)	181 (5.0%)
11歳	—	2,389 (7.6%)	196 (5.4%)
12歳	—	2,486 (7.9%)	179 (5.0%)
13歳	—	2,466 (7.8%)	183 (5.1%)
14歳	—	2,349 (7.5%)	195 (5.4%)
15歳	—	2,356 (7.5%)	216 (6.0%)
16歳	—	1,745 (5.5%)	190 (5.3%)
17歳	—	1,581 (5.0%)	192 (5.3%)
18歳以上	—	1,256 (4.0%)	178 (4.9%)
総数※	3,299 (100%)	31,593 (100%)	3,611 (100%)
平均年齢	1.2歳	10.6歳	9.3歳

※ 総数には年齢不詳も含む。

児童養護施設入所児童等調査結果 (平成20年2月1日現在)

## (2) 在籍児童の措置時の年齢（平成20年2月1日現在在籍児童）

(単位：人)

区分	乳児院入所児童	児童養護施設入所児童	里親委託児童
0歳	2,543 (77.1%)	59 (0.2%)	358 (9.9%)
1歳	597 (18.1%)	968 (3.1%)	437 (12.1%)
2歳	134 (4.1%)	6,763 (21.5%)	427 (11.8%)
3歳	16 (0.5%)	3,949 (12.6%)	422 (11.7%)
4歳	6 (0.2%)	2,819 (8.9%)	266 (7.4%)
5歳	—	2,442 (7.7%)	236 (6.5%)
6歳	—	2,432 (7.7%)	193 (5.3%)
7歳	—	1,977 (6.3%)	201 (5.6%)
8歳	—	1,881 (6.0%)	152 (4.2%)
9歳	—	1,657 (5.2%)	114 (3.2%)
10歳	—	1,511 (4.8%)	123 (3.4%)
11歳	—	1,259 (4.0%)	101 (2.8%)
12歳	—	1,154 (3.7%)	117 (3.2%)
13歳	—	1,053 (3.3%)	116 (3.2%)
14歳	—	864 (2.7%)	107 (3.0%)
15歳	—	505 (1.6%)	86 (2.4%)
16歳	—	163 (0.5%)	94 (2.6%)
17歳	—	43 (0.1%)	28 (0.8%)
18歳以上	—	9 (0.1%)	19 (0.5%)
総数※	3,299 (100%)	31,593 (100%)	3,611 (100%)
平均年齢	0.3歳	5.9歳	5.5歳

※ 総数には年齢不詳も含む。

児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）

## (3) 措置理由別児童数（平成22年度中新規措置児童）

(単位：人)

区分	乳児院入所児童	児童養護施設入所児童	里親委託児童
父母の死亡	16 (0.7%)	80 (1.5%)	85 (6.1%)
父母の行方不明	59 (2.5%)	114 (2.1%)	59 (4.2%)
父母の離婚	65 (2.8%)	144 (2.6%)	18 (1.3%)
父母の不和	39 (1.7%)	59 (1.1%)	13 (0.9%)
父母の拘禁	128 (5.5%)	328 (6.0%)	75 (5.4%)
父母の入院	272 (11.7%)	403 (7.4%)	128 (9.1%)
父母の就労	90 (3.9%)	218 (4.0%)	41 (2.9%)
父母の精神障害	465 (19.9%)	492 (9.0%)	115 (8.2%)
父母の放任怠惰	190 (8.2%)	641 (11.7%)	101 (7.2%)
父母の虐待	374 (16.0%)	1,793 (32.7%)	208 (14.8%)
棄児	12 (0.5%)	6 (0.1%)	23 (1.6%)
父母の養育拒否	158 (6.8%)	215 (3.9%)	254 (18.1%)
破産等経済的理由	148 (6.3%)	225 (4.1%)	97 (6.9%)
児童の監護困難	— —	295 (5.4%)	73 (5.2%)
その他	315 (13.5%)	460 (8.4%)	113 (8.1%)
合計	2,331 (100.0%)	5,473 (100.0%)	1,403 (100.0%)

家庭福祉課調べ

## (4) 在所期間別在籍児童数（平成23年3月1日現在在籍児童）

(単位：人)

区分	乳児院入所児童		児童養護施設入所児童		里親委託児童	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,561	48.7%	4,806	15.8%	975	24.7%
1年以上2年未満	999	31.2%	3,886	12.7%	631	16.0%
2年以上3年未満	466	14.6%	3,612	11.8%	477	12.1%
3年以上4年未満	141	4.4%	3,045	10.0%	361	9.2%
4年以上5年未満	27	0.8%	2,491	8.2%	274	6.9%
5年以上6年未満	7	0.2%	2,114	6.9%	256	6.5%
6年以上7年未満	2	0.1%	1,955	6.4%	206	5.2%
7年以上8年未満	-	-	1,671	5.5%	206	5.2%
8年以上9年未満	-	-	1,466	4.8%	139	3.5%
9年以上10年未満	-	-	1,416	4.6%	103	2.6%
10年以上11年未満	-	-	1,118	3.7%	80	2.0%
11年以上12年未満	-	-	894	2.9%	65	1.6%
12年以上13年未満	-	-	688	2.3%	50	1.3%
13年以上14年未満	-	-	538	1.8%	33	0.8%
14年以上15年未満	-	-	411	1.3%	33	0.8%
15年以上16年未満	-	-	249	0.8%	33	0.8%
16年以上17年未満	-	-	116	0.4%	18	0.5%
17年以上18年未満	-	-	25	0.1%	7	0.2%
18年以上	-	-	13	0.0%	4	0.1%
総 数	3,203	100.0%	30,514	100.0%	3,951	100.0%
平均年齢	1.3年間		5.0年間		4.0年間	

## (5) 在所期間別退所児童数（平成22年度中に退所した児童）

(単位：人)

区分	乳児院退所児童		児童養護施設退所児童		里親委託解除児童	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	276	11.7%	169	2.9%	182	14.0%
1か月以上2か月未満	190	8.1%	180	3.1%	76	5.8%
2か月以上6か月未満	356	15.1%	398	6.8%	150	11.5%
6か月以上1年未満	323	13.7%	499	8.5%	195	15.0%
1年以上2年未満	576	24.5%	757	12.9%	242	18.6%
2年以上3年未満	442	18.8%	627	10.7%	102	7.9%
3年以上4年未満	137	5.8%	564	9.6%	73	5.6%
4年以上5年未満	42	1.8%	416	7.1%	78	6.0%
5年以上6年未満	7	0.3%	334	5.7%	42	3.2%
6年以上7年未満	5	0.2%	243	4.2%	25	1.9%
7年以上8年未満	-	-	231	3.9%	32	2.7%
8年以上9年未満	-	-	202	3.5%	8	0.6%
9年以上10年未満	-	-	208	3.6%	10	0.8%
10年以上11年未満	-	-	184	3.1%	10	0.8%
11年以上12年未満	-	-	166	2.8%	6	0.5%
12年以上13年未満	-	-	170	2.9%	10	0.8%
13年以上14年未満	-	-	123	2.1%	12	0.9%
14年以上15年未満	-	-	122	2.1%	14	1.1%
15年以上16年未満	-	-	142	2.4%	14	1.1%
16年以上17年未満	-	-	102	1.7%	10	0.8%
17年以上18年未満	-	-	15	0.3%	3	0.2%
18年以上	-	-	2	0.1%	3	0.2%
総 数	2,354	100.0	5,854	100.0%	1,297	100.0%
平均年齢	1.4年間		5.1年間		2.6年間	

(6) 児童養護施設の入退所の状況（平成22年度中）

(単位：人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数							
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除						変更 他の児童 福祉施設等	
				家庭環境 改善	養子 縁組	自立 就職	無断 外出	死亡	その他		
1,160	4,248	65	5,473	3,390	25	1,275	25	5	393	5,113	741

↑

変更前の内訳

乳児院	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	その他	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホー ム	母子生活 支援施設	その他
700	197	69	70	22	83	19	187	51	154	159	30	4	156

↓

変更後の内訳

他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホー ム	母子生活 支援施設	その他
--------------	---------------------	--------------	----	------------------	--------------	-----

(7) 乳児院の入退所の状況（平成22年度中）

(単位：人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数					
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除				変更 他の児童福 祉施設等	
				家庭環境 改善	養子縁組	死亡	その他		
104	1,989	238	2,331	1,209	45	2	46	1,302	1,052

↑

変更前の内訳

他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	その他
29	18	8	49

↓

変更後の内訳

他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミリー ホーム	児童養護 施設	その他
29	9	217	5	741	51

(8) 里親の委託・委託解除の状況（平成22年度中）

(単位：人)

平成22年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計
582	771	50	1,403

平成22年度委託解除児童数						
解除						変更
家庭環境改善	養子 縁組	自立 自活	無断 外出	死亡	その他	計
389	239	151	9	3	130	921
						376

変更前の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他
273	177	6	29	1	76	5	15

変更後の内訳							
乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他
14	104	6	8	1	77	146	20

(9) 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成22年度実績）

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	183	335	817
児童養護施設	35	60	220
乳児院	9	14	49
その他	9	13	50
合計	236	422	1,136

※レスパイト・ケアを利用した  
里親世帯数…238世帯

(8)(9):家庭福祉課調べ

## (10) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,590 (48.2%)	10,040 (31.8%)	645 (17.9%)
父のみ（養父含む）	85 (2.6%)	4,966 (15.7%)	351 (9.7%)
母のみ（養母含む）	1,253 (37.9%)	11,235 (35.6%)	1,445 (40.0%)
両親ともいない	68 (2.1%)	2,730 (8.6%)	769 (21.3%)
両親とも不明	65 (2.0%)	708 (2.2%)	243 (6.7%)
不詳	238 (7.2%)	1,914 (6.1%)	158 (4.4%)
総数	3,299 (100.0%)	31,593 (100.0%)	3,611 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

## (11) 里親の状況（平成23年3月1日現在）

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
		一方が働いている	1,477 (48.6%)
3,040	夫婦世帯 2,732	共働き	1,067 (35.1%)
		どちらも働いていない	188 (6.2%)
		ひとり親世帯 308	働いている
			174 (5.7%)
			働いていない
			134 (4.4%)

## (12) 新生児等の措置先（平成22年度中）

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	408	41	449
0歳児（1か月以上）	944	105	1,049
1歳以上2歳未満	560	127	687
合計	1,912	273	2,185

(11) (12) : 家庭福祉課調べ

(13) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別) (平成22年度)

(家庭福祉課 調べ)

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	6	11	2	7	24	11
青森県	2	3	1	0	0	0
岩手県	5	8	3	0	1	0
宮城县	2	6	3	0	1	1
秋田県	2	4	3	0	0	0
山形県	2	9	1	0	0	0
福島県	5	6	3	1	3	7
茨城県	8	19	5	1	0	0
栃木県	8	11	5	0	2	2
群馬県	4	7	11	0	0	3
埼玉県	31	50	37	0	4	9
千葉県	12	25	6	0	6	14
東京都	70	172	122	0	0	13
神奈川県	2	8	12	0	5	4
新潟県	2	4	0	0	3	2
富山県	5	8	6	0	0	1
石川県	2	5	0	0	0	0
福井県	6	2	1	0	0	0
山梨県	0	1	1	0	3	8
長野県	5	16	5	1	1	2
岐阜県	5	9	0	1	0	2
静岡県	5	20	6	0	2	0
愛知県	10	18	25	9	5	2
三重県	5	17	5	0	0	0
滋賀県	2	5	5	0	0	3
京都府	0	1	3	0	1	0
大阪府	20	38	39	3	1	2
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	3	9	8	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	9	2	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	22	16	0	1	0
広島県	1	3	0	0	0	0
山口県	5	6	6	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	0	16	3	0	0	0
香川県	2	3	1	0	0	0
愛媛県	1	13	3	0	0	0
高知県	5	11	4	0	0	0
福岡県	14	28	19	0	1	1
佐賀県	5	4	3	0	0	0
長崎県	2	5	2	0	0	0
熊本県	1	8	3	0	0	3
大分県	5	16	5	5	10	4
宮崎県	4	12	4	0	0	0
鹿児島県	10	5	2	0	2	1
沖縄県	5	17	1	1	3	1
札幌市	8	14	3	7	5	6
仙台市	7	8	3	0	0	0
さいたま市	5	14	4	0	2	1
千葉市	1	5	1	0	0	1
横浜市	9	33	11	0	0	2
川崎市	3	11	13	0	0	2
相模原市	2	6	2	0	0	0
新潟市	0	1	0	1	2	0
静岡市	2	14	3	1	3	1
浜松市	5	0	2	1	3	1
名古屋市	10	20	15	1	1	3
京都府	6	8	10	0	1	0
大阪市	19	62	43	0	3	5
堺市	3	13	12	0	0	0
神戸市	6	3	4	0	0	0
岡山市	0	5	5	0	0	0
広島市	0	0	0	1	0	2
北九州市	3	12	9	0	0	1
福岡市	7	23	5	0	3	2
横須賀市	0	2	1	0	0	0
金沢市	4	2	3	0	0	0
熊本市	9	7	9	0	0	2
合計	408	944	560	41	105	127

(14) 里親申込の動機

総 数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不 詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5%	1.2%

(15) 委託児童数

総 数	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳
2,626	1,360	657	292	149	130	38
100.0%	51.8%	25.0%	11.1%	5.7%	5.0%	1.4%

(16) 里親の年齢

	総 数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不 詳
里 父	2,626	12	148	599	1,024	621	219	3
	100.0%	0.5%	5.6%	22.80%	39.0%	23.6%	8.3%	0.1%
里 母	2,626	26	195	828	999	538	－	40
	100.0%	1.0%	7.4%	31.5%	38.0%	20.5%	－	1.5%

(17) 里親の職業

総 数	社会福祉事業従事者	教 員	専門・技術	管 理	事 務	販 売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他 の就業	不 詳
2,626	198	82	503	110	336	158	110	131	206	270	435	87
100.0%	7.5%	3.1%	19.2%	4.2%	12.8%	6.0%	4.2%	5.0%	7.8%	10.3%	16.6%	3.3%

## (18) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総 数		31,593 (100.0%)	3,299 (100.0%)	3,611 (100.0%)	1,104 (100.0%)	1,995 (100.0%)
交流 あり	帰宅	16,657 (52.7%)	652 (19.8%)	327 (9.1%)	762 (69.0%)	904 (45.3%)
	面会	5,947 (18.8%)	1,693 (51.3%)	461 (12.8%)	180 (16.3%)	309 (15.5%)
	電話手紙 連絡	3,020 (9.6%)	237 (7.2%)	193 (5.3%)	55 (5.0%)	147 (7.4%)
交流なし		5,071 (16.1%)	667 (20.2%)	2,598 (71.9%)	99 (9.0%)	146 (7.3%)
不詳		898 (2.8%)	50 (1.5%)	32 (0.9%)	8 (0.7%)	489 (24.5%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

## (19) 家族との交流の頻度 ((18)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳 兒 院 児	帰 宅	652 (100.0%)	399 (61.2%)	230 (35.3%)	23 (3.5%)	0 (0.0%)
	面 会	1,693 (100.0%)	828 (48.9%)	737 (43.5%)	127 (7.5%)	1 (0.1%)
	電話手紙 連絡	237 (100.0%)	85 (35.9%)	113 (47.7%)	39 (16.4%)	0 (0.0%)
養 護 施 設 児	帰 宅	16,657 (100.0%)	4,025 (24.2%)	11,694 (70.2%)	924 (5.5%)	14 (0.1%)
	面 会	5,947 (100.0%)	1,162 (19.5%)	4,072 (68.5%)	704 (11.8%)	9 (0.2%)
	電話手紙 連絡	3,020 (100.0%)	590 (19.5%)	1,917 (63.5%)	501 (16.6%)	12 (0.4%)
里 親 委 託 児	帰 宅	327 (100.0%)	103 (31.5%)	178 (54.4%)	43 (13.1%)	3 (0.9%)
	面 会	461 (100.0%)	91 (19.7%)	287 (62.3%)	82 (17.8%)	1 (0.2%)
	電話手紙 連絡	193 (100.0%)	34 (17.6%)	102 (52.8%)	54 (28.0%)	3 (1.6%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

## (20) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援施設
総数	129 (100.0%)	585 (100.0%)	37 (100.0%)	58 (100.0%)
20人以下	52 (40.3%)	4 (0.7%)	1 (2.7%)	1 (1.7%)
21～30	34 (26.4%)	61 (10.4%)	9 (24.3%)	4 (6.9%)
31～40	21 (16.3%)	92 (15.7%)	14 (37.8%)	6 (10.3%)
41～50	11 (8.5%)	124 (21.2%)	11 (29.7%)	14 (24.3%)
51～60	5 (3.9%)	97 (16.6%)	2 (5.4%)	11 (18.9%)
61～70	2 (1.6%)	71 (12.1%)		5 (8.6%)
71～80	3 (2.3%)	47 (8.0%)		4 (6.9%)
81～90	1 (0.8%)	35 (6.0%)		3 (5.2%)
91～100		24 (4.1%)		4 (6.9%)
101～110		13 (2.2%)		
111～120		5 (0.9%)		1 (1.7%)
121～150		7 (1.2%)		3 (5.2%)
151人以上		5 (0.9%)		2 (3.4%)

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

(21) ファミリーホーム(①)、自立援助ホーム(②)、児童家庭支援センター(③)の実施状況

	①	②	③
北海道	7	2	8
青森県	3		1
岩手県		1	1
宮城県	3		1
秋田県		1	
山形県	2		2
福島県			
茨城県	4	2	2
栃木県	1	2	
群馬県	5	1	2
埼玉県	2	3	3
千葉県	3	4	4
東京都	13	18	
神奈川県		2	
新潟県			
富山県	1		
石川県			2
福井県			4

	①	②	③
山梨県	4	1	1
長野県			
岐阜県		1	3
静岡県	3	2	1
愛知県	3		
三重県	3	1	1
滋賀県	6	1	1
京都府			2
大阪府	1	2	1
兵庫県			6
奈良県	1		2
和歌山県		1	1
鳥取県	1	3	1
島根県			1
岡山県	2	1	1
広島県	1		
山口県	2	1	4
徳島県	1		1

	①	②	③
香川県	1	1	1
愛媛県	2		1
高知県	3	1	3
福岡県	2		1
佐賀県			
長崎県	1	2	1
熊本県			1
大分県	9	1	2
宮崎県			1
鹿児島県	1	2	
沖縄県	10	1	1
札幌市	4	3	5
仙台市			1
さいたま市	1	2	
千葉市	1		3
横浜市	8	2	3
川崎市	3	1	2
相模原市	1		

	①	②	③
新潟市	1	1	
静岡市			
浜松市			
名古屋市	1	1	1
京都市	1	1	
大阪市	4	3	1
堺市			1
神戸市			2
岡山市	3	2	
広島市	1	1	
北九州市	4	2	1
福岡市	8	1	
横須賀市	2		
金沢市			1
熊本市	1	1	
合計	145	82	87

(平成23年10月1日現在家庭福祉課調べ)

(22) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成23年9月現在：家庭福祉課調べ）

	児童相談所の体制			里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児相数	里親担当職員		里親委託等推進員		里親委託等推進員の配置状況					
		うち専任	うち他業兼務	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全国	206	325	52	273	108	25	83	87	4	6	11
1 北海道	8	8	8		8	8					8
2 青森県	6	8		8	1		1	1			
3 岩手県	3	3		3	1		1	1			
4 宮城県	3	4		4	2	2		2			
5 秋田県	3	4	1	3							
6 山形県	2	2		2	1	1				1	
7 福島県	4	4		4	4		4	4			
8 茨城県	3	3		3	1		1	1			
9 栃木県	3	3		3	3		3	3			
10 群馬県	3	4		4	3		3	3			
11 埼玉県	6	11		11	7		7	7			
12 千葉県	6	12	6	6	1		1			1	
13 東京都	11	22	13	9	3	3			3		
14 神奈川県	5	5		5	5		5	5			
15 新潟県	5	19		19							
16 富山県	2	2		2	2		2			2	
17 石川県	2	3		3	2		2	2			
18 福井県	2	2		2							
19 山梨県	2	2		2	1		1	1			
20 長野県	5	9		9							
21 岐阜県	5	6	1	5	1		1	1			
22 静岡県	7	11		11	3		3	3			
23 愛知県	10	24		24	2		2	2			
24 三重県	6	14		14	1		1	1			
25 滋賀県	2	2		2	1		1	1			
26 京都府	3	3		3							
27 大阪府	6	8	1	7	5		5	5			
28 兵庫県	6	6	1	5							
29 奈良県	2	3		3	1		1	1			
30 和歌山県	2	3		3	1		1	1			
31 鳥取県	3	4		4	1	1				1	
32 島根県	4	8		8							

	児童相談所の体制	里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制								
		児相数	里親担当職員		里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況		
			うち専任	うち他業兼務	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置
33	岡山県	3	3		3	2		2	2	
34	広島県	3	3	1	2	3	2	1	3	
35	山口県	5	5		5	1		1	1	
36	徳島県	3	4		4	1	1			1
37	香川県	2	3	1	2	1	1		1	
38	愛媛県	3	3		3					
39	高知県	2	6	1	5					
40	福岡県	6	6		6	4		4	4	
41	佐賀県	1	2	1	1	1		1	1	
42	長崎県	2	2		2	2		2	2	
43	熊本県	2	2		2	1		1	1	
44	大分県	2	2	1	1	2		2	2	
45	宮崎県	3	18		18					
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1	
47	沖縄県	2	2	2		2	2		2	
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1	
49	仙台市	1	1		1	1		1	1	
50	さいたま市	1	5		5	1		1	1	
51	千葉市	1	1		1					
52	横浜市	4	8	4	4	4		4	4	
53	川崎市	3	3	1	2	1		1	1	
54	相模原市	1	2	1	1	1		1	1	
55	新潟市	1	2		2					
56	静岡市	1	1		1	1		1	1	
57	浜松市	1	3		3	1		1	1	
58	名古屋市	2	6		6	2		2	2	
59	京都	1	2		2	2		2		2
60	大阪市	1	6	6		1		1	1	
61	堺市	1	2	1	1	2		2		2
62	神戸市	1	5		5	1	1		1	
63	岡山市	1	1		1	1		1	1	
64	広島市	1	1	1		1		1	1	
65	北九州市	1	1	1						
66	福岡市	1	2	2		2		2	2	
67	横須賀市	1	1		1	1		1	1	
68	金沢市	1	2		2	1	1			1
69	熊本市	1	1		1	2		2	2	

児発1228第2号  
平成23年12月28日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していくよう、自立支援の充実が重要となっている。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。

このため、措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が重要であるとともに、自立生活能力がないまま措置解除することのないよう18歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施する必要があるので、次の事項に留意の上、御配意願いたい。

なお、昭和63年3月29日児発第266号厚生省児童家庭局長通知「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」及び平成8年1月29日児家第1号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

#### 1 措置延長の積極的活用について

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第31条により、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

なお、措置延長については、児童養護施設等にあってはその入所定員の範囲内で行うこととし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）による措置費等の支弁の対象であること。

2 中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続について

中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。

なお、措置解除しない場合、当該児童と他の児童とは生活形態が異なり、生活体験の差異も日々大きくなることが考えられるので、他の児童との関係において、その養育に関して施設長や里親等は十分配慮する必要があること。

3 再措置について

措置を解除し就職した後、何らかの理由により離職し、自立するに至っていない児童や、措置を解除し家庭復帰した後、再度家庭環境が悪化した児童等について、再び養護に欠ける状態にある場合には、児童相談所の児童福祉司や施設職員による訪問指導を充実させることにより、養護に欠ける状態の解消を図るとともに、必要な場合には、児童養護施設等への入所や里親等への委託の再措置を行うこと。

なお、この場合にあっては、養育の連続性の観点からも当該児童が措置解除前に入所していた児童養護施設等又は委託されていた里親等に再措置されることが望ましい。

4 児童養護施設から大学等に進学する児童等への配慮について

児童養護施設から大学等へ進学する児童等について、生活が不安定で継続的な養育を必要とする場合には、満20歳に達するまでの間、法第31条を適用し保護期間の延長をすることができる。しかし、児童の状況等により当該規定を適用しない場合や満20歳に達したことで措置を解除することとなった場合で、家庭復帰等が難しい場合には、その学業が終了するまでの間、引き続き児童養護施設から通学させることは差し支えない。この場合において、食費等については実費を徴収するなど適切に行うものとする。

なお、この措置を採ることによって入所中の児童の養育の質の低下を招かないように配慮する必要がある。

5 その他

児童養護施設等においては、社会的養護の趣旨にかんがみ、年齢の高い児童を含め、様々な困難を抱えている児童等を積極的に受け入れ、自立のための支援を行う必要がある。